

丹原町鞍瀬

令和 5 年度
西条市環境報告書



環境部 環境政策課・衛生課・衛生施設課

令和5年度版
西条市環境報告書

目次

第1章 総論

1 西条市の概況	1
(1) 地勢	
(2) 気候	
(3) 人口	
(4) 産業	
2 環境行政の体制	2
(1) 市の行政組織	
(2) 環境基本条例	
(3) 環境基本計画	
(4) 西条市環境審議会	

第2章 各種施策の実施状況

1 環境教育	4
2 水環境	7
3 自然環境	10
4 生活環境	11
5 社会環境	16
6 地球環境	17

環境保全業務資料集

1 環境保全協定	21
2 水質	22
3 大気	56
4 騒音	69
5 振動	81
6 悪臭	86
7 土壌	89
8 ダイオキシン対策	90
9 廃棄物	92

第1章 総論

1. 西条市の概況

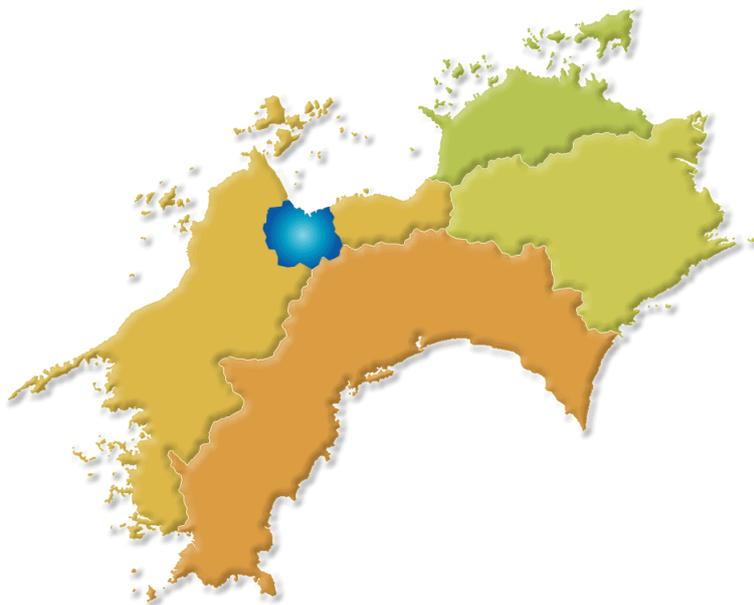
(1) 地勢

本市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域で、瀬戸内海（燧灘）に面しています。

西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心とする石鎚連峰を背景に、本市の南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県内有数の農業地帯となっています。

また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が圏域内を流れており、豊かな水資源を供給しています。

本市の総面積は 510.04 km² で、可住地はそのうち約 30%にあたる 155 km² で、残りは林野となっています（令和元年 10 月 1 日現在）。



(2) 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は 16℃前後、また年平均降水量は年ごとに変動はありますが、過去 10 年平均 1,500mm 程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

第1章 総論

(3) 人口

住民基本台帳人口は、令和6年3月末日現在 103,972 人で、減少傾向にあります。

(4) 産業

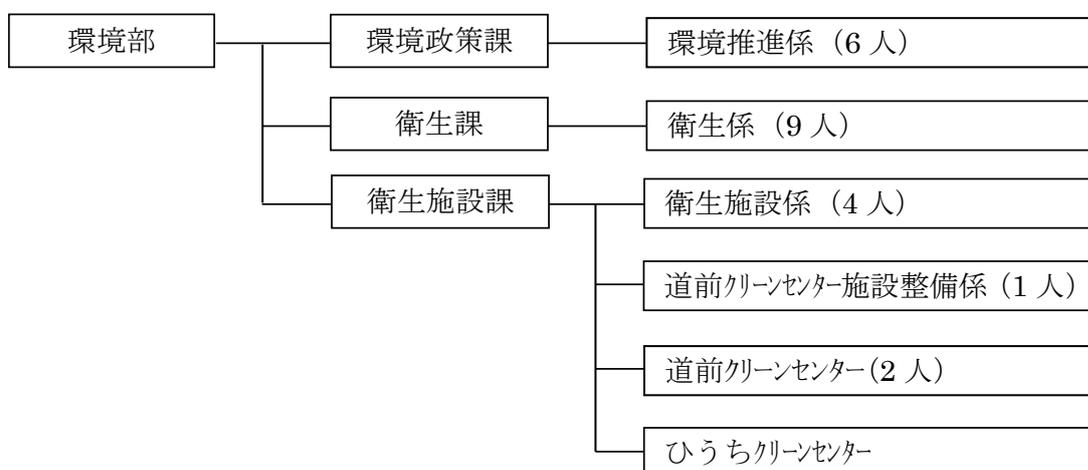
第1次産業は、県内有数の複合農業地帯（米作・麦作・野菜・果樹・花き・畜産）であるとともに、海苔・車えび、かに類などの水産物にも恵まれています。

また、第2次産業は、主に沿岸の埋立地での大規模製造業を中心に優れた集積を有しており、地域経済の基幹となっていますが、その一方で第3次産業については、都市規模に対してやや機能が弱い状況にあります。

2. 環境行政の体制

(1) 市の行政組織（令和6年3月31日現在）

《 本庁 》



《 支所・サービスセンター 》

西部支所 ———— 環境課 ———— 生活環境係 (3人)

丹原サービスセンター ———— 市民福祉課 ———— 市民福祉係 (1人)

小松サービスセンター ———— 市民福祉課 ———— 市民福祉係 (1人)

※係等の職員数は、正規職員数（再任用職員を含む。）

(2) 環境基本条例

西条市環境基本条例は、平成18年12月28日に施行されました。本市の環境行政の基本理念や行政・事業者・市民の責務等を掲げています。

(以下、公布の際の一文を抜粋)

私たち西条市民は、自然に恵まれた環境に感謝し、一人ひとりの自覚の下に協働してパートナーシップを築き、豊かな環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、人と生きものが共生できる恵み豊かな西条市を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、この条例を制定します。

(3) 環境基本計画

西条市環境基本計画は、平成19年3月に策定されました。西条市の環境面での将来像及びその実現のための基本目標や施策の方針等を定めるもので、市の最上位の計画である「西条市総合計画」を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。「西条市環境基本計画」の期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んできました。平成29年3月には後継計画として第2期西条市環境基本計画が策定されました。第2期西条市環境基本計画の期間は平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んでいきます。

(4) 西条市環境審議会

市町村における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第44条の規定により、「西条市環境審議会」が平成6年8月1日に設置されました。

西条市環境審議会の平成18年度以降の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 西条市環境審議会開催状況

年 月 日	審 議 会 開 催 内 容
平成19年3月26日	西条市環境基本計画（案）について
平成19年7月30日	管理型産業廃棄物最終処分場の増設について
平成23年9月9日	PVG Solutions 株式会社西条工場建設に伴う環境保全協定について
平成23年9月9日	株式会社ガルバ興業の工場建設に伴う環境保全協定について
平成28年4月19日	西条発電所1号機リプレース計画 環境影響評価 計画段階配慮書について
平成28年9月30日	西条発電所1号機リプレース計画 環境影響評価 方法書について
平成28年10月19日	第2期西条市環境基本計画(案)について
平成29年7月18日	産業廃棄物処理施設設置等事前協議書について
平成30年5月28日	西条発電所1号機リプレース計画に係る環境影響評価準備書について
令和元年5月27日	四国電力株式会社西条発電所1号機リプレースに伴う公害防止協定書の改定について

第2章 各種施策の実施状況

1. 環境教育

基本目標

みんなで学び・考え、地域で取り組むまち



(1) 各種施策の実施状況

計 画 指 標	策 定 時 (平成 26 年度)	令 和 5 年 度 実 績	目 標 値 (令和 8 年度)
環境に関する出前講座の回数	8 回	18 回	10 回

◇ 自然観察会等の実施

普段身近に感じている西条の自然を観察することによって西条市の自然の良さを感じ、郷土の自然を誇りに、また大切に思う気持ちを養うため、「自然観察会」を6月、12月、3月の3回開催しました。

表 2-1 自然観察会実施状況

	実施日	テーマ	場 所	講 師	参加者
第1回	6月3日(土)	干潟の生きものを観察しよう	加茂川河口	光澤 安衣子氏 (西条自然学校)	14人
第2回	12月2日(土)	野鳥を観察しよう	高須海岸	山本 貴仁氏 (西条自然学校)	13人
第3回	3月9日(土)	コケを観察しよう	小松中央公園	岩田 和鷹氏 (西条自然学校)	19人



[第1回自然観察会の様子]



[第2回自然観察会の様子]



[第3回自然観察会の様子]



夏休みを利用して、水と親しみ川に棲む水生生物を調査することにより、きれいな水の大切さ、自然の営みや生命の不思議さなどを体験していただくため、「水と親しみ青空教室」を実施しました。

表2-2 水と親しみ青空教室実施状況

実施日	内容	場所	参加者
7月25日(火)	水生生物の観察	加茂川トリム公園	24人



[青空教室の様子]

◇ 環境に関する出前講座の実施

環境に関する市の取組を紹介する出前講座等を行いました。

表2-3 環境に関する出前講座実施状況

日付 時間	場所	主催者	対象者 人数()	担当課 氏名	区分	内 容 詳細
5月23日 10:00～11:00	西条市福祉センター	西条市視覚障がい者協会女性部 杉野	女性部員 10名	環境政策課 青野 さや香	水	私たちの周りの水
6月16日 14:20～15:10	東予東中学校	東予東中学校	1年生 123名	環境政策課 青野 さや香	温暖化	地球温暖化について
6月19日 13:35～14:20	西条小学校	西条小学校	4年生 全体で58名	環境政策課 青野 さや香、徳増 佐和子	水	私たちの周りの水
6月19日 13:35～14:20	西条小学校	西条小学校	4年生 (全体で58名)	環境政策課 徳増 主税	温暖化	地球温暖化について
6月19日 13:35～14:20	西条小学校	西条小学校	4年生 (全体で58名)	衛生課 神野 悟志	ごみ	
6月22日 15:05～15:30	西条高校	西条高校	3年生 8名	環境政策課 渡部 佳奈	温暖化	地球温暖化について
6月23日 14:20～15:10	東予東中学校	東予東中学校	1年生 120名	環境政策課 青野 さや香、徳増 佐和子	水	水のこと
6月27日 9:00～9:45	橘公民館	橘公民館 矢野	4年生 15名(内大人5名)	環境政策課 徳増 佐和子、青野 さや香	水	私たちの周りの水
7月11日 10:20～11:05	田野小学校	田野小学校	1,2年生 28名	環境政策課 近藤 海月	生物	生物多様性(生きもの)
7月13日 14:45～15:30	楠河小学校	楠河小学校	4年生 12名	環境政策課 徳増 佐和子、青野 さや香	水	西条市の水のお話
7月18日 14:25～15:10	丹原小学校	丹原小学校	4年生 41名	衛生課 神野 悟志	ごみ	
9月13日 13:30～14:15	大町小学校	大町小学校	3年生 80名	環境政策課 青野 さや香、徳増 佐和子	水	西条市のいいところ(うちぬきなど)
9月14日 14:40～15:00	西条高校	西条高校	1年生 200名	環境政策課 青野 さや香	複合	西条市の環境政策
10月25日 13:40～15:30	西条市役所	西条高校	2年生 10名	環境政策課 青野 さや香	水	西条市の水のお話
10月26日 19:30～20:00	地域創生センター	公明党員会	党員 50名程度	環境政策課 青野 さや香、辻中健史	水	西条市の地下水について
12月4日 15:50～16:40	丹原高校	丹原高校	1～2年生 9名	衛生課 神野 悟志	ごみ	西条市のごみの現状
1月29日 13:00～13:50	休暇村瀬戸内東予	休暇村瀬戸内東予	職員 25名	衛生課 神野 悟志	ごみ	SDGsに絡めたごみの削減などの話
3月2日 17:50～18:35	道前会館	西条高校定時制	1～3年生 30名	環境政策課 青野 さや香、徳増 佐和子	水	西条市の「水」について

2. 水環境

基本目標

豊かで清らかな水環境を大切にすまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標		策定時 (平成26年度)	令和5年度実績	目標値 (令和8年度)	
地下水の保全に関する条例を全市域に適用		旧西条市域	全市域に適用	全市域に適用	
地下水年報の発行		発行	発行	発行	
家庭用井戸水の水質基準達成 (一般項目)		86/89 地点	66/67 地点	達成	
下水道の整備	供用面積	1,710.84ha	1,982.32ha	2,191.1ha	
	処理人口	64,351 人	64,881 人	64,100 人	
	普及率	57.3%	62.4%	60.3% ※2	
公共用水域の環境基準達成地点数 年2~4回測定しているうち、1回でも基準を超えていたら、その地点は未達成とみなす。 ※1	河川	pH	17/17 地点	16/16 地点	環境基準の達成
		DO	16/17 地点	14/16 地点	
		BOD	13/17 地点	6/16 地点	
		SS	17/17 地点	16/16 地点	
		大腸菌群数	0/16 地点	1/16 地点	
	湖沼	pH	2/2 地点	2/2 地点	
		DO	1/2 地点	0/2 地点	
		COD	2/2 地点	2/2 地点	
		SS	0/2 地点	1/2 地点	
	海域	pH	11/11 地点	10/11 地点	
		DO	5/11 地点	6/11 地点	
		COD	4/11 地点	2/11 地点	

※1 公共用水域（河川）の環境基準達成については、全測定地のうち、環境基準の類型が AA 及び A の地点のみ抽出した。

※2 令和4年度計画値による。

◇ 下水道整備事業の推進

各種補助金・交付金を活用しながら、下水道施設の整備促進に取り組んでいます。

◇ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、西条市浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

表 2-4 浄化槽設置整備事業補助金交付実績 (単位：基・千円)

年度 区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
5 人 槽	136(3)	116(3)	115(0)	96(1)	118 (0)	123 (3)	108 (0)
7 人 槽	19(2)	15(0)	15(0)	9(0)	12 (1)	8 (1)	8 (0)
10 人 槽	6(0)	3(0)	9(0)	3(0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)
11～20 人槽	0	0	0	0	0	0	0
21～30 人槽	2	0	0	0	0	0	0
31～50 人槽	0	0	0	0	0	0	0
合 計	163(5)	134(3)	139(0)	108(1)	134 (1)	133 (4)	118 (0)
補助金額	79,796	33,061	26,980	27,977	29,289	30,405	28,585

注：() 内数値は、加茂川水系山間部設置基数を再掲

◇ 地下水年報の発行

平成 19 年度から、市内の地下水に関する測定結果の情報を公表するため、「地下水年報」を発行しています。令和 5 年版を発行し、市内 22 地点での地下水位測定結果、一般家庭等 (67 地点) や公共施設の地下水水質調査結果、地下水使用量、地下水の保全に関することなどを掲載しています。

◇ 地下水調査の実施及び地下水の情報等の公表

ホームページ「水の歴史館」にて、水に関する様々な情報を提供しています。その中で、家庭の井戸水の水質調査や地下水位の調査の結果等、水にまつわる暮らしや生きもの等についても適宜更新しています。

URL <https://www.city.saijo.ehime.jp/site/mizunorekishikan/>



◇ 地下水法システム研究会

地下水を恒久的に保全するために、市民共通の財産として位置付け、保全管理計画及び条例による保全のあり方や市民への周知方法などを検討する地下水法システム研究会を設置しています。

また、平成21年3月に地下水に関する市民意識調査（無作為抽出、市民5,000人）を行い、2,039人から回答（回答率40.8%）を得ました。

更に、平成21年8月から平成22年10月にかけて地下水（生活用水）に関する市民意識調査（市内の地下水がある地域34,182世帯）を行い、30,806世帯から回答（回答率90.1%）を得ました。

この調査結果及び道前平野地下水資源調査結果を基礎資料とし、地下水保全に向けた基本理念や法制度の仕組みを検討しています。

平成29年8月には西条市地下水保全管理計画を策定し、平成30年1月には「地下水フォーラム2018～西条の地下水を未来に～」、平成31年3月には「地下水シンポジウム2019～“当たり前”の価値を問い直し、未来へつなぐ～」、令和4年10月には「水資源保全全国自治体連絡会シンポジウム in 西条市『限りある水資源を守り伝えるために～地域公水としての地下水～』」を開催しました。

令和元年度からは、現行の西条市地下水の保全に関する条例の見直しを行い、令和5年4月に「西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例」を施行しました。

◇ 河川の清流を守る協議会の構成メンバー、河川清流愛護員の委嘱及び任命

平成25年7月、河川の清流を守る条例の第24条で掲げられている“河川清流愛護員”を10名委嘱しました。令和6年3月現在では7名を委嘱しています。愛護員からは河川の水量、生きもの、行事などの情報が挙げられています。また、広く関心を持ってもらうため、市民からの募集を継続しています。

同条例第23条による“河川の清流を守る協議会”については、未構成となっています。

◇ 清流保全のための施策の推進、普及啓発

平成23年度より水質保全区域河川一斉清掃に代わり、自治会等ごとに各該当水域を清掃しています。参加者数は合計で約670人、集まったごみの量約9.55tとなり、市内の河川が美しくなりました。



[西条図書館付近]



[ほたるの里付近]

3. 自然環境

基本目標

石鎚山から燧灘へ続く豊かな自然と共生するまち



(1) 各種施策の実施状況

◇ 巨樹調査の実施

平成 18 年度から環境サポーター自然グループのメンバーで巨樹調査を行ってきました。巨樹調査は、これまでの文献等からの巨樹だけに限らず、古木や名木をリストアップする文献調査を行い、そのうち巨樹と定義されるものについても現地調査を行ってきました。

こうした巨樹調査の結果、平成 21 年度には[西条の巨樹] を刊行しました。



4. 生活環境

基本目標

健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標		策定時 (平成26年度)	令和5年度実績	目標値	
各環境基準の達成	大気	二酸化硫黄 達成地点数	達成 8/8 地点	達成 3/3 地点	環境基準の達成
		1時間値の平均達成率	100%	100%	
		1日平均値の平均達成率	100%	100%	
		浮遊粒子状物質 達成地点数	未達成 7/8 地点	達成 3/3 地点	
		1時間値の平均達成率	99.9%	100%	
		1日平均値の平均達成率	99.9%	100%	
		二酸化窒素 達成地点数	達成 2/2 地点	達成 2/2 地点	
	1時間値の平均達成率	100%	100%		
	光化学オキシダント 達成地点数	未達成 0/2 地点	未達成 0/2 地点		
	1時間値の平均達成率	91.2%	92.7%		
	微小粒子状物質 (PM2.5) 達成地点数	未達成 0/2 地点	達成 1/2 地点		
	1日平均値の平均達成率	93.4%	99.7%		
	放射線量 達成地点数	達成 8/8 地点	達成 8/8 地点		
	騒音	環境騒音 昼間達成地点数	達成 7/7 地点	達成 6/6 地点	
夜間達成地点数		7/7 地点	6/6 地点		
交通騒音 昼間達成地点数		未達成 5/5 地点	達成 5/5 地点		
夜間達成地点数		4/5 地点	5/5 地点		
自動車騒音常時監視 達成地点数		未達成 1/3 地点	達成 3/3 地点		

振動	交通振動	達成	達成	環境基準の達成
	昼間達成地点数	5/5 地点	5/5 地点	
	夜間達成地点数	5/5 地点	5/5 地点	
悪臭	西条浄化センター	達成	達成	

計画指標	基準値	令和5年度実績	目標値
1人当たりのごみ排出量	779g/日 (平成29年度※)	594g/日 (速報値)	706g/日 (R6年度※)
再資源化率	9.9% (平成29年度※)	8.7% (速報値)	12% (R6年度※)
最終処分量	8,002 t (令和元年度)	4,779 t	7,050 t (R7年度※)

※ 令和元年度に西条市総合計画後期基本計画（2期）が策定され、その中で1人当たりのごみ排出量とリサイクル率の目標値を設定しました。なお、最終処分量については、令和3年度に中間見直しを行った西条市一般廃棄物処理基本計画における将来のごみ処理量を基に、令和7年度における目標値を設定しました。

➤1人当たりのごみ排出量

昨年度に比べ、排出量は減少しており、目標値を大幅に下回っております。減少の要因としては、令和5年4月からの家庭系ごみの有料化及び粗大ごみの戸別収集が影響していると思われませんが、昨年度の粗大ごみのかけこみ排出の影響もあると思われまので、今後の推移を見守るとともに、適正なごみの排出の周知に努めてまいります。

➤再資源化率

市における資源ごみの回収量の減少のほか、もえるごみ、粗大ごみの排出量の減少に伴う、中間処理後の再生資源物の減少により再資源化率は減少しております。今後は店舗等の資源ごみ回収の状況を見守りつつ、無許可業者による回収を防ぎ、現在の回収を継続しながら、令和5年度から資源ごみ等の拠点回収の追加により利便性を高め再資源化率の向上を図りたい。

➤最終処分量

昨年度同様目標を達成しており、前年度よりも量は減少しているため、引き続き剪定木の資源化や分別による最終処分量の減少を推進していきます。

◇ 環境保全協定（公害防止協定）の締結

環境保全協定（公害防止協定）は、地方公共団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を、相互の自発的な合意形成により対等関係で締結するものです。これは法律、条例と並び、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための有力な手段として定着しています。令和6年3月末日現在、市は17の事業所と環境保全協定等を締結しています。

→詳細は「環境保全業務資料集」参照

◇ 生活環境項目の監視

快適な生活環境の保全のため、大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ダイオキシン・放射線の項目について、年間を通じて監視・調査を行っています。なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「第2次一括法」という。）による法の改正によって、平成24年度から騒音・振動・悪臭については市が規制地域を指定するようになりました。

→各環境項目測定結果の詳細は「環境保全業務資料集」参照

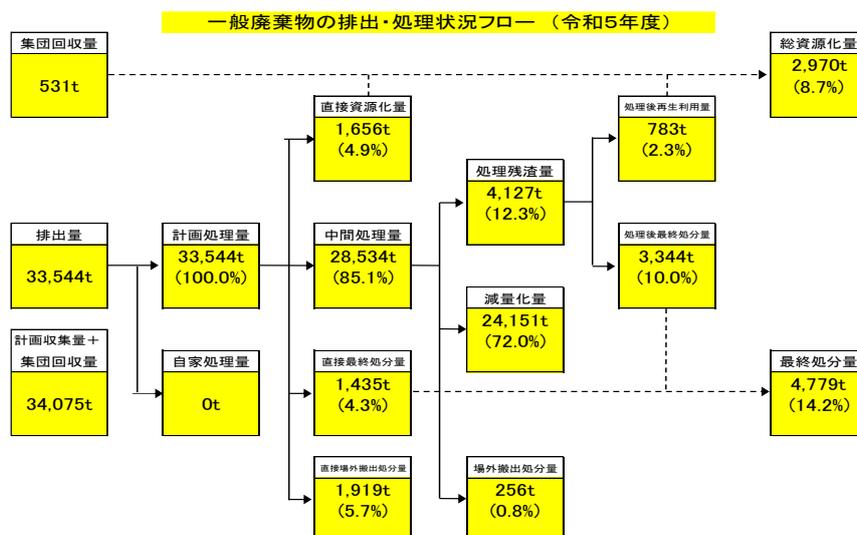
◇ 一般廃棄物の排出・処理状況

令和5年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図2-1に示すとおりです。

総排出量（集団回収含む）は34,075tで、再生利用された総資源化量は2,970t、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は8.7%となっています。

中間処理による減量化量は24,151tで、計画処理量の72.0%が減量化されており、計画処理量の14.2%にあたる4,779tを埋立処分しています。

焼却施設である道前クリーンセンターでは、燃焼ガスの熱を利用して温水を作り、給湯を行うなど、廃棄物をエネルギー資源として有効活用しています。



※古紙類、ガラスビン、乾電池を直接資源化ごみとした。

図2-1 一般廃棄物の排出・処理状況フロー（令和5年度）

家庭系のごみ処理量は図2-2のように推移しています。平成16年度から1人1日当たりごみ量は減少傾向にあり、19年度には700g/日を下回りました。令和5年度は1人1日当たり594gのごみを排出しています。

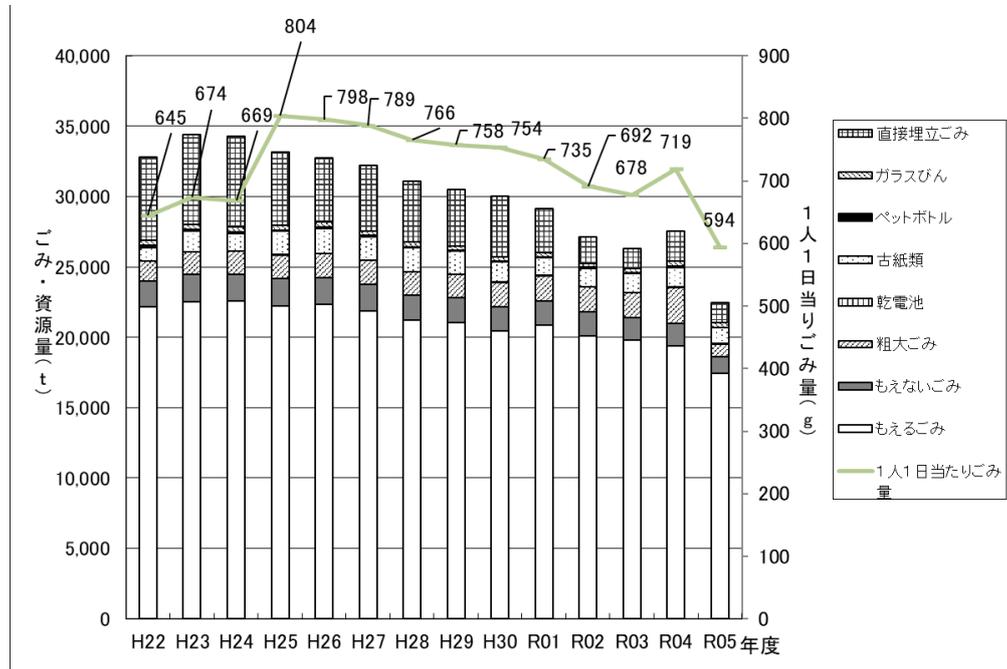


図2-2 ごみ処理量の推移（家庭系）

◇ 生ごみ処理機等の補助

各家庭等から排出される生ごみの減量、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図るため、市内に住居を有する家庭の生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の設置費に対し、西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金を交付しています。

表2-5 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金交付実績

区分 年度	生ごみ処理容器		生ごみ処理機		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
H29	27	71,800	11	220,000	38	291,800
H30	31	75,900	11	177,500	42	253,400
R1	19	48,400	16	292,200	35	340,600
R2	36	90,500	27	446,900	63	537,400
R3	33	84,200	28	472,500	61	556,700
R4	79	194,700	26	475,200	105	669,900
R5	21	65,161	27	432,273	48	497,474

生ごみ処理容器：1家庭2個以内。1個につき3,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内。

生ごみ処理機：1家庭1個。1個につき20,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内。

令和5年度より、補助金を西条市内の消費拡大・活性化を目的に設けられた、地域ポイント「LOVESAIJOポイント」で付与。

◇ 資源リサイクル活動奨励補助金

市民の自主的な資源リサイクル活動を奨励し、ごみの減量及び資源化を推進するため、リサイクル活動を実施する市内の市民団体に対し、西条市資源リサイクル活動奨励補助金を交付しています。

表2-6 資源リサイクル活動奨励補助金交付実績

	登録団体数	回収量 (t)	補助金額 (円)
H30	73	948.21	3,792,850
R1	72	847.14	3,388,564
R2	57	611,974	2,447,896
R3	64	604,114	2,416,456
R4	66	714.92	2,859,660
R5	61	531.27	2,125,064

◇ 新たなごみの減量に向けた施策について

「西条市廃棄物減量等推進審議会」及び「西条市使用料等審議会」の答申を受け、令和5年4月1日から新たなごみの減量に向けた施策を実施しました。

(1) 施策内容

① 家庭系ごみの有料化

改正条例 西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例

表2-7 改正内容

家庭系廃棄物						
もえるごみ			もえないごみ			粗大ごみ
指定袋 大1枚	指定袋 中1枚	指定袋 小1枚	指定袋 大1枚	指定袋 中1枚	指定袋 小1枚	品目ごとに900円以内 で規則に定める額
45円	30円	20円	45円	30円	20円	

改正前の指定袋は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで利用可能

② 粗大ごみの戸別収集

③ 資源ごみ等の拠点回収

5. 社会環境

基本目標

安全・安心な暮らしと景観・文化が調和したまち



(1) 各種取組の状況

◇ さいじょうまち美化パートナー制度の紹介、活動団体・活動区域の公表

ホームページにてまち美化パートナーの現在の活動団体とその区域を公表しています。まち美化パートナー制度については、普及啓発を継続し、まち美化の輪を広げていきたいと思ひます。

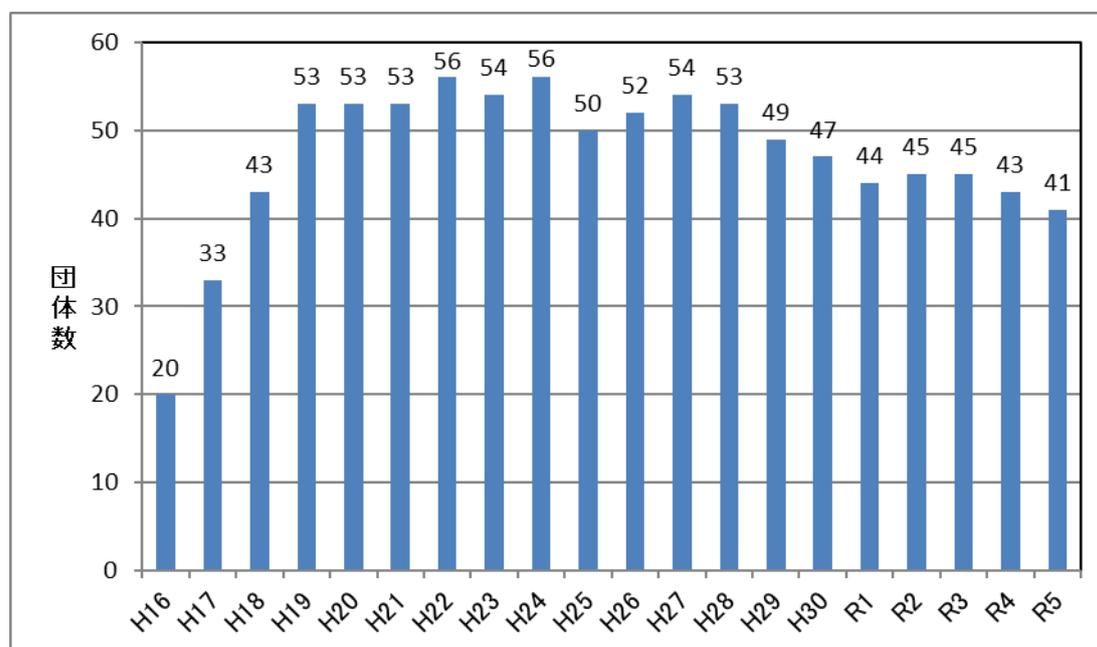


図2-3 まち美化パートナー登録数の推移

6. 地球環境

基本目標

低炭素で豊かな暮らしの実現を目指すまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標		策定時 (平成26年度)	令和5年度実績	目標値 (令和7年度)
市の事務・事業から発生 する温室効果ガスの削減	職員の取組	22,172t-CO ₂ — (H25年度※1)	18,664t-CO ₂ 15.8%減	15,365t-CO ₂ H25年度比で 30.7%削減
	ごみ処理	14,378t-CO ₂ — (H25年度※1)	15,578t-CO ₂ 8.3%増	9,489t-CO ₂ H25年度比で 34%削減
新エネルギー等関連設備導入促進事業 補助金年間補助実績		161件 (H27年度※2)	132件	150件

※1 西条市第4期地球温暖化実行計画

※2 平成27年度より「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業」から「新エネルギー等関連設備導入促進事業」に変更。

◇ CO₂ダイエット5年計画の実践

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、平成17年度から地球温暖化対策実行計画を実践しています。第3期地球温暖化対策実行計画は、平成28～令和2年度で計画期間の5か年が終了しました。令和3年度以降についても継続実施を行うため、削減目標等を見直した第4期地球温暖化対策実行計画を策定しました。

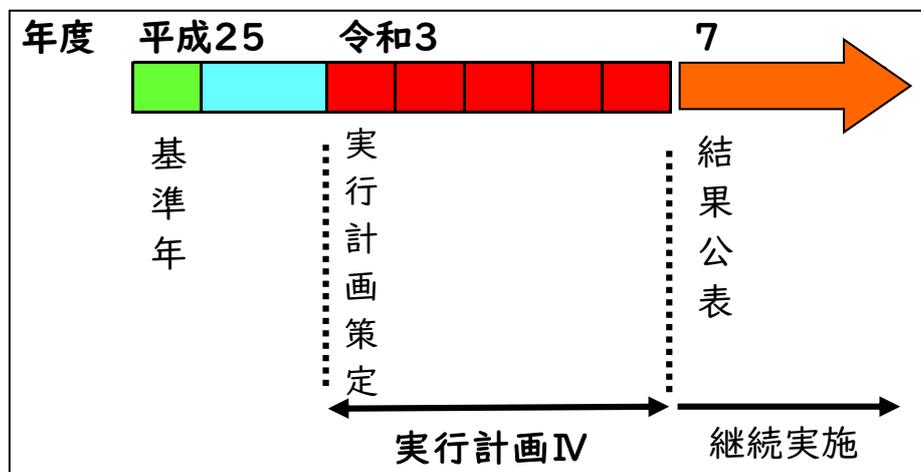


図2-4 CO₂ダイエット5年計画のスケジュール

表2-8 排出源別温室効果ガス排出量（削減対象施設）

単位：t-CO₂

排出源		基準年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	基準年からの 変化率	削減目標
職員の取組	ガソリン	286	237	266	252			-12.0%	
	軽油	85	66	75	67			-21.1%	
	灯油	2,284	972	1,061	1,186			-48.1%	
	A重油	755	633	618	606			-19.7%	
	LPG	382	712	642	650			70.2%	
	電気	18,258	16,773	16,519	15,775			-13.6%	
	CO ₂ 以外	122	95	90	128			5.1%	
	小計	22,172	19,488	19,271	18,664			-15.8%	-30.7%
ごみ処理	廃プラスチック	13,781	12,207	10,666	15,045			9.2%	
	CO ₂ 以外(ごみ)	597	594	534	533			-10.7%	
	小計	14,378	12,801	11,200	15,578			8.3%	-34.0%
合計		36,550	32,289	30,471	34,242			-6.3%	

※端数処理の関係により合計や率の計算が合わない場合があります。

削減対象施設の温室効果ガスは、道前クリーンセンターでごみ（廃プラスチック）を焼却することにより排出されるもの＝「ごみ処理」と、それ以外（施設での電気や燃料の使用など）から排出されるもの＝「職員の取組」の2つに分けて、削減目標を設定し、推移を見ていきます。

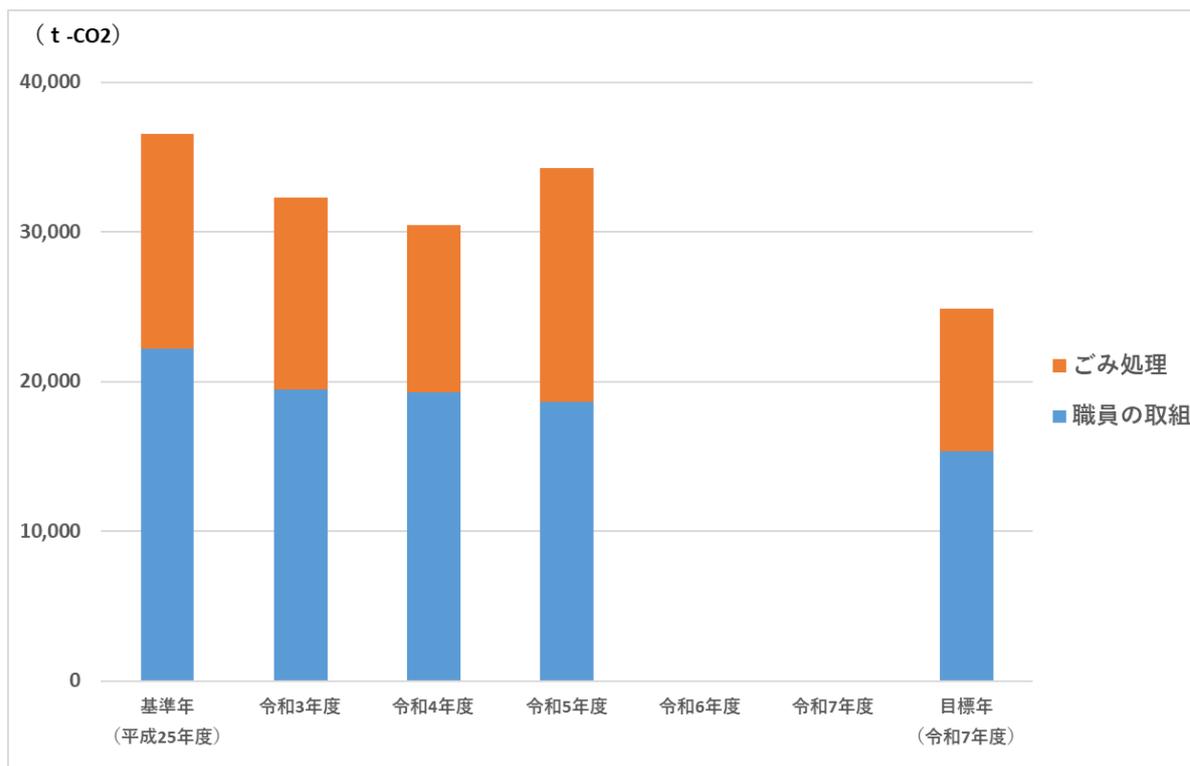


図2-5 削減対象施設における温室効果ガス排出量の推移

令和5年度はごみ処理に係る温室効果ガス排出量が、基準年に対して8.3%増加しました。また、職員の取組により市の事務事業による排出量は、基準年に比べて、15.8%減少しました。結果、合計排出量は基準年に対して6.3%減少しました。

◇新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金

環境に調和したまちづくりを推進するため、新エネルギー等関連設備を市内に設置する者に対して、補助金を交付しています。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）は定額 200,000 円、家庭用燃料電池（エネファーム）は導入金額の 10 分の 1（上限額は 100,000 円）、蓄電池は導入金額の 10 分の 1（上限額は 50,000 円）です。令和 5 年度は 132 件の補助を行いました。

◇ 廃食油の回収・BDF の使用

公共施設から出る廃食油を、BDF 精製可能な市内 3 業者に回収してもらっています。

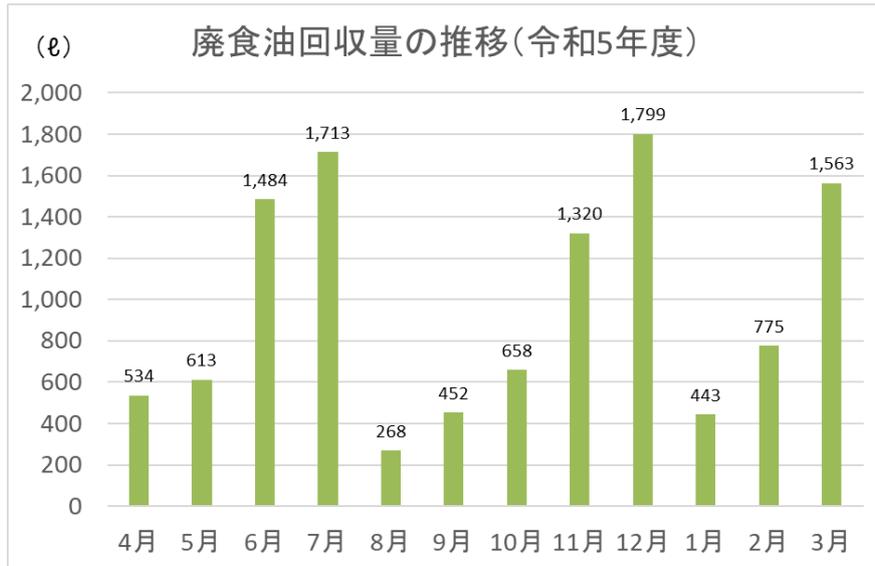


図 2-6 廃食油回収量の推移（令和 5 年度）

令和 5 年度は、合計 11,622 リットル回収しました。

また、平成 25 年度からは家庭からの使用済み天ぷら油の回収を行っています。平成 25～令和 4 年度の回収実績は次表のとおりです。

表 2-9 使用済み天ぷら油回収実績

単位：リットル

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
本庁	433	334.5	530.5	486.5	578.5	524	733	684	772	646	859	6581.0
西部支所	211	443	498	561	531.5	631	708	898	1130	999	1117	7727.5
丹原サービスセンター	150	317.5	345.5	418	441	217	568	863	1126	1039	264	5749.0
小松サービスセンター	141	207	133.5	133	255	530	101	145	92	126	914	2777.5
大町公民館	-	575.5	884	877.5	757.5	789	884	789	810	710	633	7709.5
神拝公民館	-	116	152.5	178	240	184	217.5	320	350	362	375	2495.0
三芳公民館	-	92	89	114.5	199	176.5	146	91	135	103	162	1308.0
石根公民館	-	50	60.5	68	32	95	120.5	156	143	94	101	920.0
合計	935	2135.5	2693.5	2836.5	3034.5	3146.5	3478	3946	4558	4079	4425	35267.5

令和 5 年度は約 4,425 リットルの使用済み天ぷら油を回収することができました。回収した天ぷら油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製されます。軽油の代替燃料として使用されたとすると、約 11,590 キログラムの二酸化炭素を削減できたこととなります。これは、杉 828 本が 1 年間に吸収する二酸化炭素と同じ量です。

環境保全業務資料集

1. 環境保全協定
2. 水質
3. 大気
4. 騒音
5. 振動
6. 悪臭
7. 土壌
8. ダイオキシン対策
9. 廃棄物

1. 環境保全協定

環境保全協定（公害防止協定）の締結状況

協定の名称	対象事業所	締結年月日	改正
環境保全協定	住友共同電力株式会社 壬生川火力発電所	昭和45年 3月4日	昭和48年4月13日全部改正 昭和52年6月1日一部改正 平成13年4月20日一部改正 平成22年6月4日一部改正
公害防止協定	住友金属鉱山株式会社 東予工場	昭和45年 12月28日	
環境保全協定	株式会社クラレ西条事業所 クラレ西条株式会社	昭和47年 7月24日	昭和51年12月6日全部改正 平成11年8月31日一部改正 平成19年11月27日一部改正
環境保全協定	四国電力株式会社 西条発電所	昭和47年 7月24日	昭和51年12月6日全部改正 令和元年7月26日一部改正
覚書	住友化学工業株式会社	昭和50年 3月24日	
公害防止協定	愛媛銃銑鉄鑄物工業団地及 び各事業所	昭和50年 4月25日	平成17年7月1日一部改正
公害防止協定	株式会社ダスキンプロダク ト中四国愛媛工場	昭和52年 6月10日	昭和56年8月11日全部改正 平成23年6月24日一部改正
公害防止協定	フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場	昭和52年 11月21日	
公害防止協定	四国鉄鋼株式会社	昭和56年 1月27日	
公害防止協定	四国製造	昭和56年 1月27日	
公害防止協定	花王サニタリープロダクツ 愛媛株式会社	昭和58年 3月3日	平成元年9月26日全部改正 平成4年1月29日一部改正 平成7年8月21日一部改正 平成12年9月21日一部改正
公害防止協定	コカ・コーラボトラーズジャ パン株式会社小松工場	平成3年 5月13日	平成17年11月15日一部改正
公害防止協定	東亜道路工業株式会社	平成5年 7月30日	
環境保全協定	日本製鉄株式会社瀬戸内製 鉄所阪神地区（東予）	平成10年 10月15日	
環境保全協定	ルネサスセミコンダクタマ ニファクチュアリング株式 会社	平成15年 4月1日	株式会社ルネサステクノロジ 西条事務所より承継
環境保全協定	ワタキューセイモア 株式会社四国支店	平成17年 10月1日	
環境保全協定	株式会社ガルバ興業 本社工場	平成23年 9月26日	

2. 水質

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定され、水質保全行政の目標となるものです。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域に一律に適用され、カドミウム、全シアン等の 27 項目の基準が定められています。

一方、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準は、健康項目とは異なり、一律適用でなく、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、pH、BOD、COD 等の 9 項目について基準値が設定されており、各公共用水域をこの水域類型へあてはめることによって、各水域の環境基準が示されています。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等 (27 項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
(備考)	
1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/L	浮遊物質 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	—
(備考) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。					

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日以上である人工湖）

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) mg/L	浮遊物質 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	20 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	300 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	—

類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	1.0 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。		

③ 海域

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL	n-ヘキサン抽出物質 (油分等) mg/L
A	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
B	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

(2) 公共用水域の水質調査

加茂川水系のうち、加茂川水域は河川のAA類型、黒瀬ダムは湖沼のA類型、中山川水系のうち、中山川水域甲（上流域）はAA類型、中山川水域乙（下流域）はA類型に指定されています。また、海域についても下表のとおり類型指定されています。

市内の公共用水域の水質調査は、河川は水質保全区域に指定している新町川水系、新川水系、御舟川水系、馬淵川・サラサラ川水系の4水系をはじめ、加茂川、中山川、渦井川及び市内中小河川の60地点で概ね年4回実施し、湖沼は黒瀬ダムのダムサイト西500mとダムサイト西1,600mの2地点で実施しています。また、海域は西条海域7地点及び東予海域4地点で実施しています。

市内の公共用水域の令和5年度調査結果は、類型指定されている水域においては、概ね環境基準を達成していますが、大腸菌数については大半が環境基準を超過しており、また、類型指定されていない水域においても、大腸菌数が高い数値を示しています。生活排水による汚濁負荷量削減のため、引き続き浄化槽等の整備を推進していく必要があります。

水質環境基準の類型指定状況

① pH、COD等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
加茂川 水 系	加茂川水域	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川 水 系	中山川水域甲	AA	イ	
	中山川水域乙	A	イ	

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成

② 全窒素、全りん

水域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘中西部	II	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌数(CFU/100mℓ)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
加茂川	兎之山橋	AA	7.1～7.5	0/4	8.6～11	0/4	10	< 0.5～2.2	2/4	1.2	4～8	0/4	6	11～670	2/4	320
	東宮東	AA	7.5～7.8	0/4	9.2～12	0/4	11	0.6～1.4	1/4	0.9	< 1～< 1	0/4	< 1	9～87	3/4	43
	船形橋下	AA	7.4～7.6	0/4	9.0～12	0/4	11	0.6～1.5	1/4	1.0	< 1～< 2	0/4	1	8～530	3/4	150
	伊曾乃橋	AA	7.5～7.7	0/4	8.8～12	0/4	10	< 0.5～1.4	1/4	0.8	< 1～< 2	0/4	1	12～870	3/4	240
中山川	太平堰	A	6.9～7.3	0/4	5.2～9.8	1/4	7.9	< 0.5～1.1	0/4	0.7	1～3	0/4	2	2～81	0/4	28
	鞍瀬天然プール	AA	7.5～7.5	0/2	9.1～9.9	0/2	9.5	< 0.5～0.5	0/2	0.5	< 1～< 1	0/2	1	51～390	2/2	220
	長面キャンブ場	AA	7.3～7.5	0/2	8.8～9.9	0/2	9.4	< 0.5～< 0.5	0/2	< 0.5	< 1～< 2	0/2	2	58～69	2/2	64
	白坂・来見橋	AA	7.5～7.7	0/4	8.7～13	0/4	11	< 0.5～1.0	0/4	0.9	< 1～< 4	0/4	2	19～980	3/4	330
	金比羅橋上流	AA	7.4～7.5	0/4	7.5～13	0/4	10	0.7～1.1	1/4	0.9	1～4	0/4	3	39～380	4/4	140
	雨乞橋	AA	7.8～7.9	0/4	8.8～11	0/4	10	1.0～2.8	2/4	1.6	3～15	0/4	8	14～120	3/4	63
	相之谷橋	AA	7.2～7.6	0/4	3.7～9.2	3/4	6.6	4.1～16	4/4	9.7	2～11	0/4	6	6～84	3/4	47
	千原	AA	7.4～7.5	0/3	9.9～12	0/3	11	0.6～0.8	0/3	0.7	< 1～< 12	0/3	5	26～48	3/3	0
	湯浪	AA	7.3～7.5	0/4	8.5～12	0/4	10	< 0.5～1.1	1/4	0.7	< 1～< 2	0/4	1	4～58	2/4	29
	香貫橋下	AA	7.1～7.8	0/4	8.3～12	0/4	10	< 0.5～1.2	2/4	0.9	< 1～< 5	0/4	3	6～61	2/4	34
妙之谷川	妙之谷川橋下	AA	7.2～7.6	0/4	8.5～12	0/4	10	0.5～1.0	0/4	0.8	< 1～< 1	0/4	1	9～54	2/4	32
	大妙橋	AA	7.2～7.7	0/4	8.5～12	0/4	10	0.6～1.3	2/4	1.0	< 1～< 3	0/4	2	58～780	4/4	310

(注) m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌数(CFU/100mℓ)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
新町川水系	観音水	B	7.2～8.2	0/4	8.2～11	0/4	10	1.1～2.7	0/4	1.6	2～6	0/4	3	12～1,700	1/4	610
	市農協会館駐車場前	B	7.2～7.3	0/4	7.3～9.3	0/4	8.2	<0.5～1.6	0/4	1.0	1～2	0/4	2	80～180	0/4	130
	本陣川下限	B	6.8～7.3	0/4	3.0～9.2	1/4	6.8	<0.5～1.2	0/4	0.8	1～3	0/4	2	～		
	砂盛児童公園西	B	6.9～7.5	0/4	7.3～9.5	0/4	8.3	<0.5～1.3	0/4	0.9	<1～1	0/4	1	8～220	0/4	69
新川水系	樋之口上路建築北	B	7.5～7.9	0/4	7.4～11	0/4	9.5	<0.5～1.2	0/4	0.8	<1～3	0/4	2	～		
	新川橋	B	7.2～7.4	0/4	8.3～9.3	0/4	8.8	0.6～1.1	0/4	0.7	2～3	0/4	2	87～240	0/4	180
	浄化センター東	B	7.2～7.4	0/4	6.2～8.3	0/4	7.7	0.7～2.4	0/4	1.2	1～4	0/4	3	～		
	大町用水 お旅所東	B	7.6～7.7	0/4	9.1～12	0/4	11	<0.5～1.3	0/4	0.9	<1～6	0/4	2	～		
馬淵川サワサワ川水系	界谷川合流点上流60m	B	7.1～7.3	0/4	8.5～11	0/4	9.4	0.6～1.1	0/4	0.8	1～6	0/4	3	～		
	松ノ木泉	B	6.9～8.2	0/4	8.5～12	0/4	10	0.6～0.9	0/3	1.0	<1～2	0/4	1	11～39	0/4	27
	サマーバス大町東	B	7.1～7.3	0/4	8.8～9.4	0/4	9.1	<0.5～1.2	0/4	0.8	<1～1	0/4	1	8～100	0/4	52
	御舟橋	B	7.2～8.2	0/4	8.9～11	0/4	9.8	<0.5～1.5	0/4	0.9	<1～2	0/4	2	12～80	0/4	48
渦井川	唐樋橋	B	7.0～7.3	0/4	7.2～9.2	0/4	8.4	0.7～2.0	0/4	1.2	2～23	0/4	9	57～310	0/4	130
	玉津市宮住宅北	B	6.9～7.8	0/4	6.4～9.9	0/4	8.7	<0.5～1.3	0/4	0.8	<1～1	0/4	1	10～680	0/4	210
	渦井川大橋	B	7.1～7.9	0/4	7.3～8.9	0/4	8.1	0.6～1.3	0/4	1.1	2～11	0/4	5	41～110	0/4	81
	し尿処理施設西	C	6.7～7.6	0/4	9.0～12	0/4	10	0.6～0.9	0/4	0.8	<1～1	0/4	1	～		
浪多川	レンガム西条工場西	C	7.1～7.2	0/4	9.5～10	0/4	9.9	0.6～1.4	0/4	1.0	3～10	0/4	6	～		
	加茂橋下	C	7.0～8.5	0/4	6.9～10	0/4	8.7	0.9～5.3	1/4	2.2	4～16	0/4	9	52～220	0/4	130
東谷川	西谷川合流点	C	6.6～7.1	0/4	7.9～11	0/4	8.8	0.7～1.8	0/4	1.2	4～18	0/4	9	～		
	船屋越智石材店北	C	7.2～7.4	0/4	6.8～10.0	0/4	8.6	0.7～2.8	0/4	1.6	7～53	1/4	20	～		
その他	安知生集会所南	C	7.4～8.0	0/4	9.4～12	0/4	11	0.5～1.1	0/4	0.8	<1～4	0/4	2	～		

(注1) m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

(注2) 新町川水系・新川水系・馬淵川サワサワ川水系・御船川水系・渦井川は仮定環境基準B、浪多川・界谷川・東谷川・その他は仮定環境基準C

水系	採水地点	類型	pH		DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌数(CFU/100ml)			
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	
東予小河川	北川(JR鉄橋下)	C	7.6～8.0	0/4	7.7～12	0/4	10	0.9	1.7	0/4	0.9	3～24	0/4	10	43～85	0/4	61
	小向川(楠河公民館南)	C	7.3～7.7	0/4	8.1～11	0/4	9.8	1.6	3.0	0/4	1.6	3～5	0/4	4	210～11,000	0/4	3,600
	大明神川(ヤスノ北)	C	7.6～7.9	0/4	8.1～12	0/4	10	0.8	0.9	0/4	0.8	1～7	0/4	3	46～120	0/4	87
	境川(壬生川出作)	C	7.0～8.1	0/4	5.6～13	0/4	8.8	1.6	3.3	0/4	1.6	1～5	0/4	2	69～200	0/4	120
	新川(周桑病院裏)	C	7.2～7.7	0/4	7.7～9.4	0/4	8.5	0.9	1.2	0/4	0.9	2～4	0/4	3	29～230	0/4	110
	大曲川(三津屋橋)	C	7.0～7.5	0/4	9.2～10	0/4	9.7	0.9	1.1	0/4	0.9	4～8	0/4	7	46～620	0/4	360
	崩口川(大気味神社裏)	C	7.0～7.5	0/4	9.1～12	0/4	10	0.7	0.8	0/4	0.7	1～9	0/4	5	40～120	0/4	86
	一ツ橋川(国道下流)	C	7.2～7.7	0/4	8.6～13	0/4	11	0.9	1.0	0/4	0.9	1～10	0/4	4	8～440	0/4	140
	広江川(旭橋)	C	7.0～7.5	0/4	9.2～9.6	0/4	9.4	0.7	1.1	0/4	0.7	1～5	0/4	3	58～830	0/4	340
	河原津樋門	C	7.3～7.8	0/4	6.3～11	0/4	8.8	1.4	1.8	0/4	1.4	2～5	0/4	3	36～740	0/4	310
東予小河川	楠兵樋門	C	7.2～7.3	0/4	6.1～8.6	0/4	7.7	2.2	2.7	0/4	2.5	2～20	0/4	8	180～17,000	0/4	4,400
	高須樋門	C	7.4～7.8	0/4	7.6～10	0/4	8.8	1.5	2.4	0/4	1.5	4～11	0/4	8	100～250	0/4	200
	大新田樋門	C	7.4～8.0	0/4	5.7～11	0/4	8.6	6.0	11	2/4	6.0	2～10	0/4	5	8～220	0/4	95
	本河原P	C	7.2～7.5	0/4	7.0～8.9	0/4	7.9	1.6	2.3	0/4	1.6	2～11	0/4	6	110～880	0/4	580
	三津屋P	C	7.1～7.4	0/4	6.8～8.8	0/4	7.9	1.5	2.2	0/4	1.5	2～9	0/4	4	260～3,400	0/4	1,200
	北条新田P	C	7.0～8.0	0/4	7.6～12.2	0/4	9.1	2.1	4.0	0/4	2.1	3～12	0/4	7	59～120	0/4	94
	広江P	C	7.2～7.9	0/4	7.4～10.9	0/4	8.5	1.7	2.6	0/4	1.7	3～10	0/4	6	4～90	0/4	36
	今在家P	C	7.2～7.6	0/4	6.8～12	0/4	8.8	2.1	2.9	0/4	2.1	3～19	0/4	10	35～270	0/4	110
	上方水路	C	7.9～8.6	1/4	8.4～13	0/4	11	1.7	2.1	0/4	1.7	2～17	0/4	9	4～390	0/4	230
	下町南裏	C	7.6～8.3	0/4	8.5～12	0/4	10	2.1	2.8	0/4	2.1	2～10	0/4	6	240～2,400	0/4	1,000
崩口川	八雲橋	C	7.6～8.2	0/4	6.9～12	0/4	9.3	3.9	12	1/4	3.9	3～10	0/4	5	44～480	0/4	170
	横川橋	C	7.1～8.1	0/4	7.4～13	0/4	9.8	2.0	3.4	0/4	2.0	2～10	0/4	5	3～500	0/4	250
新川	出合橋	C	7.7～7.9	0/4	8.4～13	0/4	10	1.5	1.5	0/4	1.5	3～12	0/4	8	3～890	0/4	260

(注1)m/nの、mは環境基準を越えた検体数、nは実施した検体数

(注2)東予中河川、東予小河川、崩口川、新川は仮定環境基準C

公共用水域水質測定結果総括表
イ 湖沼

水域	採水地点	類型	pH		DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			SS (mg/ℓ)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
黒瀬ダム	ダムサイト西500m	A	6.7～8.1	0/3	1.6～8.6	1/3	6.1	1.6～1.9	0/3	1.8	1～6	1/3	3.3
	ダムサイト西1,600m		6.8～7.9	0/2	1.6～8.8	1/2	5.2	1.4～1.9	0/2	1.7	1～5	0/2	3

公共用水域水質測定結果総括表
ウ 海域

水域	採水地点	類型	pH		DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			全窒素 (mg/ℓ)		全磷 (mg/ℓ)	
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大
西条海域	船上岩燈台南500m	A・II	7.9～8.3	0/2	7.2～10.9	1/2	9.1	1.5～3.3	1/2	2.4	0.35	1/1	0.061	1/1
	祝谷地先北500m	A・II	7.9～8.2	0/2	6.8～10.3	1/2	8.6	2.3～2.6	2/2	2.5	0.26	0/1	0.040	1/1
	船屋地先北500m	A・II	7.9～8.2	0/2	6.7～10.0	1/2	8.4	1.4～3.1	1/2	2.3	0.23	0/1	0.048	1/1
	西ひうち地先北500m	A・II	7.9～8.2	0/2	6.6～9.6	1/2	8.1	1.5～3.8	1/2	2.7	0.54	1/1	0.044	1/1
	港新地先北900m	A・II	8.0～8.2	0/2	7.6～10.9	0/2	9.3	1.7～4.2	1/2	3.0	0.28	0/1	0.055	1/1
	難波地先北1,100m	A・II	8.1～8.1	0/2	8.8～10.1	0/2	9.5	2.4～3.8	2/2	3.1	0.31	1/1	0.060	1/1
東予海域	西条港湾内突堤南500m	A・II	8.0～8.1	0/2	8.0～10.3	0/2	9.2	2.8～4.6	1/2	3.7	0.27	0/1	0.070	1/1
	河原津地先北東500m	B・II	8.1～8.3	0/2	6.8～8.8	0/2	7.8	3.6～3.8	2/2	3.7	0.17	0/1	0.025	0/1
	壬生川地先北東500m	C・II	8.0～8.3	0/2	6.4～9.0	0/2	7.7	3.1～3.3	0/2	3.2	0.20	0/1	0.029	0/1
	崩口川河口北東500m	C・II	8.1～8.3	0/2	7.1～10.9	0/2	9.0	3.2～3.3	0/2	3.3	0.10	0/1	0.025	0/1
	北条新田地先西500m	B・II	7.6～8.5	2/2	2.8～12.6	1/2	7.7	5.8～7.0	2/2	6.4	0.55	1/1	0.092	1/1

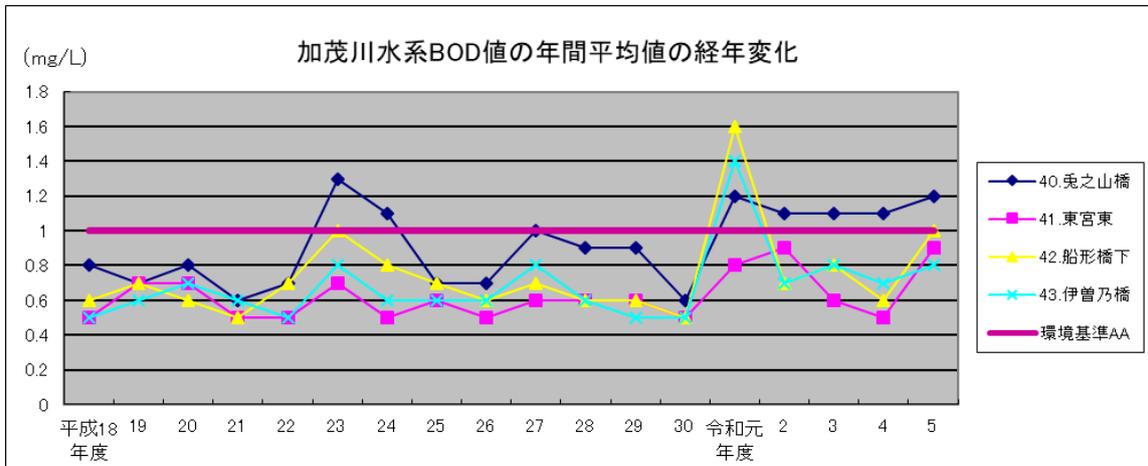
東予新港海域底質調査結果

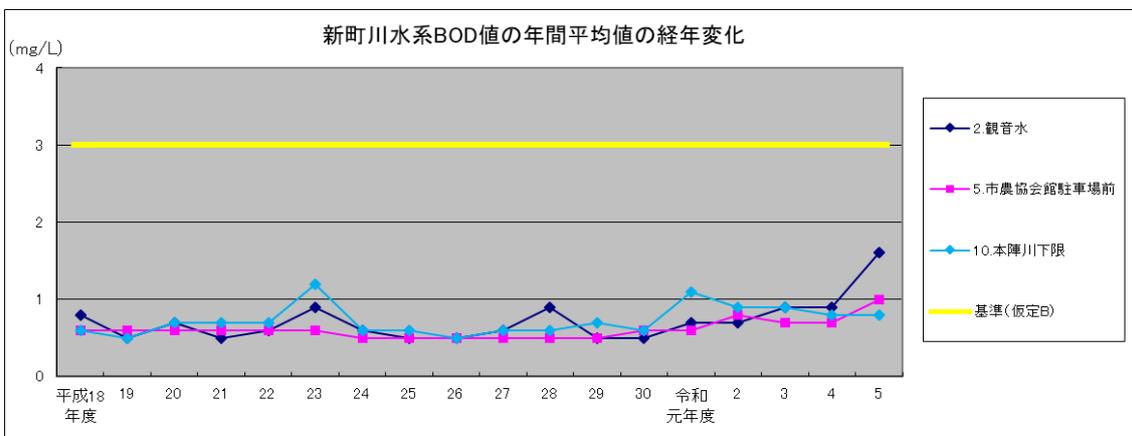
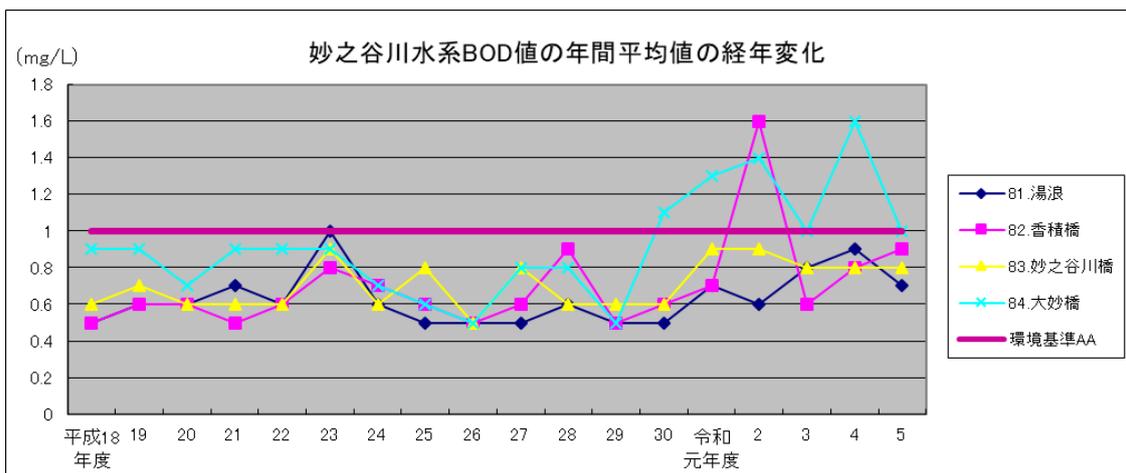
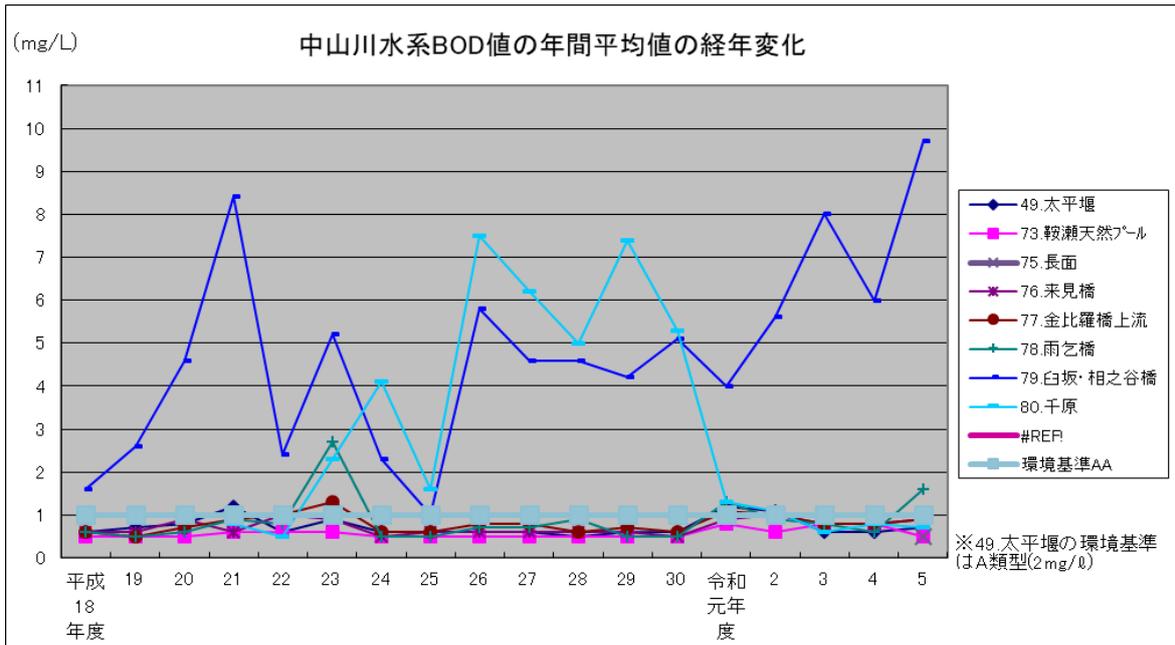
項目 年月日	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	六価クロム	クロム	ヒ素	PCB	銅	フッ素	鉄	亜鉛	ニッケル	アルキル水銀	総水銀
	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6+	Cr	As		Cu	F	Fe	Zn	Ni	Ar-Hg	T-Hg
H元.1.18	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	N. D				
H 2.1.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.04	N. D	1.2	0.02	N. D	N. D	N. D
H 3.1.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.02	N. D	0.1	0.03	N. D	N. D	N. D
H 4.3.19	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.54	N. D	0.57	0.03	N. D	N. D	N. D
H 5.1.12	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	N. D	0.88	0.02	N. D	N. D	N. D
H 5.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.68	0.16	0.03	N. D	N. D	N. D	N. D
H 6.7.15	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.6	1	0.03	N. D	N. D	N. D	N. D
H 7.7.18	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D		0.01	N. D	0.01	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H 8.7.30	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.006	N. D	0.01	0.8	0.8	0.16	0.01	N. D	N. D
H 9.7. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	7.6	0.02	N. D	N. D	N. D
H10.7.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.007	N. D	N. D	N. D	0.1	N. D	N. D	N. D	N. D
H11.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	0.8	N. D	N. D	N. D	N. D
H12.8. 1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.04	N. D	N. D	0.5	1.3	N. D	N. D	N. D	N. D
H13.7. 5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	0.5	N. D	N. D	N. D	N. D
H14.7.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.6	0.4	N. D	N. D	N. D	N. D
H15.7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	0.9	0.8	0.03	N. D	N. D	N. D
H16.7.16	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	0.02	N. D	N. D				
H17.7.21	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.7	1.6	N. D	N. D	N. D	N. D
H18.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.5	0.19	0.01	N. D	N. D	N. D
H19.7.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D		N. D	N. D	0.01	N. D	1.8	0.01	N. D	N. D	N. D
H20.7.18	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D					
H21.8.5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	—	—	N. D	N. D	N. D	N. D
H22.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		0.008	N. D	N. D	N. D	0.17	N. D	N. D	N. D	N. D
H23.7.1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	N. D	N. D	0.74	0.49	N. D	N. D	N. D	N. D
H24.7.4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D					
H25.7.8	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.02	N. D	N. D	N. D
H26.7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H27.7.2	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D		N. D	—	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D
H28.10.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D	H29から	N. D	—	N. D	—	N. D				
H29.6.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
H30.6.28	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R1.6.3	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.2	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R2.6.5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.3	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R3.11.4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.3	—	N. D	N. D	N. D	N. D
R4.6.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.4	—	N. D	N. D	—	N. D
R5.6.6	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.3	—	N. D	N. D	N. D	N. D
定量限界	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.01	<0.02	<0.1	<0.01	<0.0005	<0.1	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.0005	<0.0005
環境基準 (土壌汚染)	<0.01	検出 されないこと	検出 されないこと	<0.01	<0.02		<0.01	検出 されないこと	—	—	—	—	—	検出 されないこと	<0.0005

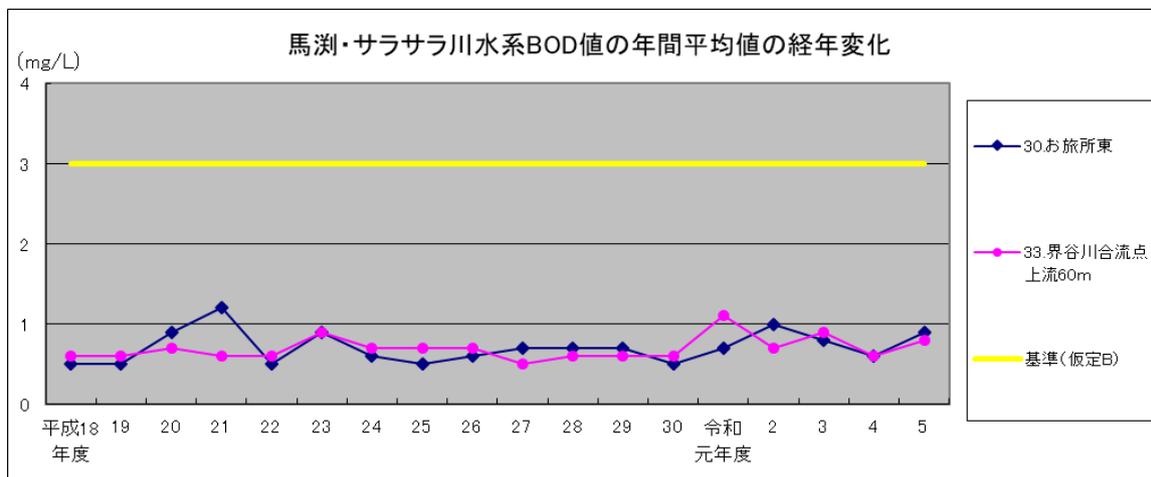
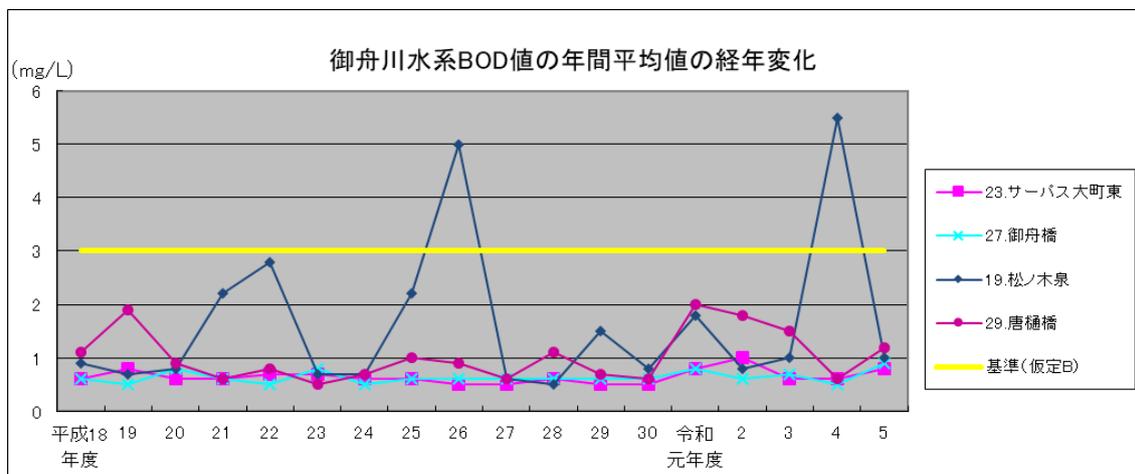
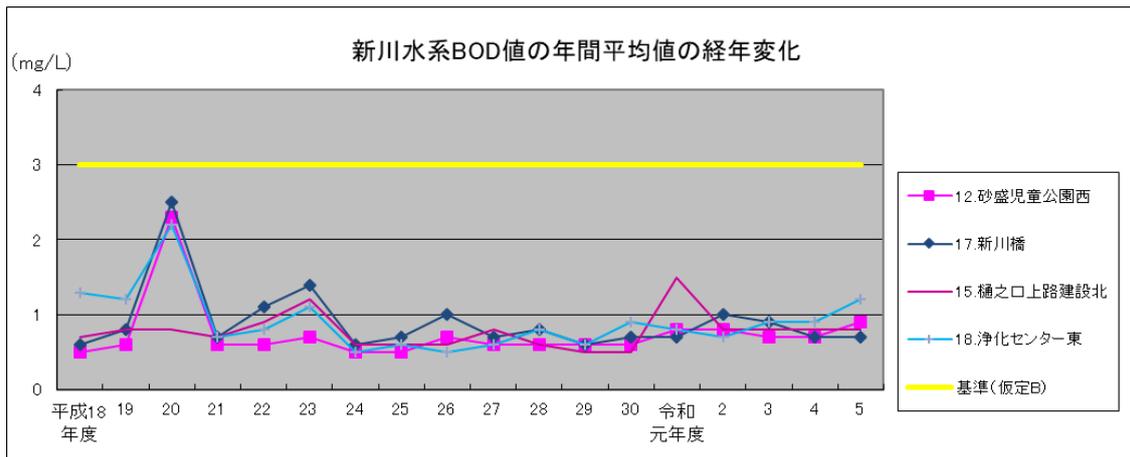
※ N. D : 検出されず(定量限界未満)

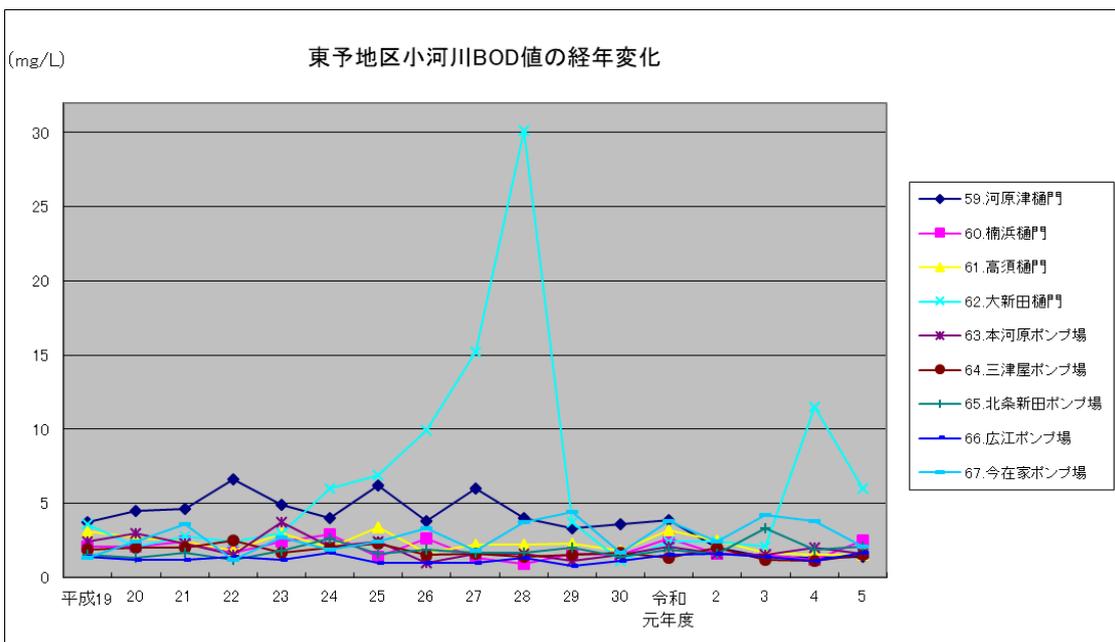
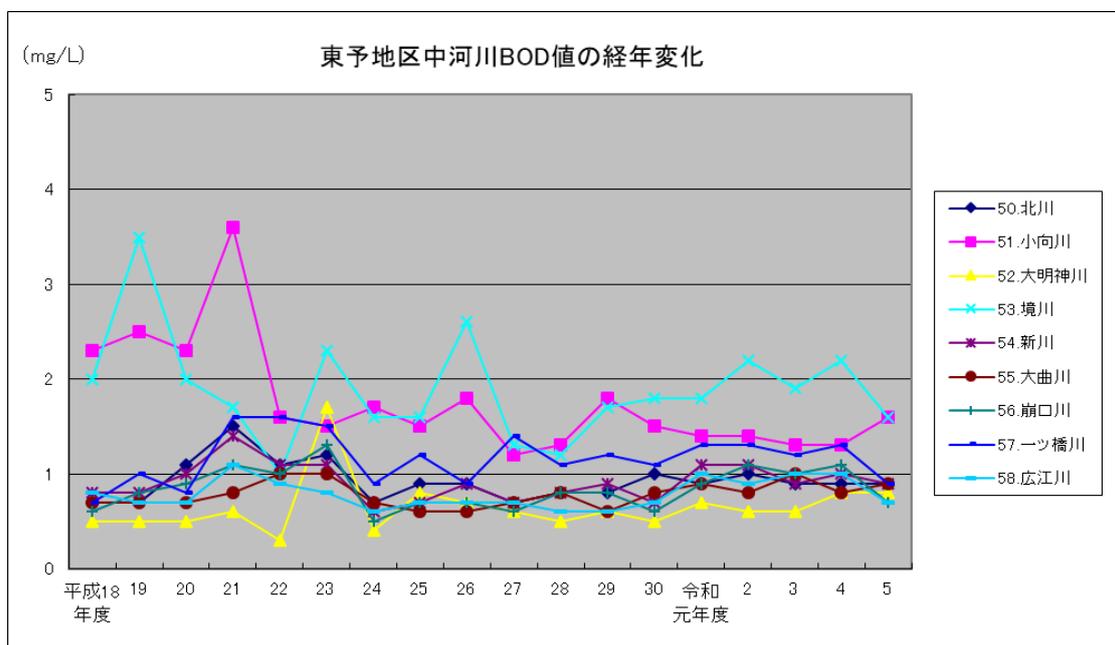
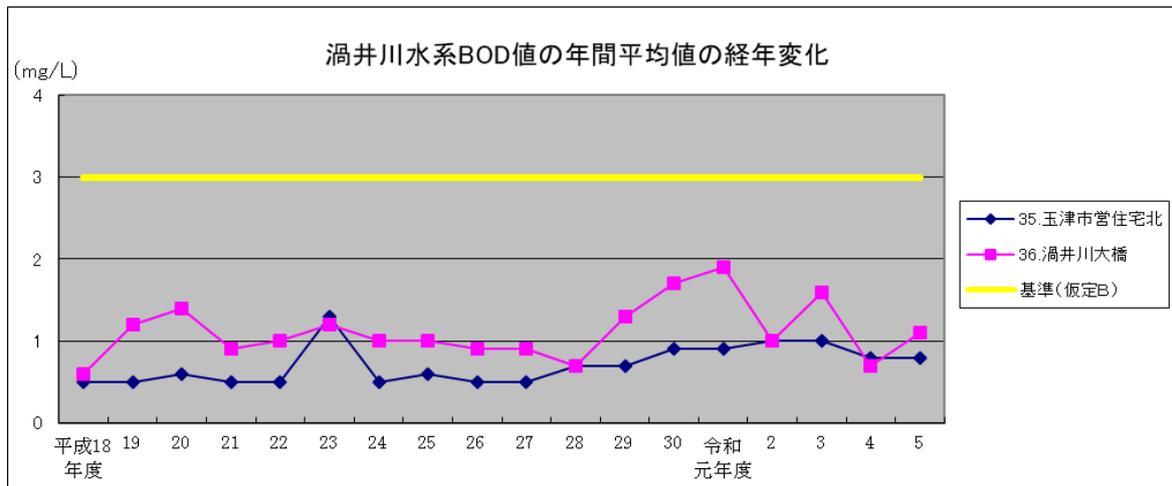
(3) 公共用水域の水質現況

① 河川

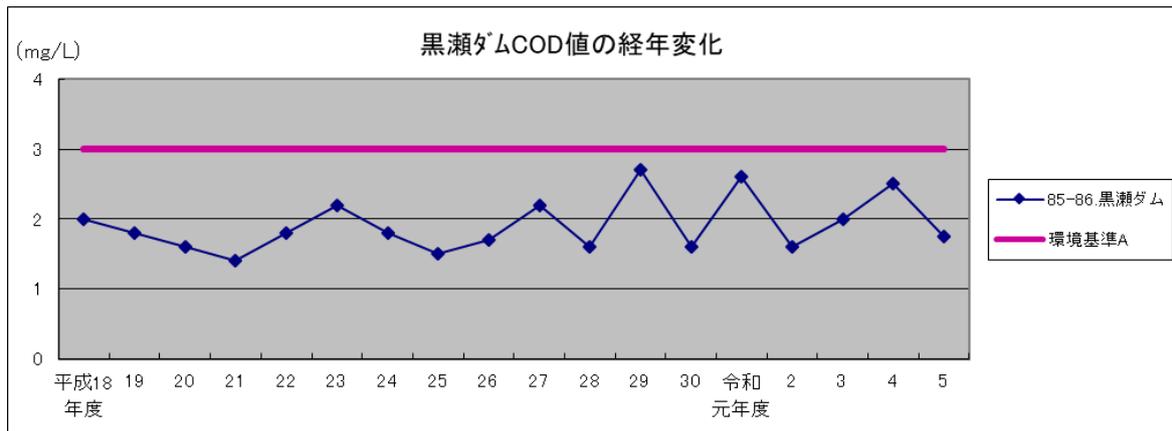




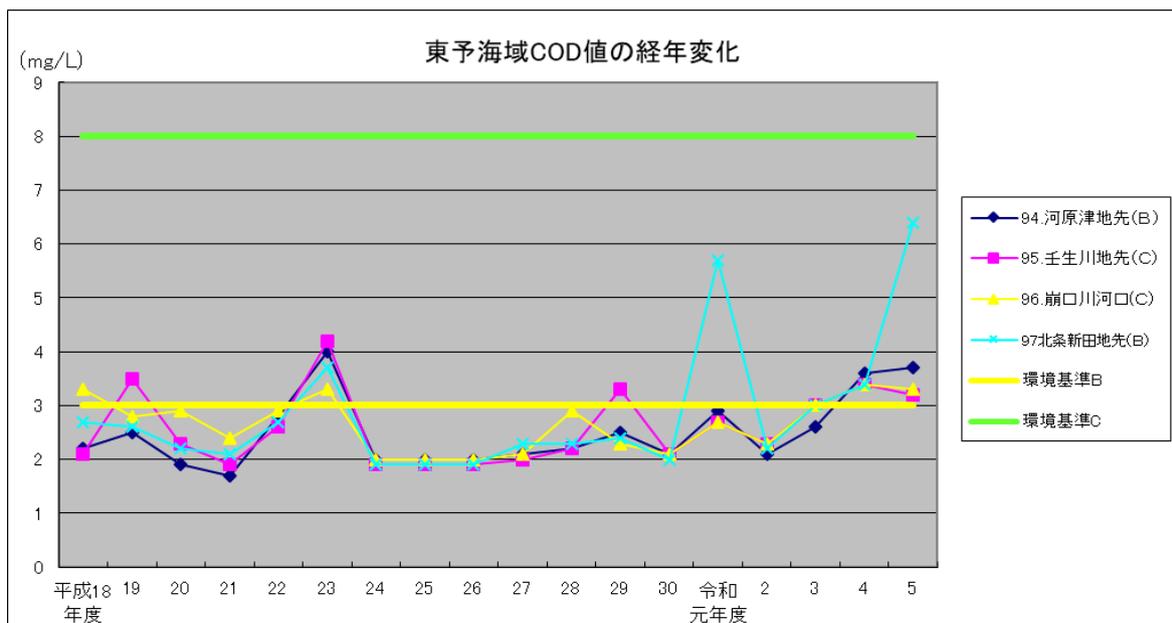
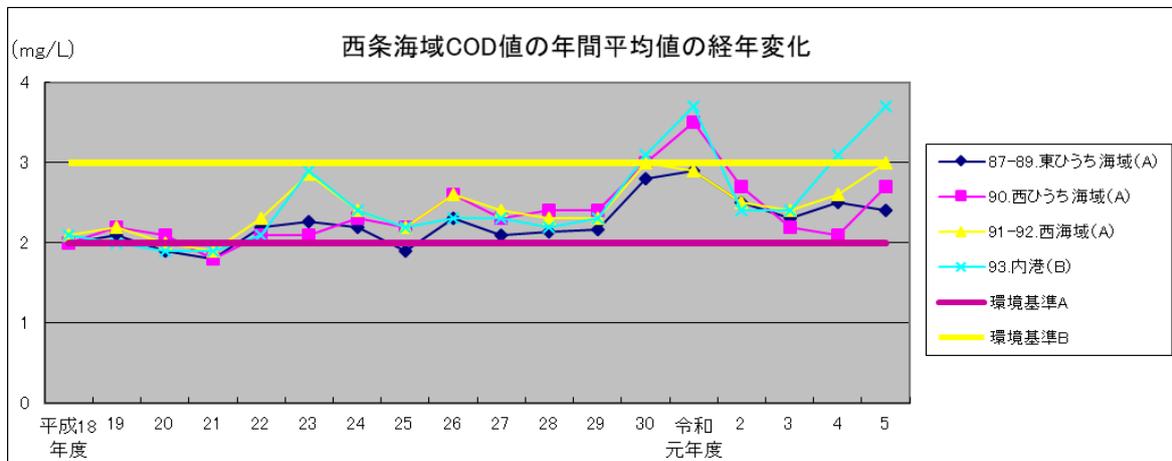


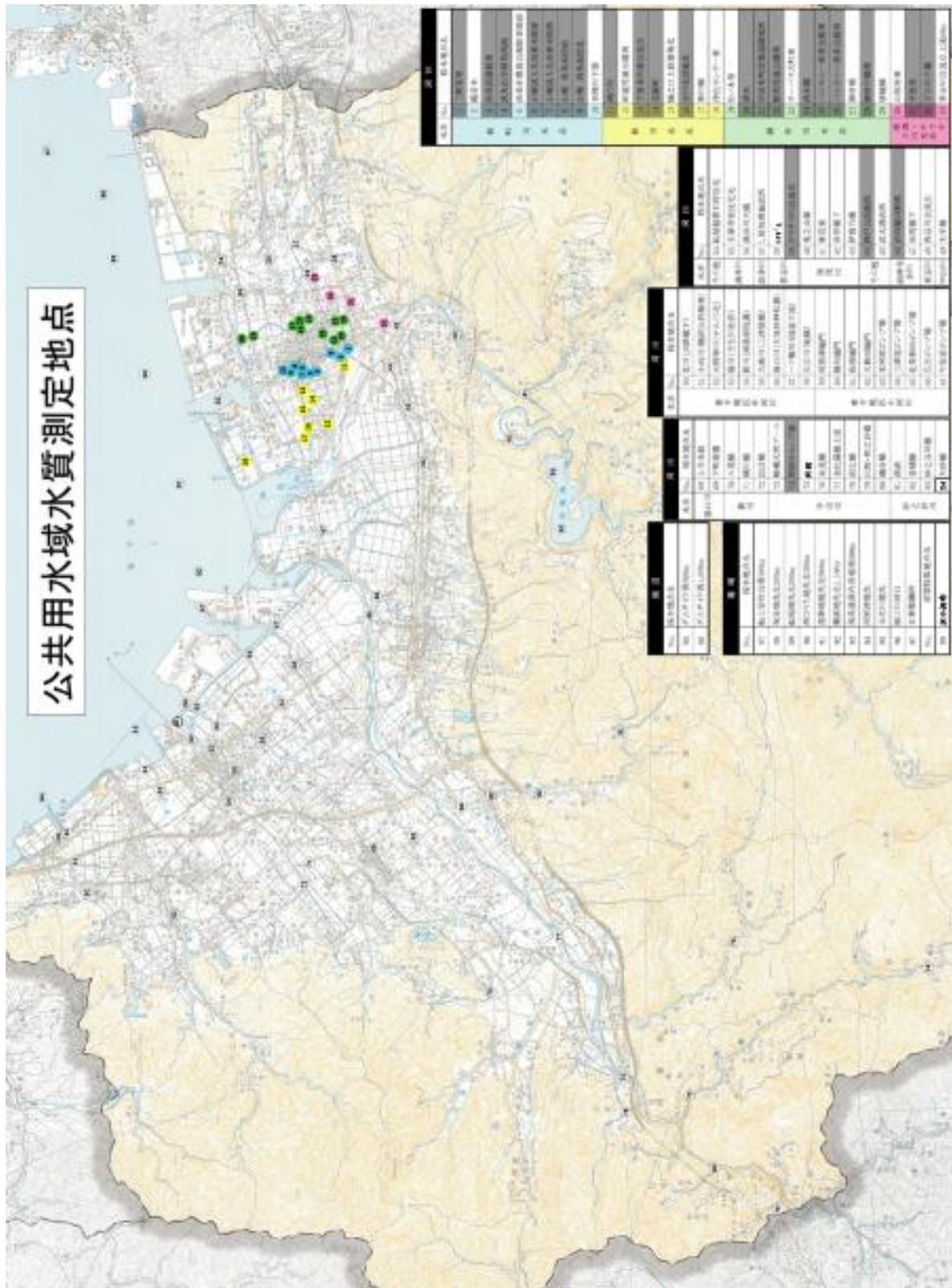


② 湖沼



③ 海域



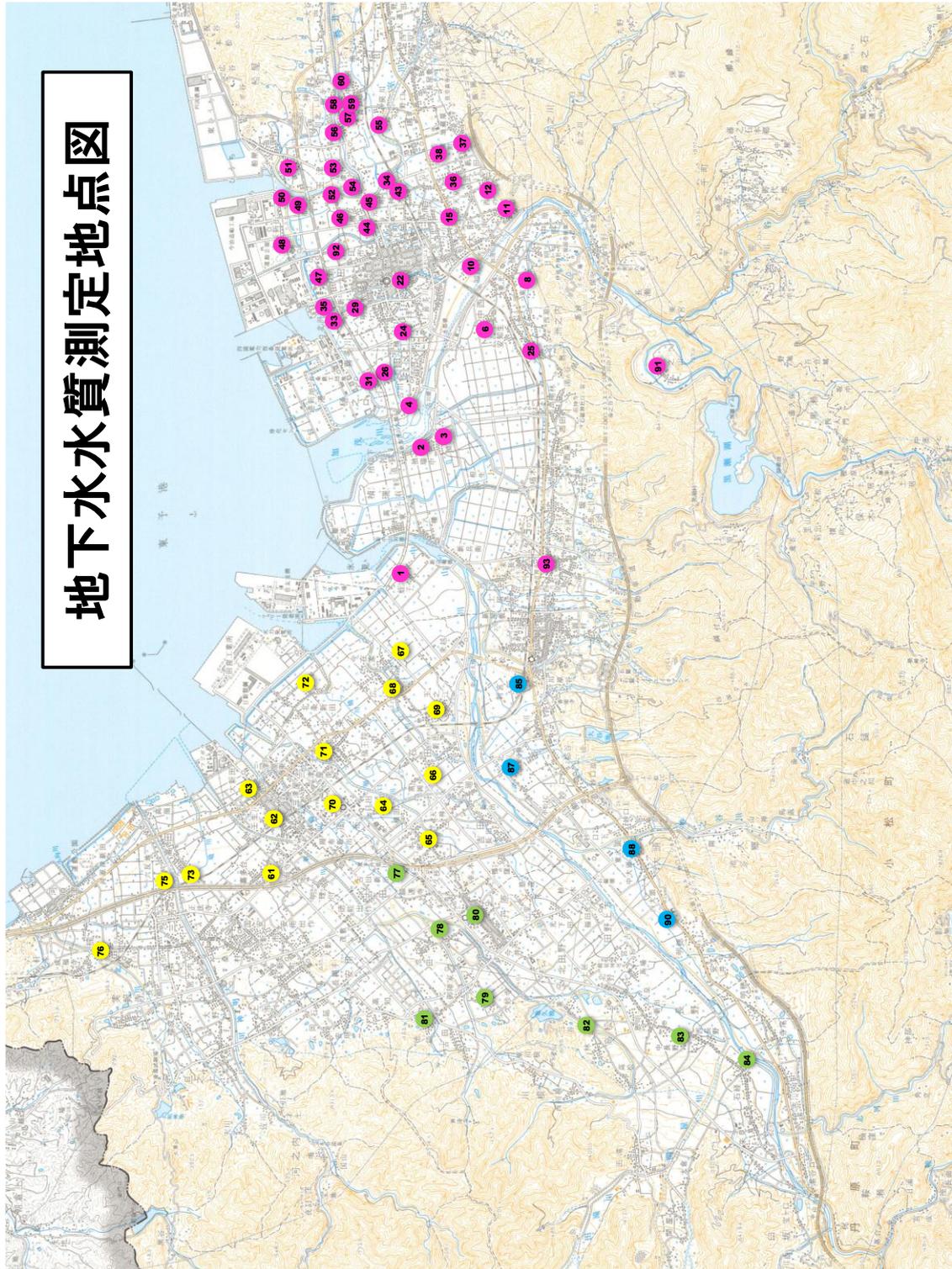


※河川表のNo.の網掛けは、廃止した地点

(4) 地下水の水質・水位等調査

令和5年度の一般家庭井戸水の水質調査については、一般項目検査は市内70地点、全項目検査は14地点で実施しました。結果は「塩化物イオン」が1地点において不適合でしたが、他の地点では水質基準に適合していました。

また、地下水の動向把握のため、地下水位の調査を行い、地下水の基礎データの収集を実施しました。



① 地下水一般項目検査結果

地下水一般項目検査結果（その1）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
1	蛭子	2.8	0.2	異常なし	異常なし	6.9	9	0.1未満	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
2	禎瑞中	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.7	26	0.5	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
3	禎瑞上	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	2	0.4	0.004未満	0.3未満	2	検出せず	適合
4	古川	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.4	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
6	中西	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.4	3	0.6	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
8	東原	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
10	加茂町	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	2	0.4	0.004未満	0.3未満	2	検出せず	適合
11	西の川原	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.4	3	0.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
12	新田	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.0	3	0.6	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
15	中町小川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.7	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
22	西新町	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.4	0.004未満	0.3未満	3	検出せず	適合
24	花園町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
25	河原町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.7	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
26	八丁	1	0.5	異常なし	異常なし	6.9	40	0.2	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
29	北浜南	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.1	99	0.6	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
31	八丁	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.0	645	0.3	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	不適合
33	北浜北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	64	0.2	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
34	明神木	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.6	2	0.5	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
35	新堀下	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	7.5	20	0.5	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
36	若葉町西	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.5	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
37	地蔵原	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.2	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
38	春日町	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
43	明神木	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.6	3	0.5	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
44	横黒西	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.5	7	0.4	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
45	元橋	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	39	0.5	0.004未満	0.1未満	12	検出せず	適合
46	横黒下	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.5	8	2.4	0.004未満	2.70	0	検出せず	適合
47	青江町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.4	27	0.7	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
48	市塚新街	0.3	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	25	1.7	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
49	市塚	0.2	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	13	1.6	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
	水質基準	5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

地下水一般項目検査結果 (その2)

地図No.	行政区	検査項目(一般項目)											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
50	市塚	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.6	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
51	船屋西南	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.6	5	1.4	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
52	市塚	0.2	0.1未満	異常なし	異常なし	6.5	6	2.3	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
53	玉津	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.6	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
54	玉津	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	8	1.7	0.004未満	0.1未満	0	検出せず	適合
55	戻川	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.3	6	3.0	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
56	川北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.8	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
57	川南	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.8	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
58	川北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	4	1.8	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
59	中土居	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.8	4	1.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
60	中土居	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	4	1.6	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
61	喜多台	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	8	6.9	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
62	壬生川上	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.8	9	1.8	0.0	0.3未満	0	検出せず	適合
63	大新田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.7	10	3.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
64	周布	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	11	1.8	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
65	周布	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	11	1.9	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
66	石田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	10	1.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
67	今在家	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	9	1.0	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
68	広江	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.8	8	1.3	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
69	玉之江	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	9	1.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
70	周布	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	12	1.9	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
71	北条	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	13	1.7	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
72	北条新田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.0	10	1.7	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
73	高田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.1	3	1.3	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
75	三芳	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.8	4	1.4	0.004未満	0.3未満	2	検出せず	適合
76	楠河	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.1	6	1.9	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
77	池田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	9	5.8	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
78	池田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	8	5.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
79	久妙寺	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.4	9	5.4	0.004未満	0.3未満	39	検出せず	適合
80	丹原	1.2	0.7	異常なし	異常なし	6.4	10	2.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
	水質基準	5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

地下水一般項目検査結果（その3）

地図 No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
81	徳能	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.6	7	1.7	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
82	高松	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	8	7.2	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
83	長野	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.7	8	10.0	0.004未満	0.3未満	56	検出せず	適合
84	石経	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	8	2.2	0.004未満	0.30	20	検出せず	適合
85	新宮	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.2	8	3.9	0.004未満	0.3未満	18	検出せず	適合
87	北川	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.7	13	1.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
88	東大頭	1	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	9	2.2	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
90	明徳	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.5	8	2.0	0.004未満	0.3未満	11	検出せず	適合
91	兔之山	1	0.5未満	異常なし	異常なし	6.5	3	0.6	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
92	北新田	1.5	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	44	1.4	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
93	下町	0.6	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	17	1.9	0.004未満	0.30	12	検出せず	適合
	水質基準	5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

② 地下水全項目検査結果

地下水全項目検査結果（その1）

No.	採水場所 行政区 採水日 本検査 地図No.	行政区 本検査 地図No. (単位)	水質基準 (R2.4.1~)	禎瑞上	加茂町	中町小川	西新町
				R5.10.18 (3)	R5.10.23 (10)	R5.10.23 (15)	R5.10.23 (22)
検査項目							
1	一般細菌	個/ml	100個以下	2	2	0	3
2	大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 以下	0.4	0.4	0.7	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1 以下	0.028	0.028	0.020	0.029
14	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.6 以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.06 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.09 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.054
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.016
35	銅及びその化合物	mg/l	1 以下	0.008	0.006	0.005 未満	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200 以下	2.6	2.3	2.2	2.5
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	200 以下	2.2	2.2	2.8	2.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300 以下	37	35	41	38
40	蒸発残留物	mg/l	500 以下	58	53	60	56
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジオキシミン	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物(TOC)	mg/l	3 以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.5	7.3	7.2	7.5
48	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5 以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	2 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判定				適合	適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その2）

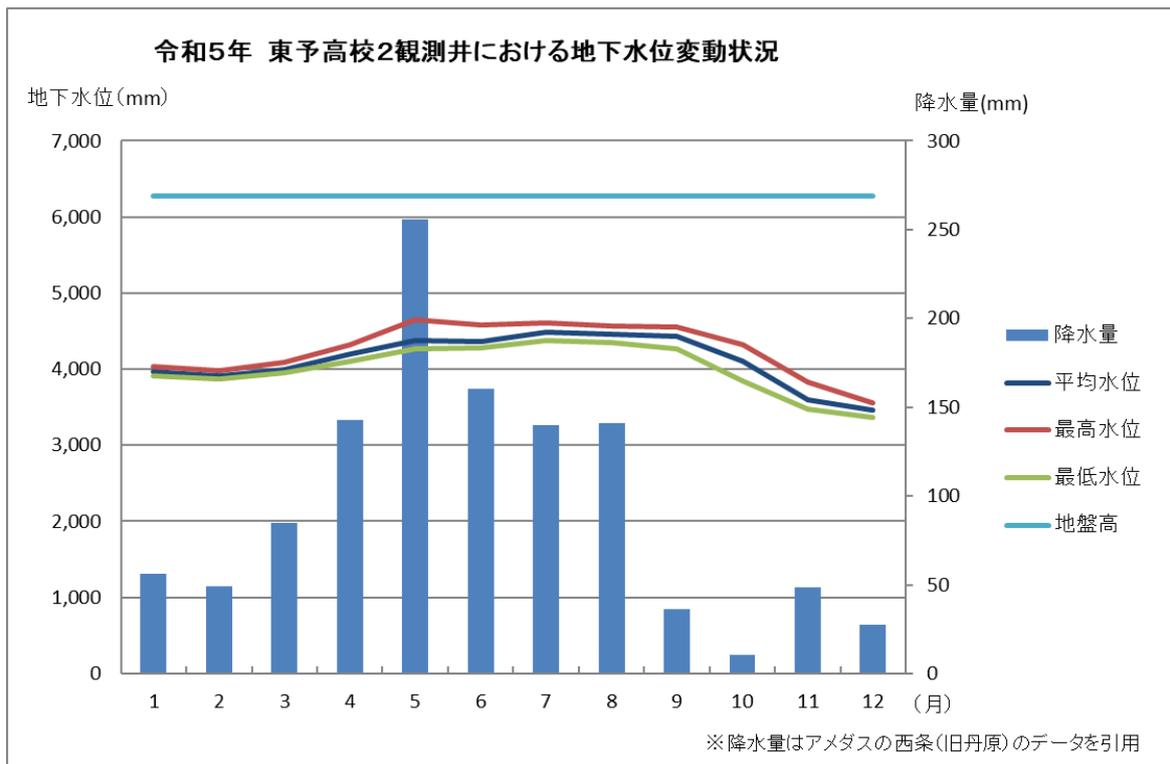
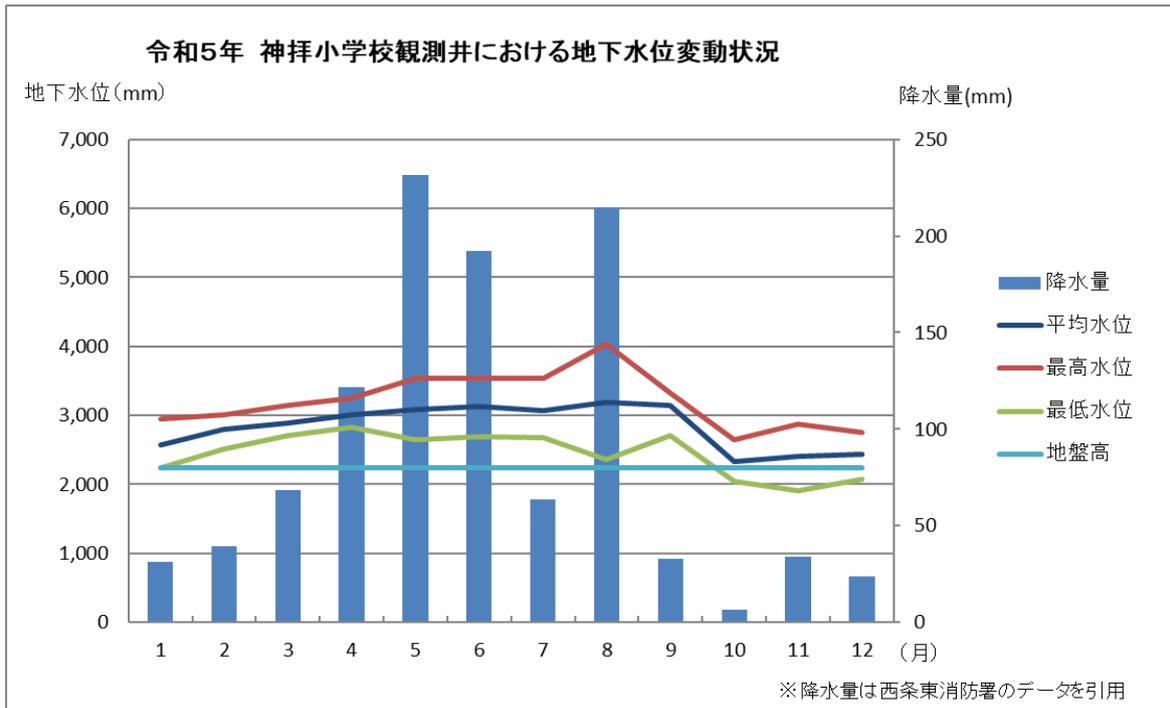
No.	採水日 検査項目	行政区 本検査 地図No. (単位)	八丁	春日町	船屋西南	壬生川上	周布
			R5. 10. 23 (31)	R5. 10. 23 (38)	R5. 10. 23 (51)	R5. 10. 2 (62)	R5. 10. 2 (64)
1	一般細菌	個/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.008	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.3	0.5	1.4	1.8	1.8
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.13	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.120	0.030	0.013	0.016	0.025
14	四塩化炭素	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.020	0.006	0.005 未満	0.005 未満	0.006
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.031	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.007	0.006
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	218	3.5	6.1	9.9	8.2
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.014	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	645	3.0	4.9	9.0	10.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	620	43	52	79	56
40	蒸発残留物	mg/l	1620	70	96	150	111
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物(TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	—	7.0	7.5	6.6	6.8	6.7
48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判定			不適合	適合	適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その3）

No.	採水場所 採水日 検査 地図No. No.	行政区 本検査 地図No. (単位)	広江	徳能	石経	明徳	兎之山
			R5. 10. 2 (68)	R5. 10. 2 (81)	R5. 10. 2 (84)	R5. 10. 2 (90)	R5. 10. 23 (91)
1	一般細菌	個/ml	0	0	20	11	1
2	大腸菌	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満				
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満				
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満				
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満				
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満				
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002 未満				
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.3	1.7	2.2	2.0	0.6
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.24	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.021	0.022	0.021	0.029	0.018
14	四塩化炭素	mg/l	0.0001 未満				
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.001 未満				
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満				
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満				
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001 未満				
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満				
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満				
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満				
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満				
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満				
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満				
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満				
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満				
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満				
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満				
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満				
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005	0.005	0.005 未満	0.017	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.024	0.005 未満	0.012	0.017
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.005	0.014	0.007	0.005	0.009
35	銅及びその化合物	mg/l	0.006	0.04	0.011	0.025	0.015
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	6.6	7.4	8.6	7.9	3.8
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満				
38	塩化物イオン	mg/l	8.1	6.7	8.2	8.3	2.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	38	42	51	51	35
40	蒸発残留物	mg/l	81	100	110	110	69
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満				
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満				
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満				
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満				
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満				
46	有機物 (TOC)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	-	6.8	6.6	6.3	6.5	6.5
48	味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1
51	濁度	度	0.5 未満				
判定			適合	適合	適合	適合	適合

③ 地下水位調査結果

番号	観測井戸名	口径 (mm)	深度 (m)	地盤高 (m)	平均水位(m)	
					標高表示	GL表示
1	鷹丸	75	20	2.106	2.714	0.608
2	西条小学校	125	20	1.378	0.205	-1.173
3	市塚	125	20	0.605	0.431	-0.174
4	禎瑞小学校	300	80	-0.200	-0.024	0.176
6	玉津小学校	300	50	2.300	2.509	0.209
7	大町小学校	150	8.85	4.876	2.317	-2.559
8	神拝小学校	300	80	2.240	2.840	0.600
15	西条南中学校	100	16	7.170	3.355	-3.815
18	東予高校1	250	150	6.227	4.002	-2.225
19	東予高校2	250	70	6.268	4.114	-2.154
20	今在家公園	250	70	3.854	0.121	-3.733
21	一ツ橋川	75	15	1.240	0.250	-0.990
22	北条新田	50	18	0.210	-0.422	-0.632
23	大新田公園	250	70	0.339	1.060	0.721
24	新川浜橋	300	140	1.260	-1.093	-2.353
25	三芳水源地	250	70	20.055	20.055	故障
26	北水源地		80	18.200	10.331	-7.869
27	周布		4	9.210	6.666	-2.544
29	明理川		6	6.870	3.413	-3.457
31	田野上方		14	31.250	21.278	-9.972
32	長野		46	43.810	28.187	-15.623
33	北川		13	14.000	7.273	-6.727
37	蛭子			0.400	-0.813	-1.213



地下水水位観測井戸位置図



No.	観測井戸名
1	鷹丸
2	西条小学校
3	市塚
4	楨瑞小学校
6	玉津小学校
7	大町小学校
8	神拝小学校
15	西条南中学校
18	東予高校1
19	東予高校2
20	今在家公園
21	一ツ橋川
22	北条新田
23	大新田公園
24	新川浜橋
25	三芳水源地
26	北水源地
27	周布
29	明理川
31	田野上方
32	長野
33	北川
37	蛭子

(5) 水生生物調査

西条市では、『加茂川』に棲んでいる水生生物を調査することによって水質の状況を
 知るとともに、子どもたちが自然と親しみ、河川を大切にすることを育てることを目的
 として、昭和 61 年度から夏休み期間中に小学生を対象とした「親と子で水と親しむ
 青空教室」を実施してきましたが、平成 17 年度からは中学生も参加可能とし、「水と
 親しむ青空教室」という名称に改め、以降毎年実施しています。

実施方法は、環境省の「水生生物による水質の調査法―川の生きものから水質を調
 べよう―」によって行っており、指標生物の棲息状況によって、「Ⅰ. きれいな水」、
 「Ⅱ. 少し汚れた水」、「Ⅲ. きたない水」、「Ⅳ. 大変きたない水」の 4 階級に分類さ
 れていますが、毎年「Ⅰ. きれいな水」の結果が得られています。

水生生物による水質調査結果

【調査場所】 加茂川 (伊角の橋 ～舟形橋)	調査年月日	調査時刻(時)																								水質階級	水質階級の判定											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
【生物採取場所】 川の中心	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
【川の状態】 水温(℃)	22	23	20	26	25	24	19	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21		
【おし水の石多】 流速(m/s)※	30	38	35	45	36	27	22	50	40	30	60	80	30	30	15	15	10	120	115	40	60	83	90	90	20	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90		
【生物を採取した場所の水深(cm)】	50	20	25	20	45	30	30	20	20	15	20	15	20	30	30	20	15	10	10	20	30	10	10	40	40	20	30	30	40	20	30	30	40	20	30	30	30	
① ウズムシ類																																						
② サワガニ																																						
③ ブユ類																																						
Ⅰ ④ カワガサ類																																						
⑤ サホトビケラ・ヤマトケガシ																																						
⑥ ヒラタカガタロウ類																																						
⑦ ヘビトンボ類																																						
Ⅰ ⑧ ⑨以外のトビダラ類																																						
Ⅱ ⑩以外のカガタロウ類																																						
Ⅱ ヒラタドロムシ																																						
Ⅲ サホトビケラ類																																						
Ⅲ ヒル類																																						
Ⅲ ミズムシ																																						
Ⅳ サカマキガイ																																						
Ⅳ セズエスリカ																																						
Ⅳ ⑪-⑬ミズムシ類																																						
水質階級の判定	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	

○：出現生物
 ●：出現生物のうちで最も多かったもの
 ※速：30～60(cm/s)

(6) 工場・事業場の規制

工場・事業場の規制については、水質汚濁防止法に基づき、特定施設の設置・変更に係る届出制や全国一律の排水基準などが設けられており、現在、101の業種等に係る特定施設が指定されています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海区域の最大排水量 50m³/日以上 of 工場・事業場に対しては、特定施設の設置・変更に係る許可制が採用されています。

特に、人口・産業が集中し、汚濁の著しい広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、愛媛県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）の規定に基づき、水質総量規制制度が実施されています。

昭和54年以降これまで7次にわたって総量削減計画を策定し、COD、窒素含有量、りん含有量の削減目標を設定し、汚濁負荷量の削減を図ってきた結果、水質濃度レベルは低下し、水質改善が図られた一方、気候変動による水温上昇などの影響もあり、養殖のりなどの色落ちが確認されています。他方で、今も広い範囲で赤潮が発生していることから、水質の規制から水質の管理に水行政を転換するため、令和3年2月26日に瀬戸法が改正されました。

さらに、愛媛県公害防止条例では、生コンクリートのトラックミキサー洗浄施設等4種類の施設を排水施設として指定しており、これらの施設を設置する工場、事業場には、排水施設の設置等の届出、排水基準の遵守等を義務付けています。また、全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難であるため、COD、SS等6項目については、より厳しい基準値（上乘せ排水基準値）を設定しています。

なお、省令改正が行われ、1,1-ジクロロエチレンの排水基準は0.2mg/Lから1.0mg/Lになり（平成23年11月1日施行）、トリクロロエチレンの排水基準は0.3mg/Lから1.0mg/Lになりました（平成27年10月21日施行）。

水質汚濁防止法特定施設（施行令第1条関係 別表第1）

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）

		ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式パーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設 及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設 を含む。) リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	(欠番)	
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製 造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式 分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜 硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施 設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回 収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造 施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製 造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のう ち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施 設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造 施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニール アルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマ ー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に	イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機

	掲げる事業を除く。)	ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業	反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゆう施設
41	香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゆう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設

		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66の2		エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業	イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が500m ² 未満を除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が360m ² 未満を除く。）
66の6	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が420m ² 未満を除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が630m ² 未満を除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が1,500m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（病床数が300以上の病院）	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69の2	中央卸売市場	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場は除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第

		3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71の4		産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの。 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設(500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設
指定地域特定施設(施行令第3条の2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設(201人以上500人以下のし尿浄化槽)

水質汚濁防止法による一律基準（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

(1)有害物質に係る基準

(単位：mg/L)

項目	排水水（許容限度）	地下浸透水（許容限度）
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.001
シアン化合物	シアンとして 1	シアンとして 0.1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	0.1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1	鉛として 0.005
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.04
砒素及びその化合物	砒素 0.1	砒素として 0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	アルキル水銀として 0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	0.1	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.0005
ジクロロメタン	0.2	0.002
四塩化炭素	0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	1	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	シス体として 0.004 トランス体として 0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.0002
チウラム	0.06	0.0006
シマジン	0.03	0.0003
チオベンカルブ	0.2	0.002
ベンゼン	0.1	0.001
セレン及びその他化合物	セレンとして 0.1	セレンとして 0.002
ほう素及びその化合物（海域以外）	ほう素として 10	ほう素として 0.2
ほう素及びその化合物（海域）	ほう素として 230	
ふっ素及びその化合物（海域以外）	ふっ素として 8	ふっ素として 0.2
ふっ素及びその化合物（海域）	ふっ素として 15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100（アンモニア態窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素の合計量）	アンモニア態窒素 0.7 亜硝酸態窒素 0.2 硝酸態窒素 0.2
塩化ビニルモノマー	—	0.0002
1, 4-ジオキサン	0.5	0.005

(2)一般項目（有害物質以外の項目）（単位：mg/L ただし、pH 及び大腸菌群数は除く）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (海域以外)
	5.0～9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数 (単位：個/cm ³)	日間平均 3,000
窒素含有量	120 (日間平均 60)
りん含有量	16 (日間平均 8)

(7) 工場・事業場の立入検査

水質汚濁防止法により指定されている特定施設のうち、環境保全協定（公害防止協定）を締結している工場・事業場に、水質汚濁負荷量の測定のために立入検査を実施しています。

令和 5 年度の立入検査結果は次ページの表のとおりです。協定を定める基準値を超過した企業はありませんでした。

工場・事業場立入検査結果

※ m/n/mは協定値を超えた検体数、nは実施した検体数

事業所	項目	pH	亜鉛(mg/l)	銅(mg/l)	砒素(mg/l)	鉛(mg/l)	カドミウム(mg/l)	総水銀(mg/l)
住友金属鉱山鶴岡東子工場		7.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	油分(kg/日)	全窒素(kg/日)	全リン(kg/日)	フッ素(mg/l)	排水量(m ³ /日)
㈱クラレ西条事業所		7.4	1.4	ND	ND	3	0.05	ND	33,500
㈱日本軽金属テクノテクノフロンティア西条事業所		7.3	2.9	2	ND	ND	ND	3.0	5,337
ワタキューセイモア㈱四国工場		7.5	5.0	0.30	ND	1.10	0.050	ND	186

事業所	項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)
四国電力㈱西条発電所		7.2	ND	ND	ND
㈱ダスキンプロダクト中四国愛媛工場		6.7	9.3	ND	ND

事業所	項目	pH		COD(mg/l)		SS(mg/l)		油分(mg/l)		亜鉛(mg/l)	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n		
愛媛純粋物工業団地		7.2 ~ 7.8	0 / 4	1.8 ~ 3.6	0 / 4	3 ~ 28	0 / 4	ND ~ ND	0 / 4	ND ~ ND	0 / 1
		7.6 ~ 7.8	0 / 2	1.9 ~ 4.0	0 / 2	2 ~ 6	0 / 2	ND ~ ND	0 / 1	ND ~ ND	0 / 1
四国コカ・コーラボトリング㈱小松工場		6.9 ~ 7.4	0 / 4	3.1 ~ 5.4	0 / 4	1 ~ 5	0 / 4	ND ~ ND	0 / 4	ND ~ ND	0 / 1

事業所	項目	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)	亜鉛(mg/l)	溶解性鉄(mg/l)	クロム(mg/l)
日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所(東予)		6.9	2.9	ND	ND	ND	ND	ND

事業所	項目	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	亜鉛(kg/日)	全リン(kg/日)	排水量(m ³ /日)
株式会社カール・興業本社工場		7.2	4.0	ND	2.0	ND	132

(8) 河川の清流を守る条例

「水の都西条」にふさわしい快適な水環境を確保するための「西条市河川の清流を守る条例」に基づき、河川のうち特に保全していく必要がある区域として、新町川水系、新川水系、御舟川水系及び馬淵川・サラサラ川水系の4水系を「水質保全区域」に指定し、年に一度、水質保全区域河川一斉清掃を実施していました。

平成 23 年度から水質保全区域河川一斉清掃に代わり、自治会等ごとに各該当水域を清掃することとなりました。令和 5 年度は、自治会等ごとに河川清掃が実施され、周辺住民等、約 670 人が河川周辺の除草やごみ拾いなどを行い、収集されたごみは約 9.55 トンにもなりました。

水 系 名	延 長
新 町 川 水 系	約 3.1 km
新 川 水 系	約 5.5 km
御 舟 川 水 系	約 4.1 km
馬淵川・サラサラ川水系	約 1.2 km
計	約 13.9 km

実施校区等	実施日	参加人数(人)	回収したごみ量(t)
大 町 校 区	7 月 9 日 (日)	303	6.47
神 拝 校 区	7 月 2 日 (日)	50	0.58
神 拝 校 区 (観音水・新町川を美しくする会)	5 月 14 日 (日) 9 月 24 日 (日)	163	1.08
西 条 校 区	9 月 10 日 (日)	154	1.42



3. 大気

(1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの5物質について定められていましたが、平成9年に有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質が、平成13年にジクロロメタンの環境基準が設定されました。なお、平成25年度から愛媛県の設置した大気測定局において、微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
(備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
(備考) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	

環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを越える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを越える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10 mg/m ³ を越える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	—————	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。	—————
微小粒子状物質	—————	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値うち低い方から98%に相当する値が35μg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。

(2) 監視体制

愛媛県が大気汚染常時監視測定局を市内に3か所設置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の項目を機械によって自動測定しています。愛媛県衛生環境研究所とのテレメータにより常時監視を実施しています（令和6年3月31日現在）。

	SO ₂	SPM	WD	WS	OX	NO _x	NO	NO ₂	THC	CH ₄	NMHC	TM	PM2.5
西条児童館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壬生川	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
丹原東中	○	○	○	○								○	

(SO₂ : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 WD : 風向 WS : 風速 OX : 光化学オキシダント
NO_x : 窒素酸化物 NO : 一酸化窒素 NO₂ : 二酸化窒素 THC : 総炭化水素 CH₄ : メタン
NMHC : 非メタン炭化水素 TM : テレメータ PM2.5 : 微小粒子状物質)

(3) 測定結果

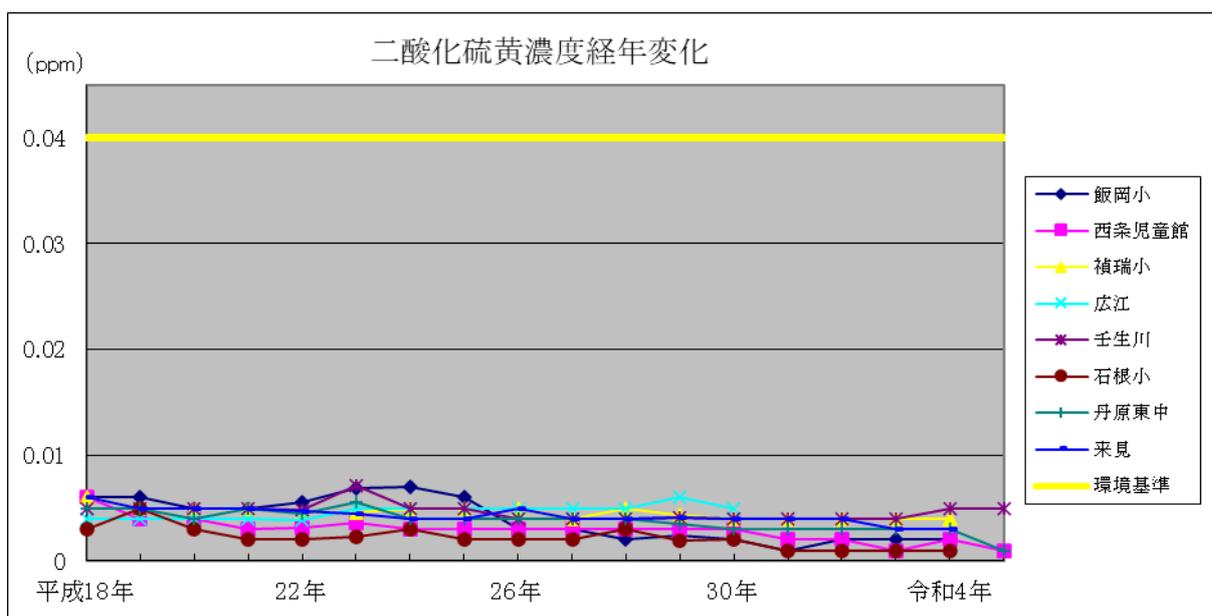
① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因となっています。二酸化硫黄による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、ばい煙発生施設ごとの排出規制、燃料中の硫黄分の規制、工場ごとの総量規制等様々な対策が講じられ、企業においてもこうした規制を受け、低硫黄原油の輸入、重油の脱硫、排煙脱硫装置の設置等の対策が進められました。その結果、硫黄酸化物は昭和 40、50 年代に比べ著しく減少しています。

令和 5 年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての地点において年平均値は環境基準値の 0.04ppm を大きく下回っています。

二酸化硫黄濃度測定結果

項目	測定局	西条児童館	壬生川	丹原東中	平均
1時間値が0.1ppm以下の時間数の達成率 (%)		100.00	100.00	100.00	100.00
1日平均値が0.04ppm以下の日数の達成率 (%)		100.00	100.00	100.00	100.00
年平均値 (ppm)		0.001	0.005	0.001	0.002
1時間値の最高値 (ppm)		0.080	0.039	0.014	最高 0.080
1日平均値の最高値 (ppm)		0.005	0.017	0.006	最高 0.017
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。				



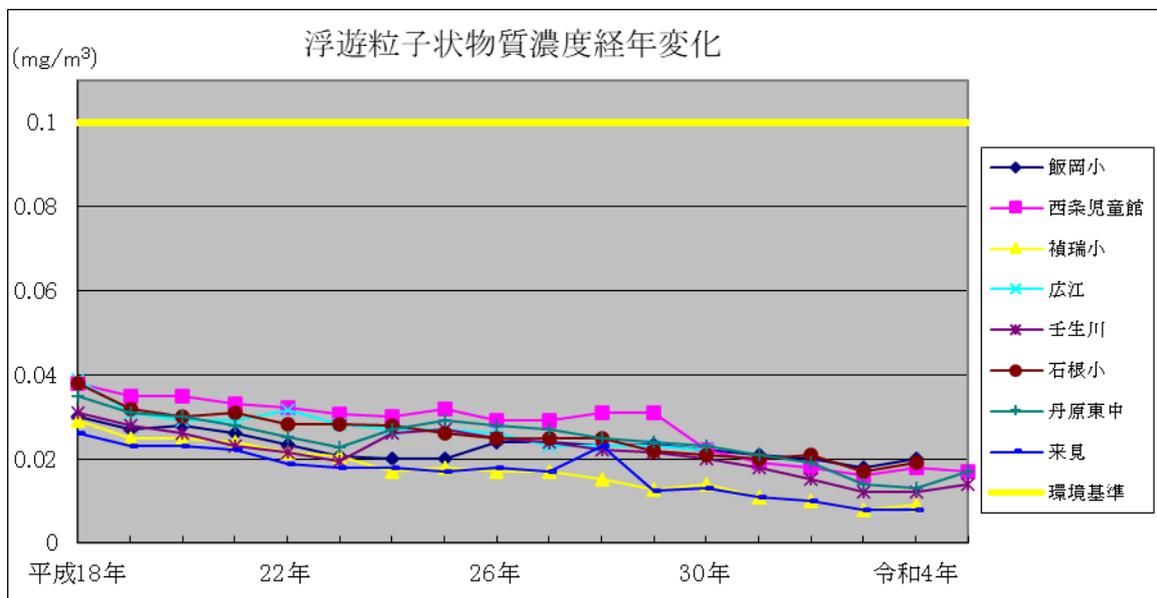
② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する浮遊粉じん、エアロゾルなどの粒子状の物質のうち、粒径が10 μm 以下のもの）は、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

令和5年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての地点において年平均値は環境基準の0.1 mg/m^3 を大きく下回っています。

浮遊粒子状物質測定結果

項目	測定局	西条児童館	壬生川	丹原東中	平均
1時間値が0.20 mg/m^3 以下の時間数の達成率 (%)		100.00	100.00	100.00	100.00
1日平均値が0.10 mg/m^3 以下の日数の達成率 (%)		100.00	100.00	100.00	100.00
年平均値 (mg/m^3)		0.017	0.014	0.017	0.016
1時間値の最高値 (mg/m^3)		0.081	0.115	0.109	最高 0.115
1日平均値の最高値 (mg/m^3)		0.049	0.046	0.052	最高 0.052
環境基準	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^3 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m^3 を越える日が2日連続しないこと。				



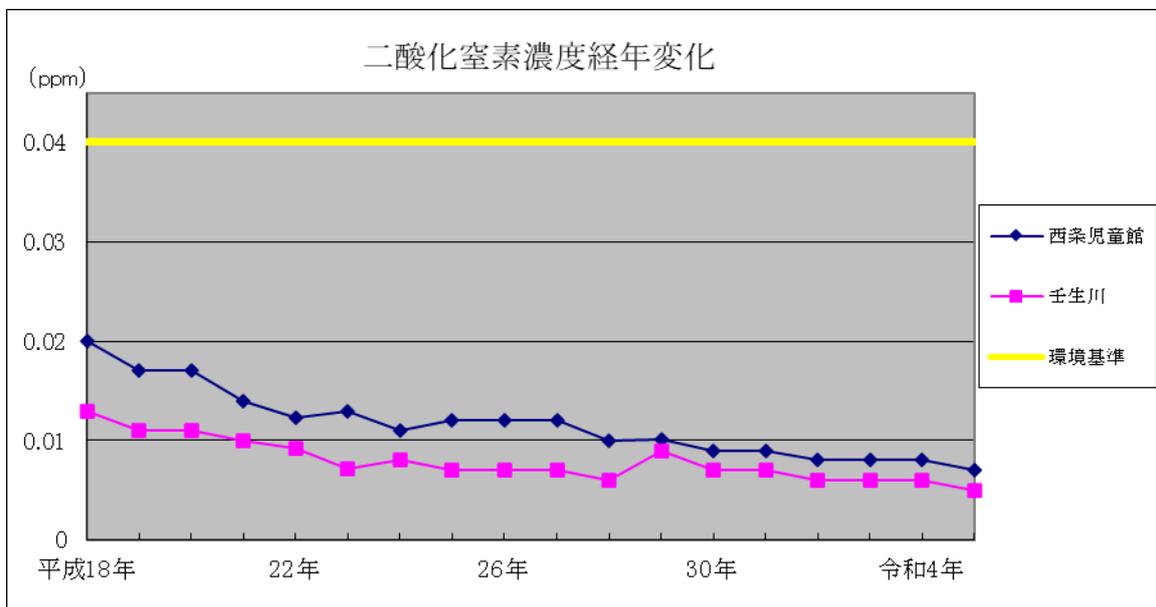
③ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。窒素酸化物は酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。窒素酸化物のうち、二酸化窒素については環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること）が定められています。

令和5年度の常時測定結果は以下のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素測定結果

測定局	項目	1日平均0.06ppm以下の日数達成率(%)	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1日平均値の最高値(ppm)
西条児童館		100.00	0.007	0.036	0.025
壬生川		100.00	0.005	0.030	0.017
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。				



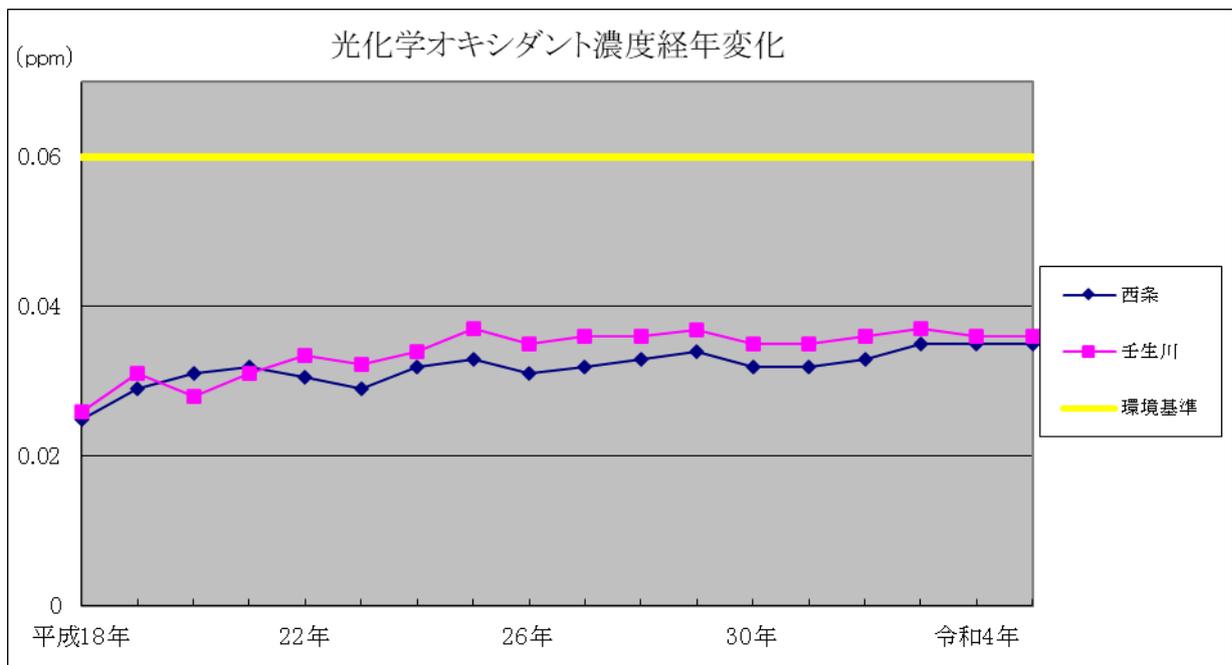
④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一時汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へも影響を及ぼし、農作物などにも影響を与えます。

令和5年度の常時測定結果は以下のとおりで、2局とも昼間1時間値の最高値は環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）を超えています。また昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数達成率は90%を超えています。

光化学オキシダント測定結果

測定局 \ 項目	昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数達成率(%)	昼間年平均値(ppm)	昼間1時間値の最高値(ppm)
西条児童館	93.22	0.035	0.097
壬生川	92.17	0.036	0.094
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。		



⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)

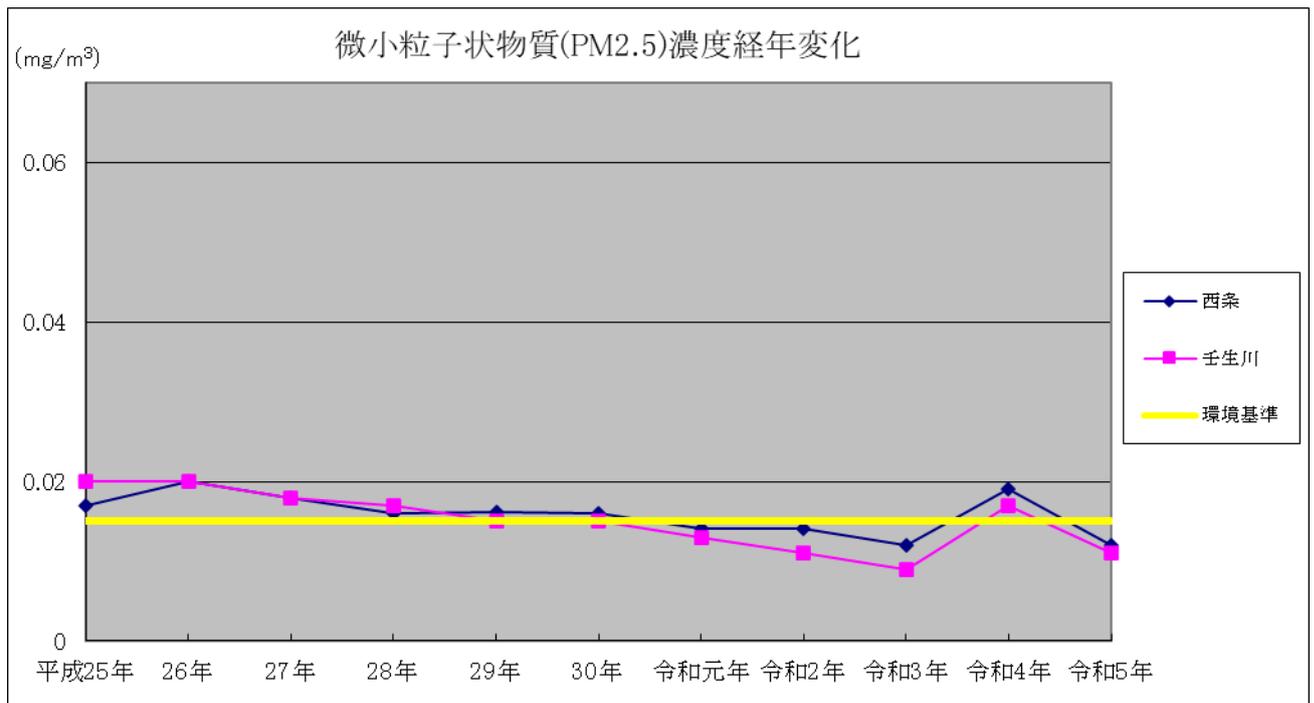
微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中に漂う粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のものを指します。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径10μm以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子のことです。肺の奥深くまで入り込みやすく、肺胞など気道の奥に沈着するため、呼吸系や循環器系などへの影響が懸念されています。平成25年度から微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しました。

令和5年度の常時測定結果は以下のとおりで、西条児童館局の1日平均0.035mg/m³以下の日数達成率は、100%です。壬生川局は1日平均値の最高値が基準を超えており、1日平均0.035mg/m³以下の日数達成率は99.4%です。

なお、国の定めた注意喚起に係る暫定指針（東予地域の各測定局の午前5～7時の1時間値の平均値のうち、上位の2局の平均値を再平均して85μg/m³を超えた場合及び東予地域の各測定局の午前5～12時までの1時間値の平均値の最大値が80μg/m³を超えた場合）を超えることはなかったため、微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起が実施されることはありませんでした。

微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定局	項目	1日平均0.035mg/m ³ 以下の日数達成率(%)	年平均値(mg/m ³)	1時間値の最高値(mg/m ³)	1日平均値の最高値(mg/m ³)
西条児童館		100.00	0.012	0.069	0.034
壬生川		99.42	0.011	0.074	0.039
環境基準	1年平均値が0.015mg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が0.035mg/m ³ 以下であること。				



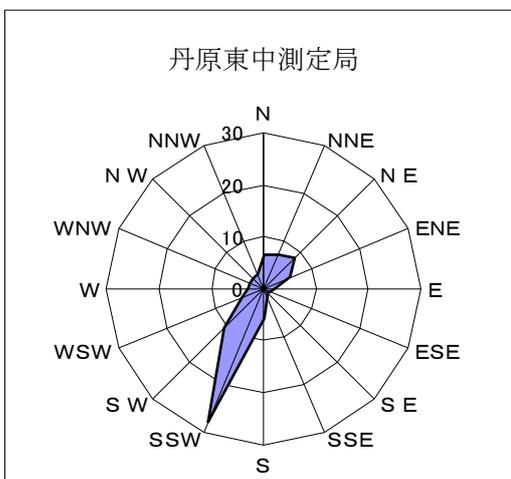
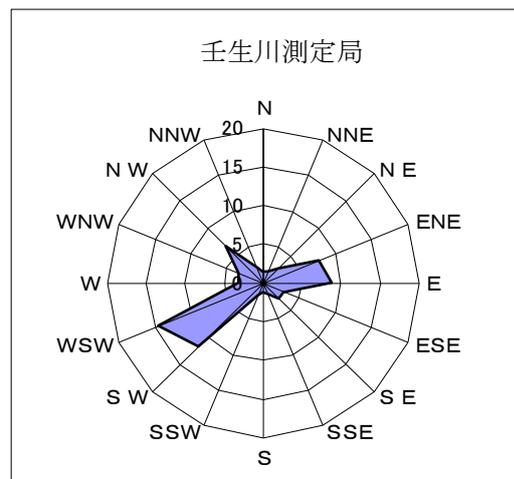
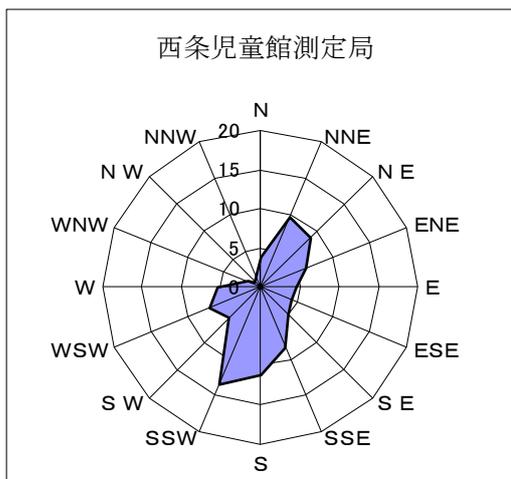
⑥ 風向・風速

令和5年度の各測定局における季節別年間最多風向及び年間風配図は以下のとおりです。

季節別年間最多風向

項目 \ 測定局		西条 児童館	壬生川	丹原 東中
		年間最多風向	南南西	西南西
季節別	春・夏	北北東	南西	南南西
	秋・冬	南南西	西南西	南南西

年間風配図（単位：％）





➡ 風向き

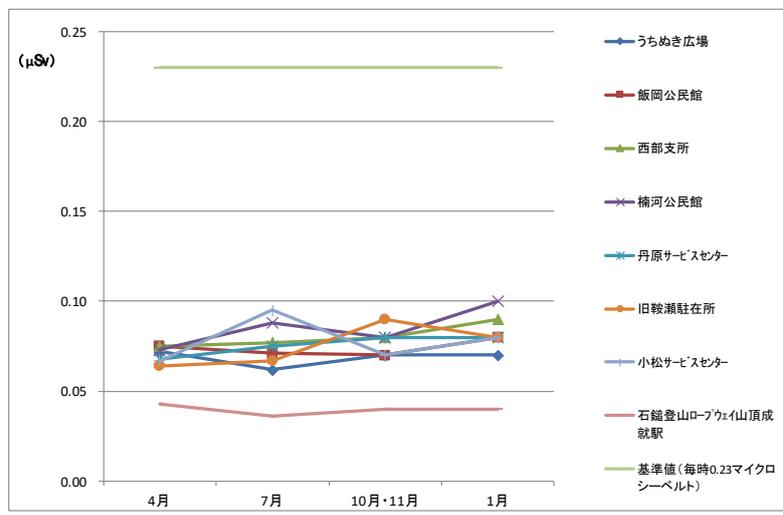
※令和5年度より飯岡小、禎瑞小、石根小、来見測定局は、廃止

(4) 放射線測定

西条市では、平常時における空間放射線量データの監視を目的に、平成24年7月から市内8地点での空間放射線量を測定しています。平成26年7月から、測定頻度を月1回から年4回(4月、7月、10月、1月)に変更しました。現在のところ、いずれの地点においても異常値は観測されていません。

令和5年度 西条市内空間放射線量測定結果

測定場所	測定日等	4月	7月	10月・11月	1月
うちぬき広場	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	晴	晴	晴	晴
	測定時刻	13:30	10:35	15:10	15:43
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.07	0.06	0.07	0.07
飯岡公民館	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	晴	晴	晴	晴
	測定時刻	9:30	10:52	13:40	15:26
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.07	0.07	0.08
西部支所	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	曇	晴	晴	晴
	測定時刻	10:30	9:18	14:10	14:00
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.08	0.08	0.08	0.09
楠河公民館	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	曇	晴	晴	晴
	測定時刻	10:15	9:00	14:00	13:45
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.07	0.09	0.08	0.10
丹原サービスセンター	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	曇	晴	晴	晴
	測定時刻	10:40	9:30	14:20	14:18
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.07	0.08	0.08	0.08
旧鞍瀬駐在所	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	曇	晴	晴	晴
	測定時刻	11:00	9:46	14:40	14:40
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.06	0.07	0.09	0.08
小松サービスセンター	測定日	4月20日	7月27日	11月7日	1月30日
	天気	晴	晴	晴	晴
	測定時刻	11:40	10:07	15:00	14:58
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.07	0.10	0.07	0.08
石鏡登山ロープウェイ山頂成就駅	測定日	4月27日	7月26日	10月26日	1月26日
	天気	晴	晴	晴	曇
	測定時刻	9:50	10:10	10:35	10:15
	測定値 (マイクロシーベルト毎時)	0.04	0.04	0.04	0.04





(5) 規制の概要

大気汚染防止法では、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の排出規制を行っています。

また、法による規制を補完強化する愛媛県公害防止条例では、法律で定める排出基準より厳しい上乘せ基準を定めるとともに、法規制対象施設以外の施設に対して、硫黄酸化物、ばい煙等の排出基準の設定や事前届出制を定めるなどの規制を行っており、工場や事業場が集中立地している東予地域に立地する工場を対象に硫黄酸化物の総量規制を行っています。

大気汚染防止法規制対象物質一覧

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設
ばい煙	硫黄酸化物	SO _x	物の燃焼、石油燃焼	ばい煙発生施設
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	ばい煙発生施設
	有害物質	窒素酸化物	物の燃焼、合成分解など	ばい煙発生施設
カドミウム、鉛、フッ化水素、塩化水素など		物の燃焼、合成分解など	ばい煙発生施設	
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の破砕、選別、堆積など	一般粉じん発生施設
	特定粉じん	石綿	石綿含有製品の製造、加工など	特定粉じん発生施設
自動車排出ガス		一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物など	自動車の運行	特定の自動車
特定物質		フェノール、ピリジンなど	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設（政令等で特定せず）

愛媛県公害防止条例で定める硫黄酸化物の排出基準

地域	西条地域	東予地域・小松地域	丹原地域
K 値	3.5 ただし、新たに設置されるばい煙発生施設にあつては2.34	5.0	17.5

(6) 工場・事業場の立入検査

環境保全協定（公害防止協定）に基づき、ばい煙濃度の測定のために工場・事業場の立入検査を実施しています。令和5年度の立入検査結果は以下のとおりです。

工場・事業所立入検査結果

事業所	硫黄酸化物 ($\text{Nm}^3/\text{時}$)		ばいじん ($\text{kg}/\text{時}$)		窒素酸化物 ($\text{Nm}^3/\text{時}$)	
	測定値	協定値	測定値	協定値	測定値	協定値
株式会社クラレ 西条事業所	1.0	31	0.8	14.7	15	44.3
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 小松工場	<0.003		<0.005		42	協定値 0.25

事業団体	事業所	ばいじん (g/Nm^3)	
		測定値	協定値
愛媛鋳鉄工業団地	越智鋳造所	<0.005	0.2
	大亀製作所	<0.005	

4. 騒音

(1) 環境基準

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、その他一般家庭から発生する生活騒音など多種多様です。

騒音に係る環境基準は、環境基本法の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについて地域の類型・区分及び時間の区分ごとに基準値が設定されています。

騒音に係る環境基準の類型指定は、国において土地利用の用途に応じて類型別に基準値が示され、当該地域の土地利用形態に応じて都道府県知事が行います。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 56 年 4 月 10 日	昭和 56 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 11 年 3 月 19 日	平成 11 年 4 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベル (LAeq) に変更することに伴う見直しが行われ、平成 11 年 3 月 19 日に告示 (平成 11 年 4 月 1 日施行) されました。

また、第 2 次一括法による改正が行われ、平成 24 年度より騒音規制法第 18 条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

一般的な騒音レベル

騒音レベル	事 例
120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛 (前方 2m)、リベット打ち
100 デシベル	電車が通る時のガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声 (正面 5m)
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ (正面 1m)
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音 (前方 1m)

騒音に係る環境基準

① 一般地域

地域の区分	基準値		
	類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。	

環境騒音測定結果は以下のとおりで、全ての地点で環境基準を達成できました。

環境騒音測定結果

測定場所	類型	測定年月日	等価騒音レベル		環境基準達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
神拝公民館	A	令和6年1月24日～25日	48	41	○	○
東予図書館・郷土館	A	令和6年2月27日～28日	41	36	○	○
神戸公民館	B	令和6年2月8日～9日	45	38	○	○
西条西部公園	B	令和6年2月13日～14日	52	42	○	○
市役所本庁駐車場	C	令和6年1月16日～17日	44	39	○	○
西ひうち緩衝緑地	C	令和6年3月13日～14日	49	46	○	○

(2) 騒音規制

工場・事業場、建設作業、道路交通等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の騒音を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、騒音規制法に基づき、騒音規制地域として指定されます。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事 項	告示日	施行日
旧西条市類型指定	昭和 45 年 10 月 27 日	昭和 45 年 11 月 20 日
旧東予市類型指定	昭和 47 年 9 月 19 日	昭和 47 年 9 月 28 日
旧丹原町・旧小松町 類型指定	昭和 48 年 11 月 30 日	昭和 49 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 51 年 6 月 22 日	昭和 51 年 7 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 53 年 12 月 22 日	昭和 54 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日

工場・事業場騒音は、騒音規制法の指定地域内にあつて、騒音規制法に基づく金属加工機械等の特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく冷凍機等の騒音発生施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び愛媛県公害防止条例に基づく特定作業が規制の対象となります。なお、環境大臣が指定する一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないバックホウ、トラクターショベル等を用いる建設作業については、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出対象外となっています。

特定工場等に係る発生する騒音の規制に関する基準

(愛媛県公害防止条例施行規則別表第 14)

時間 区域	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下

第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

騒音規制法に基づく特定施設

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であって、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であって、次に掲げるもの ア ジェットバーカー イ ロックバーカー ウ チェンバーカー

騒音規制法の特定制業及び愛媛県公害防止条例の特定制業の騒音の規制に関する基準

区域	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日	
第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時から翌午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	午後9時から翌午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時から翌午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

愛媛県公害防止条例に基づく特定作業

1	建設作業であつて、ブルドーザー、パワーショベル等（原動機の定格出力が22.5キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
2	板金作業又は製罐作業のうち、ハンマーを使用するものであつて、厚さ0.8ミリメートル以上の材料を用いるもの

騒音規制法に基づく特定施設設置届出状況

(令和6年3月31日現在)

特定施設名	施設数
1. 金属加工機械	172
2. 空気圧縮機等	1,858
3. 土石用破碎機等	31
4. 織機	709
5. 建設用資材製造機械	16
6. 穀物用製粉機	17
7. 木材加工機械	166
8. 抄紙機	6
9. 印刷機械	33
10. 合成樹脂用射出成形機	50
11. 鋳物造型機	14
合計	3,072
届出工場事業場数	269

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設設置届出状況
(令和6年3月31日現在)

騒音発生施設名	施設数
1. 冷凍機	412
2. セメント製品製造機械	24
3. 燃糸機	58
4. 工業用動力ミシン	421
5. 木材加工機械	1
合 計	761
届出工場事業場数	48

(3) 自動車交通騒音

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音と道路交通騒音の両面から規制されています。

自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす発生源対策として行われている自動車騒音規制については、車種、大きさ別に加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音に区別して許容限度が定められています。

また、道路交通騒音の規制については、指定地域内における自動車騒音の大きさの限度（要請限度）が定められており、騒音の評価は、等価騒音レベル（LAeq）によります。

騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

要請限度

地域の区分	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～翌午前6時
a区域及びb区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域の道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
a区域は、騒音環境基準に係るAタイプの区域、b区域は、騒音環境基準に係るBタイプの区域、c区域は、騒音環境基準に係るCタイプの区域とする。		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

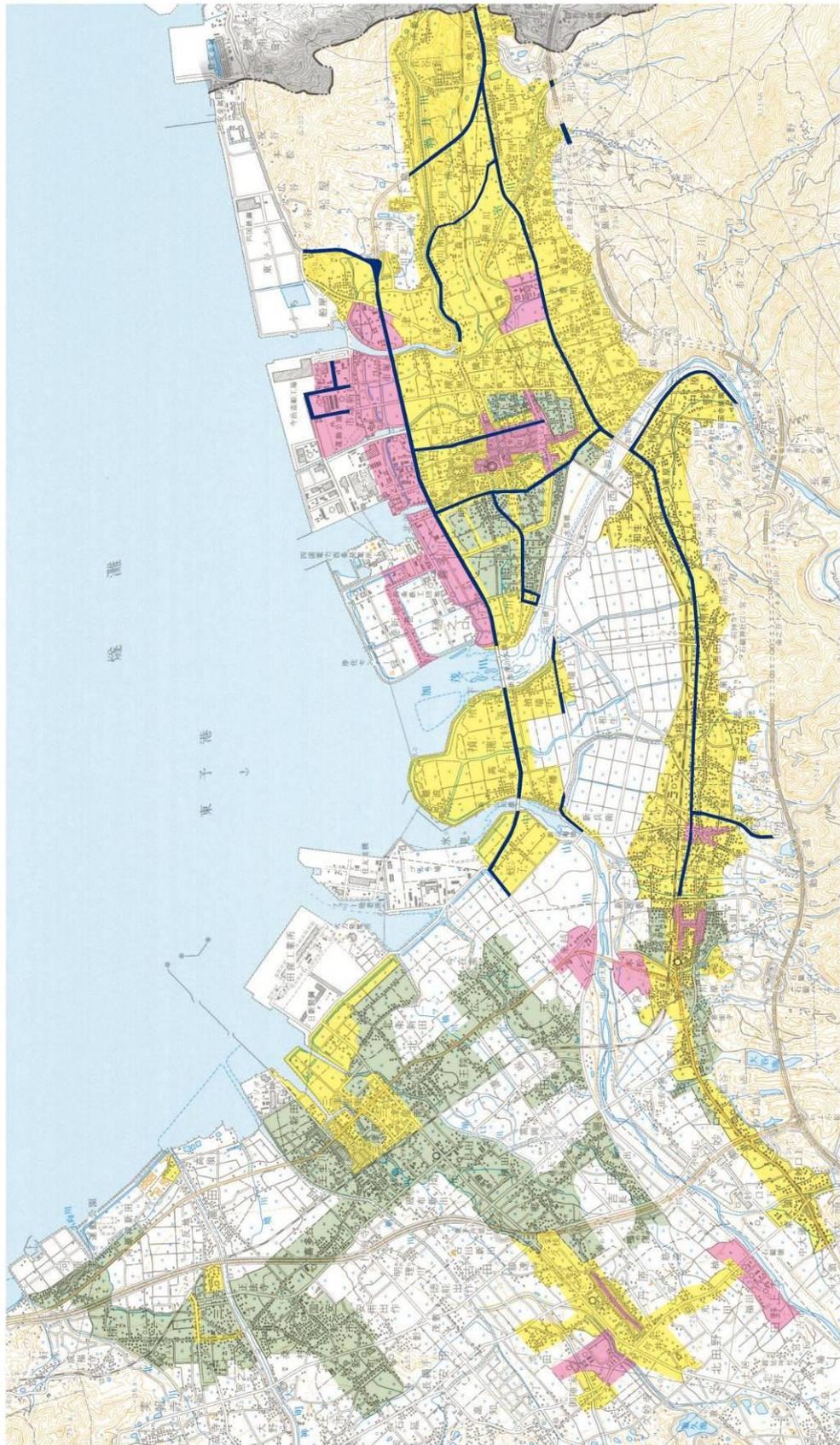
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌午前6時）
75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4車線以上）、自動車専用道路 幹線交通を担う道路に近接する空間 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15メートルまでの範囲 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20メートルまでの範囲	

令和 5 年度は自動車交通騒音測定を 5 地点で実施しました。
測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

交通騒音測定結果

測定場所	測定年月日	等価騒音レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松サービスセンター前	令和 6 年 2 月 6 日～ 7 日	73	69	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 6 年 2 月 7 日～8 日	67	63	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防本部前	令和 6 年 1 月 29 日～30 日	70	64	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 6 年 2 月 26 日～27 日	67	60	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 6 年 1 月 30 日～31 日	67	60	○	○

環境騒音類型図



幹線交通を担う道路に近接する空間

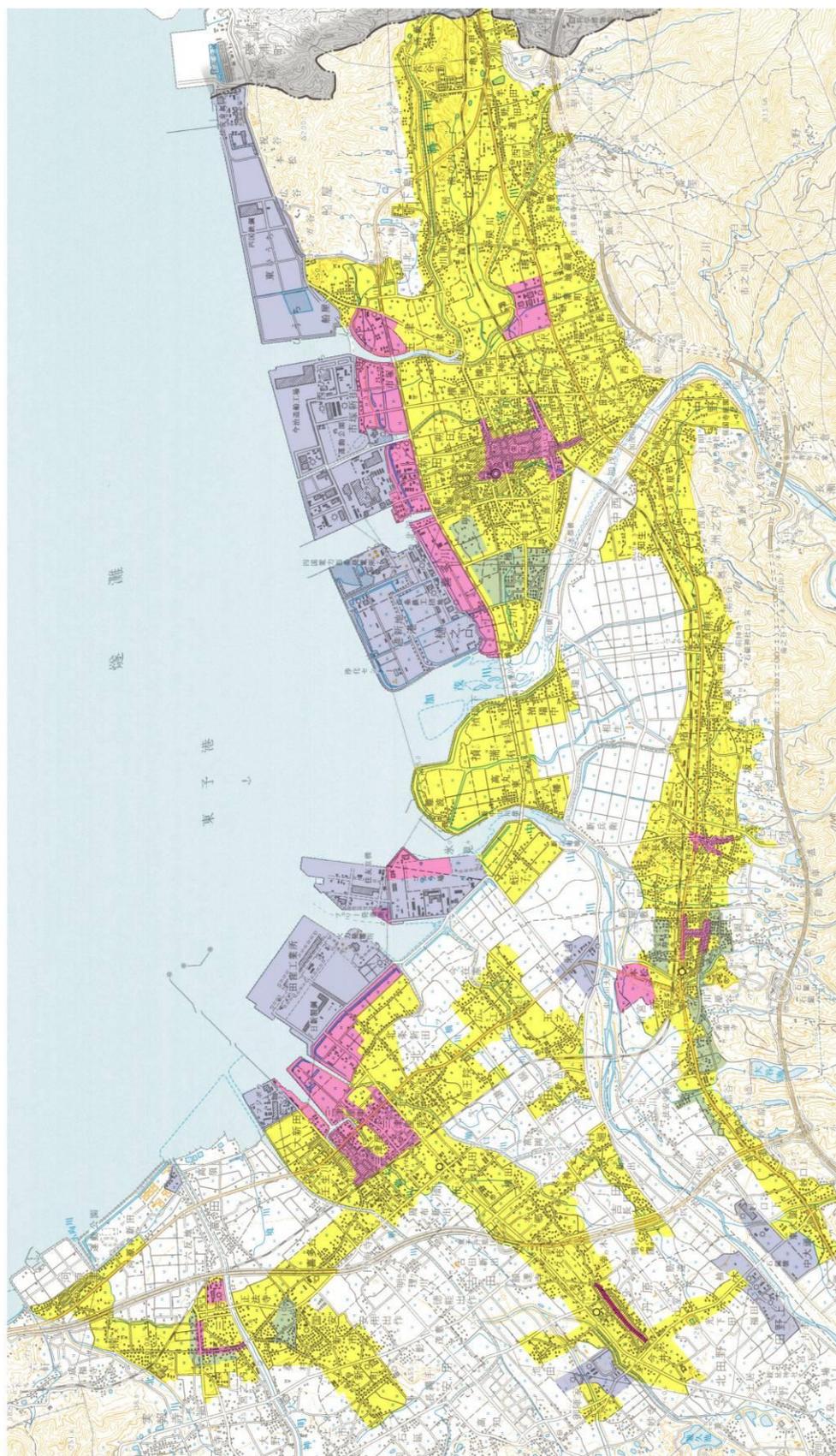
C類型 (c 区域)

B類型 (b 区域)

A類型 (a 区域)

騒音基準 (自動車騒音)

騒音規制区域図



第4種

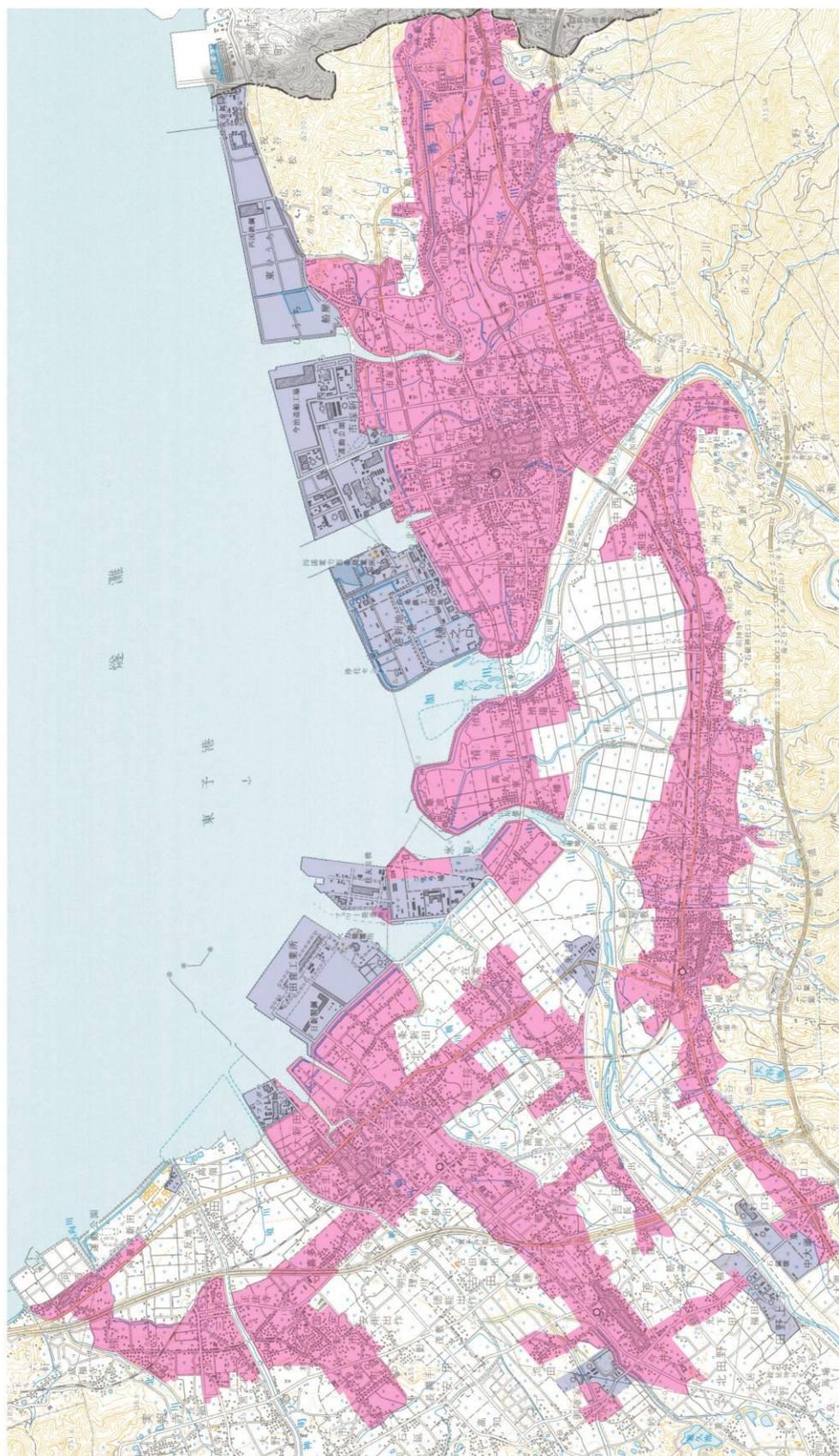
第3種

第2種

第1種

特定工場において発生する騒音の規制基準

特定建設作業騒音規制区域図



第2号

第1号

愛媛県告示区域

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、平成10年の騒音規制法改正時に新設されたものです。

第2次一括法による改正が行われ、平成24年度から騒音規制法第18条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

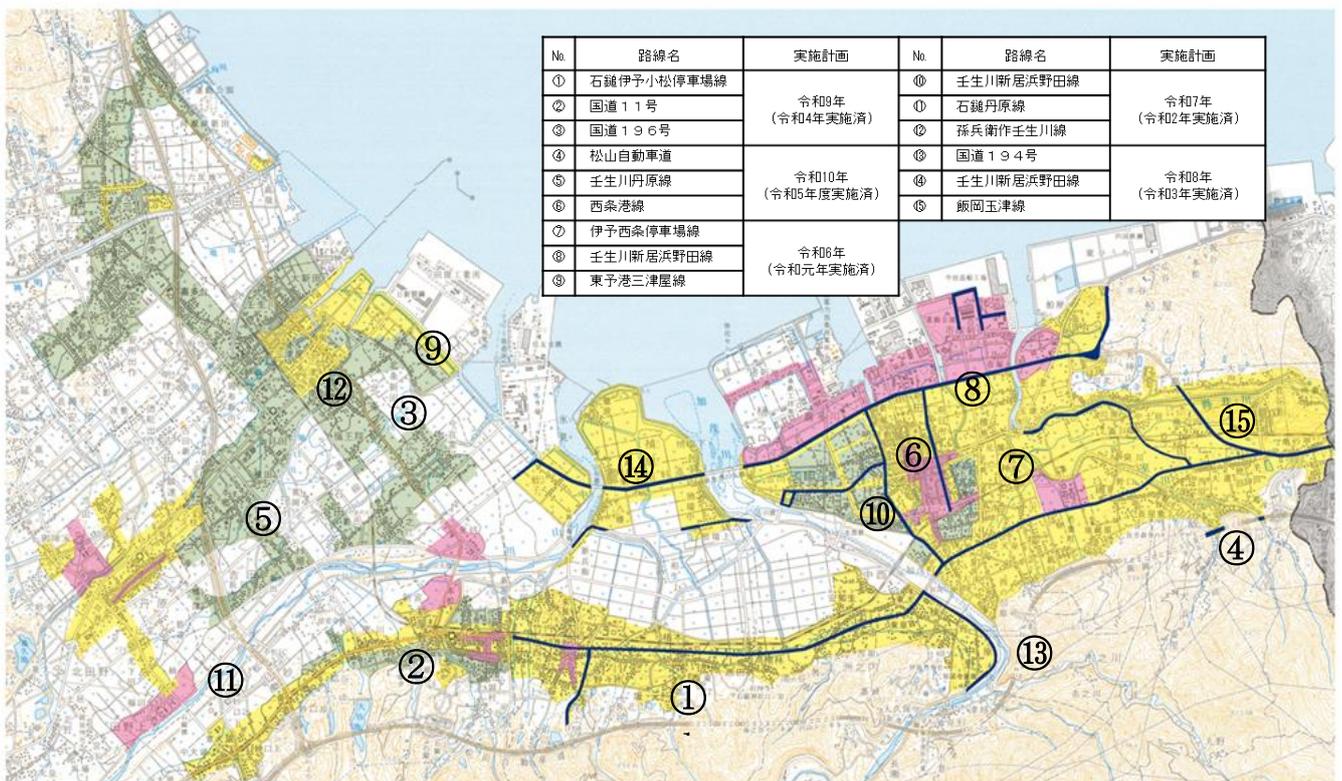
自動車騒音常時監視では、5年間で全15地点を測定する計画で、平成24年度から1年毎に3地点ずつの測定を行い、平成28年度で全地点の測定を完了しました。平成29年度以降についても、5年間で同じ15地点を測定する計画で、継続して測定を行います。

評価区間全体の結果は下表に示すとおりです。各評価区間で環境基準を超過する結果は、出ておりません。

測定年月日 ④、⑤、⑥：令和6年1月22日～23日

路線名	車線数	評価区間延長(km)	評価区間	騒音レベル(dB)		環境基準類型	評価対象住居等戸数(戸) a=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下(戸)	昼間のみ基準値以下(戸)	夜間のみ基準値以下(戸)	昼間・夜間とも基準値超過(戸)
				昼間	夜間			b	c	d	e
松山自動車道	4	3.0	西条市飯岡～西条市飯岡	59	54	B	25	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
壬生川丹原線	2	4.6	西条市三津屋東～西条市丹原町今井	66	60	B	296	296 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
西条港線	2	1.7	西条市神拝甲～西条市大町	66	55	B	317	317 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

環境騒音類型図



騒音基準 (自動車騒音) A類型 (a区域) B類型 (b区域) C類型 (c区域) 幹線交通を担う道路に近接する空間

5. 振動

(1) 現況

公害として問題にされる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えたりすることにより問題にされる振動をいいます。

一般的な振動レベル

振動レベル (デシベル)	ゆれの状態	生理的影響	睡眠影響
95 ～ 100	墓石、石灯ろうが倒れる程度		
85 ～ 95	すわりの悪い器物が倒れる程度	人体に優位な生理的影響が生じ始める	驚かされる程度
75 ～ 85	戸、障子がガタガタと動き、電灯や器内の水面の動揺がわかる程度	産業職場における快感減退境界（8時間暴露）	目がさめる程度
65 ～ 75	大勢の人が感ずる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのがわかる程度		
55 ～ 65	静止している人だけに感じる程度	振動を感じ始める	

(2) 振動規制

工場・事業場、建設作業及び道路交通等から発生する振動は、振動規制法によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の振動を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、振動規制法に基づき振動規制地域として指定されます。

西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 55 年 3 月 31 日	昭和 55 年 3 月 31 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

工場・事業場振動は、振動規制法の指定地域内にあつて、金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業振動は、くい打ち機等の機械を使用する建設機械に伴って発生する振動で、建設作業自体は一時的であり、かつ場所的に移動するものが多いですが、作業が屋外で行われるため、著しい振動を発生する場合があります。

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業を特定建設作業として規制の対象としています。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域	時間	区域の区分に対応する規制基準（デシベル）	
		昼間	夜間
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

振動規制法に基づく特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号区域	第 2 号区域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌午前 7 時まで	午後 10 時から翌午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を越えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

振動規制法の特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

振動規制法に基づく特定施設設置届出状況

（令和6年3月31日現在）

特定施設名	施設数
1. 金属加工機械	40
2. 圧縮機	377
3. 土石用破碎機等	6
4. 織機	519
5. コンクリートブロックマシン等	20
6. 木材加工機械	9
7. 印刷機械	10
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成形機	46
10. 鋳物成形機	6
合計	1,033
届出工場事業場数	137

振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

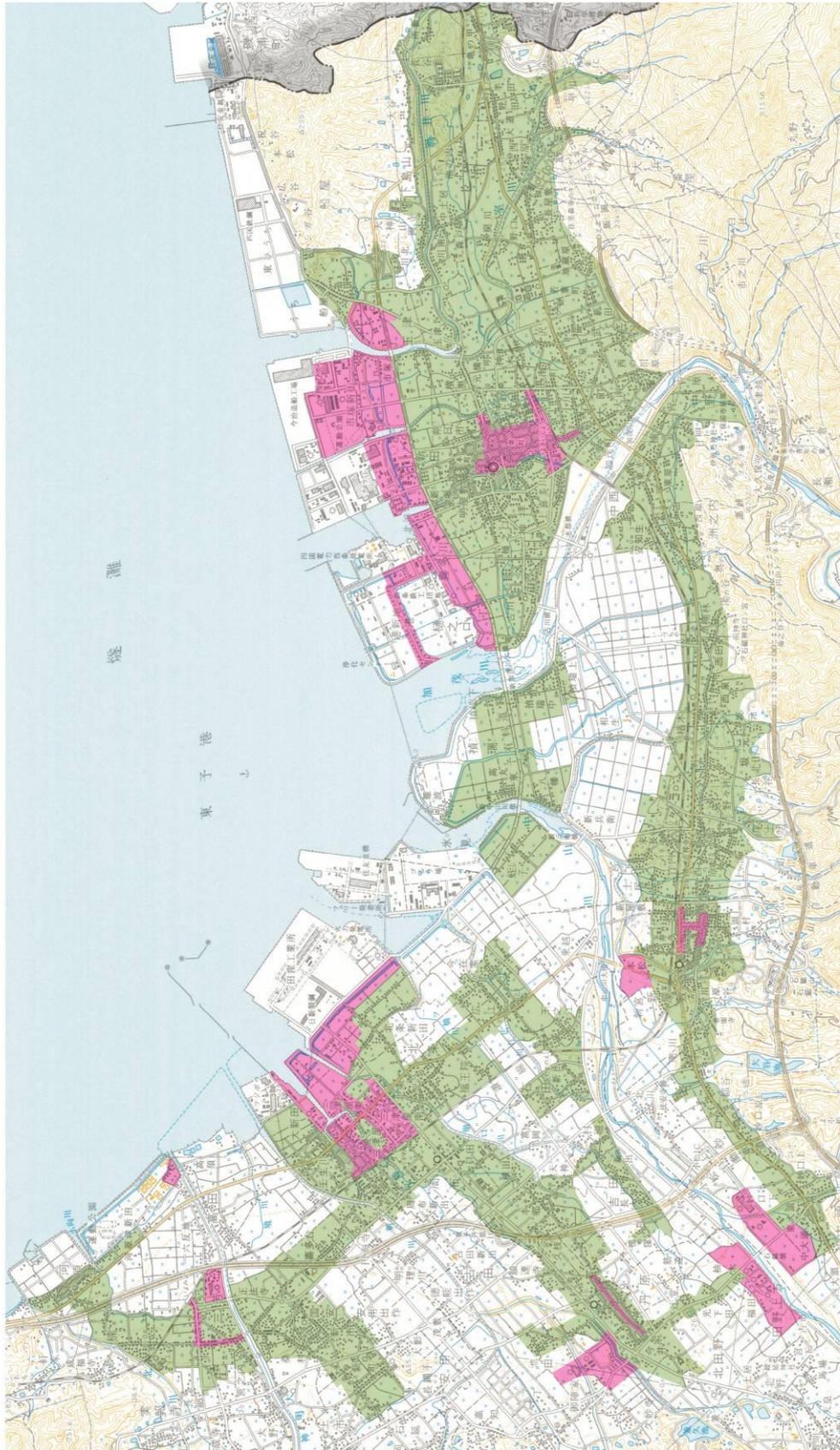
時間 区域	区域の区分に対応する規制基準	
	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌午前8時まで
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

令和 5 年度の交通振動測定を 5 地点で実施しました。
測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

交通振動測定結果

測定場所	測定年月日	振動レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松サービスセンター前	令和 6 年 2 月 6 日～ 7 日	47	44	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 6 年 2 月 7 日～8 日	42	39	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防本部前	令和 6 年 1 月 29 日～30 日	38	34	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 6 年 2 月 26 日～27 日	32	27	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 6 年 1 月 30 日～31 日	30	24	○	○

振動規制区域図



第1種

第2種

6. 悪臭

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

この法律は、悪臭の原因となる悪臭物質を定め、それらの悪臭物質の排出を規制するため、都道府県知事が規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、規制基準に適合しない悪臭物質を排出している工場・事業所に対しては、改善勧告、改善命令を行い、是正させることができることになっています。なお、平成 24 年度から市が規制地域を指定しています。

西条市では、昭和 49 年 5 月 1 日に規制地域、規制物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）及び規制基準が定められました。さらに、昭和 54 年 1 月 1 日に二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質が、平成 4 年 4 月 1 日に 4 つの低級脂肪酸（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）が、平成 7 年 5 月 1 日にプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質がそれぞれ規制物質に加えられました。

特定悪臭物質のにおい

物質名	におい	指定年度
アンモニア	し尿のようなにおい	昭和 49 年
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	
硫化水素	腐った卵のようなにおい	
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	昭和 54 年
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	
スチレン	都市ガスのようなにおい	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	平成 4 年
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	平成 7 年
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン	ガソリンのようなにおい	

敷地境界の地表における規制基準

物質名	地域の区分	
	A区域 (ppm)	B区域 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
トリメチルアミン	0.005	0.02
二硫化メチル	0.009	0.03
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

令和5年度は悪臭物質濃度測定を1地点で実施しました。

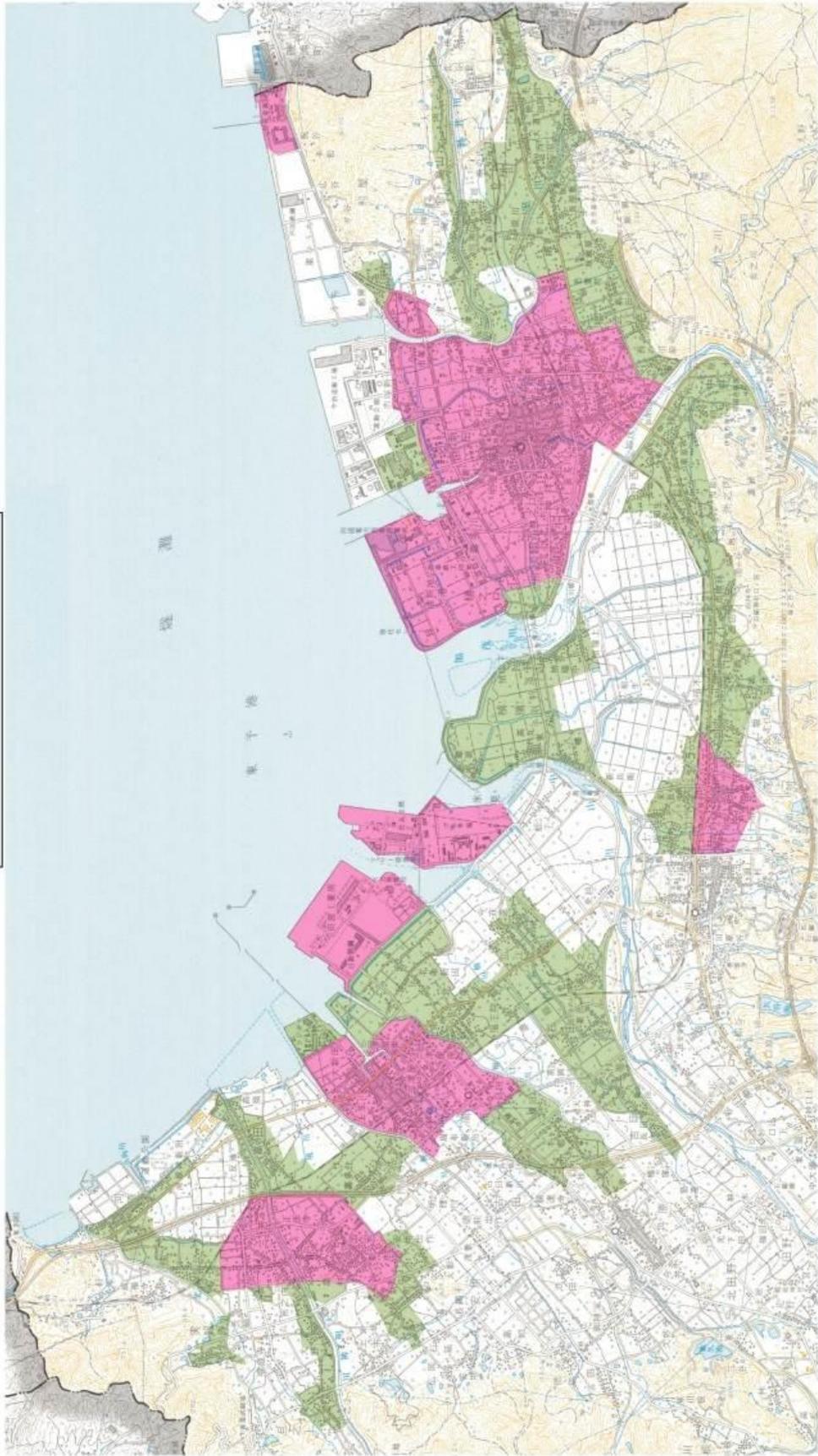
測定結果は、規制基準を満たしています。

悪臭物質濃度測定結果

(単位 : ppm)

測定場所	測定年月日	アンモニア	硫化水素	メチルメルカプタン
西条 浄化センター	令和5年7月26日	N.D <0.1	N.D <0.002	N.D <0.0002

悪臭規制区域図



7. 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成3年8月にカドミウム等の重金属など10物質について設定され、平成6年2月にジクロロメタン等の揮発性有機化合物、農薬等に係る15物質が追加されました。その後、平成11年2月に水質の汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正・追加されたことに伴い、人の健康保護の観点から、地下水かん養機能や水質浄化機能保全のため、土壌についても平成13年3月にふっ素及びほう素の2物質が、平成29年4月にクロロエチレン、1,4-ジオキサン等の2物質が追加されています。

これらの環境基準は、事業活動その他の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善対策を講ずる際の目標となる基準として定められたものです。

また、土壌汚染対策については、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行され、有害物質使用工場等が土壌汚染の有無が不明のまま放置され、人々への健康影響が生じることを防止するため、有害物質使用特定施設の使用廃止等の土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等が制度化されました。

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 (ひ) 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、田においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	田において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

8. ダイオキシン対策

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼び、人体への影響として、発がん性、催奇形性、生殖器障害、免疫機能障害などを引き起こすといわれています。

ダイオキシン類の毒性発現は、共通の作用機構としてAhレセプターを介するメカニズムが考えられ、個々の同族体のそれぞれの毒性強度を、最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした、毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いて表します。

ダイオキシンは、通常は混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシンの毒性の強さは、各同族体の量にそれぞれの毒性等価係数(TEF)を乗じた値を総和した毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent)として表します。

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考)		
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。		

令和 5 年度に実施したダイオキシン類環境調査結果は、全ての調査において環境基準及び排出基準を満たしています。

ダイオキシン類調査結果（道前クリーンセンター実施分）

試料採取日（1号炉）：令和 5 年 11 月 14 日

（2号炉）：令和 5 年 9 月 5 日

（飛 灰）：令和 5 年 9 月 5 日

区 分		測定値	排出基準値	単 位
排ガス	1号炉	0.50	1	ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.45		
焼却灰	1号炉	0	3	ng-TEQ/g-dry
	2号炉	0.0014		
飛灰		1.6	—	

ダイオキシン類調査結果（西条市環境政策課実施分）

試料採取日：令和 6 年 1 月 22 日

区分	場所	測定値	基 準 値		単位
放流水	オオノ開発(株)放流水	0.17	10 (許容限度)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準	pg-TEQ/L
	相之谷橋（中山川）	0.13	1以下	環境基準	
	鍋谷橋（中山川）	0.14			
	釜之口堰（中山川）	0.082			

9. 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったもので、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象物となっており、ここからは除かれています。

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されており、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみ、及びし尿に分類されます。

また、これらの廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

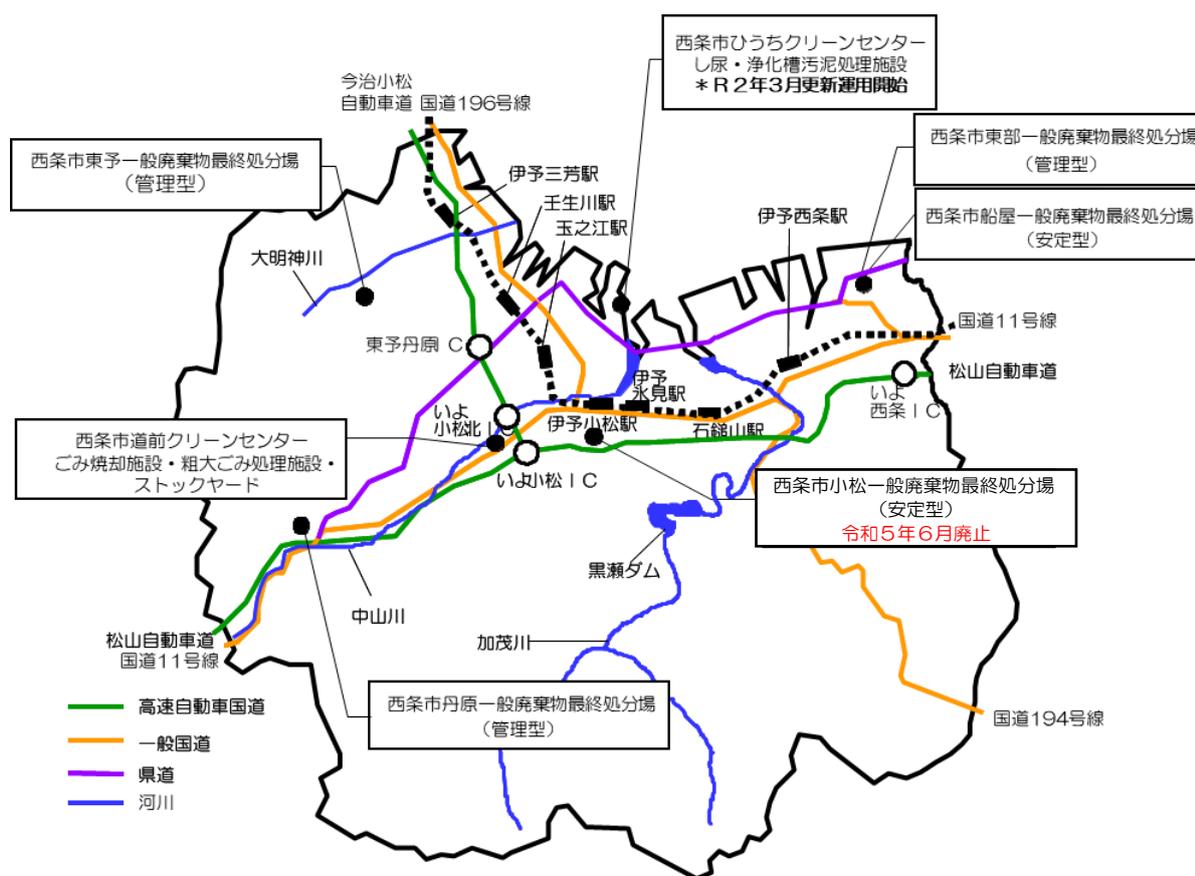
廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきていますが、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。

循環型社会形成推進基本法はこのような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。



道前クリーンセンター

(1) 一般廃棄物処理施設



施設の概要

○西条市道前クリーンセンター

西条市の一般家庭から出されたもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等を搬入し、焼却できるものは焼却減量化するなど、中間処理をする施設です。各工程から排出される残渣は、民間の最終処分場で埋立処分されます。

リサイクルされるものは、異物を取り除いた後、種類ごとに搬出されます。

○西条市ひうちクリーンセンター

西条市内のし尿や浄化槽汚泥を処理し、汚泥は薬品を添加後、固液分離し、脱水機で「助燃剤」にして再資源化します。水は浄化して公共水域に放流します。

○西条市一般廃棄物最終処分場

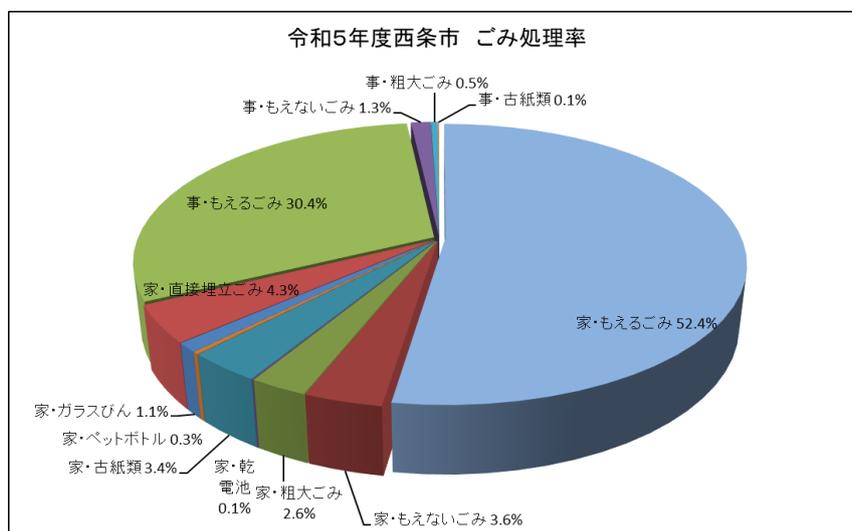
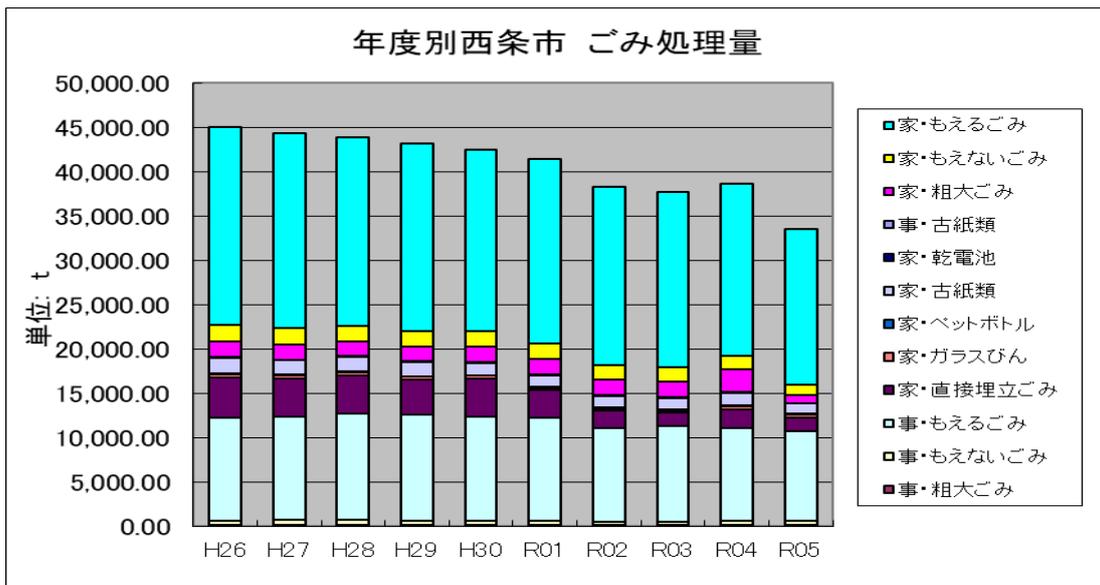
西条市の一般家庭から排出される、多量の陶磁器や、ブロック・レンガ等を直接搬入して埋立処分をする施設です。東部・船屋・東予・丹原の各処分場によって搬入できる物が異なります。なお、東部処分場は平成 24 年 5 月に供用開始となり、小松処分場は令和 5 年 6 月 30 日に廃止しました。

(2) 一般廃棄物の処理状況

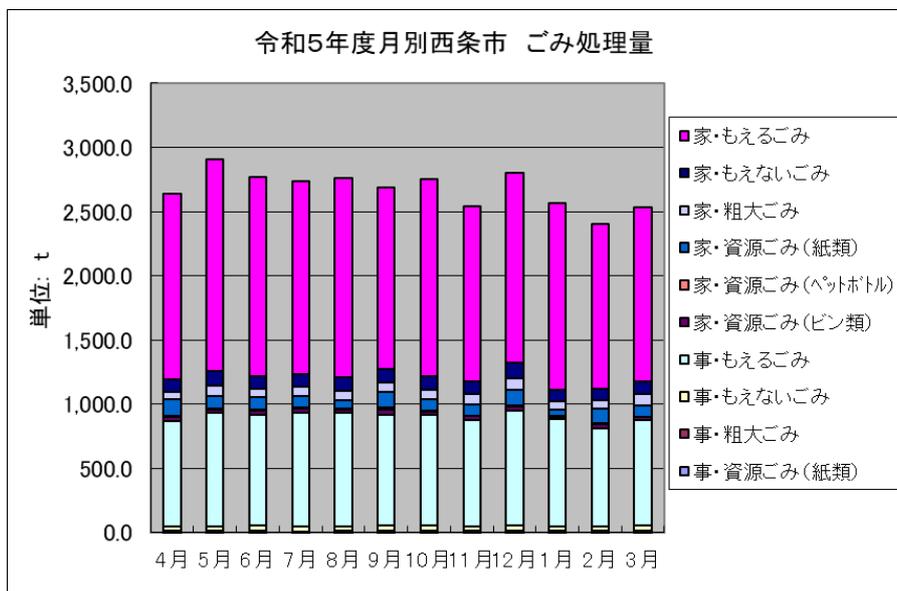
①年度別ごみ処理量 (集団回収量は除く)

(単位: t)

		年度→	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
西条地区	家庭系	もえるごみ	11,464	11,300	11,007	10,912	10,670	10,846	10,476	10,329	10,097	9,214
		もえないごみ	909	895	846	836	831	838	825	747	822	656
		粗大ごみ	912	915	861	864	910	931	899	902	1,289	431
		乾電池	15	14	20	19	21	18	19	18	19	18
		古紙類	1,178	1,070	1,072	1,072	928	810	824	863	888	696
		ペットボトル	55	54	55	54	51	50	52	54	55	49
		ガラスびん	220	216	208	201	190	181	186	187	194	187
	事業系	直接埋立ごみ	965	834	767	916	704	589	731	726	1,550	702
		小計	15,719	15,298	14,837	14,874	14,305	14,263	14,012	13,826	14,913	11,953
		もえるごみ	7,830	7,839	8,238	8,172	8,122	8,089	7,521	7,752	7,373	7,170
		もえないごみ	354	346	356	366	351	329	289	282	314	323
		粗大ごみ	98	144	152	117	106	106	115	113	119	119
		古紙類	13	12	12	13	8	20	18	12	12	7
		小計	8,294	8,341	8,757	8,669	8,587	8,544	7,943	8,159	7,817	7,620
地区小計	24,013	23,639	23,594	23,543	22,892	22,807	21,955	21,985	22,731	19,573		
東予地区	家庭系	もえるごみ	6,696	6,486	6,242	6,192	5,977	6,141	5,925	5,835	5,715	5,144
		もえないごみ	585	585	554	547	523	523	547	514	474	347
		粗大ごみ	460	446	452	461	474	510	501	500	776	243
		乾電池	8	5	7	7	7	6	7	6	6	5
		古紙類	378	333	349	326	283	259	286	280	301	243
		ペットボトル	19	19	20	19	19	20	21	21	23	22
		ガラスびん	47	46	47	47	47	47	48	47	67	89
	事業系	直接埋立ごみ	3,386	3,237	3,414	2,915	3,418	2,410	1,083	620	548	685
		小計	11,580	11,157	11,085	10,514	10,748	9,916	8,418	7,823	7,911	6,778
		もえるごみ	2,088	2,192	2,213	2,155	2,111	2,107	1,866	1,879	1,663	1,625
		もえないごみ	115	115	101	107	83	76	61	59	66	58
		粗大ごみ	32	29	25	23	15	22	25	24	20	17
		古紙類	15	9	14	11	7	9	6	3	8	6
		小計	2,250	2,345	2,353	2,296	2,216	2,214	1,958	1,965	1,757	1,706
地区小計	13,830	13,502	13,438	12,810	12,964	12,130	10,376	9,788	9,668	8,484		
丹原地区	家庭系	もえるごみ	2,330	2,314	2,250	2,225	2,143	2,190	2,095	2,060	2,040	1,850
		もえないごみ	205	203	201	206	193	185	199	184	133	99
		粗大ごみ	189	207	190	201	195	213	202	212	305	100
		乾電池	4	3	4	4	4	3	3	3	3	2
		古紙類	103	116	145	124	100	94	107	102	108	56
		ペットボトル	11	10	10	10	11	11	11	12	13	13
		ガラスびん	40	39	37	36	35	33	35	33	45	49
	事業系	直接埋立ごみ	215	202	137	141	224	158	70	71	68	48
		小計	3,096	3,094	2,973	2,947	2,905	2,887	2,722	2,677	2,715	2,217
		もえるごみ	649	655	647	660	650	628	560	568	587	529
		もえないごみ	18	14	15	14	13	13	14	12	15	13
		粗大ごみ	11	10	10	9	6	11	7	13	8	10
		古紙類	15	16	15	19	16	15	7	10	10	5
		小計	693	695	686	702	685	667	588	603	620	557
地区小計	3,789	3,789	3,660	3,649	3,590	3,554	3,310	3,280	3,335	2,774		
小松地区	家庭系	もえるごみ	1,873	1,802	1,749	1,739	1,674	1,691	1,611	1,572	1,549	1,382
		もえないごみ	164	162	153	153	155	141	143	139	133	99
		粗大ごみ	160	172	139	145	157	160	140	155	220	108
		乾電池	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		古紙類	123	112	114	94	88	83	86	88	88	155
		ペットボトル	7	7	7	7	7	6	7	7	7	13
		ガラスびん	22	21	20	19	19	17	17	17	22	29
	事業系	直接埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	2,352	2,277	2,184	2,158	2,101	2,099	2,005	1,979	2,020	1,786
		もえるごみ	1,014	992	909	907	831	801	635	623	864	884
		もえないごみ	39	37	35	37	38	33	23	24	29	30
		粗大ごみ	11	11	10	9	7	10	8	7	7	8
		古紙類	14	13	12	12	11	9	8	7	6	5
		小計	1,078	1,053	966	966	887	853	674	661	906	927
地区小計	3,430	3,330	3,150	3,124	2,988	2,952	2,679	2,640	2,926	2,714		
西条市	家庭系	もえるごみ	22,362	21,902	21,248	21,068	20,464	20,868	20,107	19,796	19,400	17,591
		もえないごみ	1,863	1,845	1,754	1,742	1,702	1,687	1,714	1,584	1,562	1,200
		粗大ごみ	1,721	1,740	1,643	1,671	1,736	1,814	1,742	1,769	2,590	882
		乾電池	30	23	33	31	33	28	30	28	29	26
		古紙類	1,783	1,631	1,680	1,616	1,399	1,246	1,303	1,333	1,385	1,150
		ペットボトル	92	90	91	90	88	87	91	94	97	97
		ガラスびん	329	322	311	303	291	278	286	284	329	354
	事業系	直接埋立ごみ	4,566	4,274	4,318	3,972	4,346	3,157	1,884	1,417	2,166	1,435
		小計	32,746	31,827	31,079	30,493	30,059	29,165	27,157	26,305	27,559	22,735
		もえるごみ	11,581	11,678	12,006	11,894	11,714	11,625	10,582	10,822	10,487	10,208
		もえないごみ	526	512	506	524	485	451	387	377	424	423
		粗大ごみ	151	194	198	158	134	149	155	157	154	155
		古紙類	57	50	52	55	42	53	39	32	36	24
		小計	12,315	12,434	12,762	12,633	12,375	12,278	11,163	11,388	11,101	10,810
合計	45,061	44,261	43,841	43,126	42,434	41,443	38,320	37,693	38,660	33,544		



②月別ゴミ処理量 (直接埋立ごみ・集団回収量は除く)



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
西条地区	家庭系	もえるごみ	762.69	872.03	819.73	796.73	814.56	681.93	777.87	707.08	767.2	764.65	683.47	708.07	9156.01
		もえないごみ	57.57	61.58	54.45	51.34	57.69	56.08	59.69	52.61	71.32	49.38	47.17	54.79	673.67
		粗大	22.86	39.46	33.67	33.15	38.92	38.98	39.02	40.27	44.83	31.06	30.13	38.25	430.6
		資源ごみ(紙類)	79.16	63.16	62.88	54.58	39.57	81.16	48.06	52.15	69.61	28.48	65.88	51.61	696.3
		資源ごみ(ペットボトル)	4.08	3.93	4.84	4.59	4.05	6.86	4.34	3.58	3.67	2.37	4.16	2.71	49.18
	資源ごみ(ビン類)	16.71	15.26	17.33	14.4	11.67	21.12	14.92	13.64	17.43	11.1	20.31	12.95	186.84	
	小計	943.07	1055.42	992.9	954.79	966.46	886.13	943.9	869.33	974.06	887.04	851.12	868.38	11192.6	
	事業系	もえるごみ	570.46	622.29	604.54	629.35	626.2	611.32	614.08	578.92	619.03	589.1	535.73	569.36	7170.38
		もえないごみ	25.17	28.13	29.87	25.67	27.03	27.58	29.76	24.14	28.85	25.63	24.55	26.34	322.72
		粗大	8.57	9.87	12.4	7.2	9.12	10.8	10.51	10.05	12.79	8.56	8.6	10.75	119.22
資源ごみ(紙類)		1.11	0.28	0.1	0.29	1.31	0.38	0.33	0.57	0.26	0.66	0.1	1.81	7.2	
小計		605.31	660.57	646.91	662.51	663.66	650.08	654.68	613.68	660.93	623.95	568.98	608.26	7619.52	
東子地区	家庭系	もえるごみ	422.89	485.4	451.76	444.41	453.46	381.5	454.42	400.29	429.94	419.35	372.42	395.52	5111.36
		もえないごみ	29.4	33.6	27.14	28.19	30.23	28.23	29.45	29.08	34.36	27.2	25.31	30.05	352.24
		粗大	13.67	19.53	16.72	23.9	14.95	18.19	18.34	19.6	25.21	18.59	24.1	30.11	242.91
		資源ごみ(紙類)	32.92	20.76	16.42	18.51	13.48	24.59	20.25	18.17	24.13	8.36	28.11	17.53	243.23
		資源ごみ(ペットボトル)	1.71	1.47	1.91	1.8	2.21	3.2	1.95	1.44	1.87	0.93	1.74	1.29	21.52
	資源ごみ(ビン類)	7.61	6.95	8.57	7.45	5.94	10.82	7.33	6.1	8.83	4.71	9.35	5.59	89.25	
	小計	508.2	567.71	522.52	524.26	520.27	466.53	531.74	474.68	524.34	479.14	461.03	480.09	6060.51	
	事業系	もえるごみ	136.74	137.75	137.45	139.9	134.46	134.06	131.75	133.26	151.6	133.35	121.84	132.56	1624.72
		もえないごみ	5.14	4.63	3.81	6.8	5.46	4.26	4.32	5.47	5.03	4.1	4.17	4.45	57.64
		粗大	0.99	1.47	1.37	0.12	1.38	2.27	0.73	3.1	0.89	2.1	1.05	1.8	17.27
資源ごみ(紙類)		0.66	0.29	0.87	0.35	0.68	0.16	0.42	0.9	0.34	0.42	1.03	0.37	6.49	
小計		143.53	144.14	143.5	147.17	141.98	140.75	137.22	142.73	157.86	139.97	128.09	139.18	1706.12	
丹原地区	家庭系	もえるごみ	145.86	165.08	156.24	155.67	163.1	113.71	187.72	151.84	154.06	152.32	130.67	140.74	1817.01
		もえないごみ	8.93	9.72	7.8	8.44	8.15	7.89	8.42	7.99	11.11	7.46	6.68	7.94	100.53
		粗大	8.03	7.84	5.46	8.94	9.81	7.56	9.65	11.51	9.32	6.35	6.83	9	100.3
		資源ごみ(紙類)	5.45	3.83	4.82	4.56	4.21	6.01	4.62	4.21	6.49	3.91	4.26	3.96	56.33
		資源ごみ(ペットボトル)	1.04	0.91	1.01	1.57	1.43	1.74	1.12	0.87	1.01	0.66	0.6	0.92	12.88
	資源ごみ(ビン類)	4.88	3.66	3.52	4.81	3.95	5.12	3.93	3.43	4.92	3.34	2.88	4.43	48.87	
	小計	174.19	191.04	178.85	183.99	190.65	142.03	215.46	179.85	186.91	174.04	151.92	166.99	2135.92	
	事業系	もえるごみ	43.13	43.43	48.41	45.72	44.69	43.21	44.08	40.42	44.83	40.79	41.48	48.69	528.88
		もえないごみ	1.48	1.29	1.23	1.9	0.81	0.66	1.15	0.75	1.42	0.92	0.53	0.81	12.95
		粗大	0.65	0.31	0.62	0.54	1.38	0.79	0.83	1.59	1.04	0.57	0.31	1.15	9.78
資源ごみ(紙類)		0.28	0.35	0.24	0.27	0.05	0.63	0.61	0.84	0.34	0.02	0.52	0.97	5.12	
小計		45.54	45.38	50.5	48.43	46.93	45.29	46.67	43.6	47.63	42.3	42.84	51.62	556.73	
小松地区	家庭系	もえるごみ	113.67	127.58	120.78	111.3	125.78	90.29	120.08	105.06	123.58	113.54	95.24	109.82	1356.72
		もえないごみ	8.29	8.39	9.23	7.69	8.38	9.18	7.83	8.18	9.92	6.72	8	8.03	99.84
		粗大	7.95	11.7	8.83	7.07	8.28	9.45	7.54	9.69	10.51	8.59	7.64	10.52	107.77
		資源ごみ(紙類)	14.33	14.14	10.75	10.47	8.99	14.52	12.53	14.6	17.26	10.55	12.28	14.21	154.63
		資源ごみ(ペットボトル)	0.95	0.93	1.16	1.3	1.65	1.63	1.22	0.95	1.11	0.75	0.94	0.86	13.45
	資源ごみ(ビン類)	2.43	2.5	2.9	2.18	2.29	3.01	2.25	2	3.04	1.63	2.54	1.75	28.52	
	小計	147.62	165.24	153.65	140.01	155.37	128.08	151.45	140.48	165.42	141.78	126.64	145.19	1760.93	
	事業系	もえるごみ	69.47	75.72	76.28	74.89	73.68	75.59	71.21	76.84	79.6	72.7	68.77	69.64	884.39
		もえないごみ	3.02	2.42	1.96	2.31	2.82	3.43	2	2.31	2.46	2.59	2.04	2.3	29.66
		粗大	0.11	0.27	0.49	0.45	0.65	1.62	1.13	0.16	0.02	1.32	0.92	1.2	8.34
資源ごみ(紙類)		0.76	0.56	0.1	0.7	0.37	0.1	0.55	0.63	0.14	0.23	0.32	0.34	4.8	
小計		73.36	78.97	78.83	78.35	77.52	80.74	74.89	79.94	82.22	76.84	72.05	73.48	927.19	
西条市	家庭系	もえるごみ	1445.11	1650.09	1548.51	1508.11	1556.9	1267.43	1540.09	1364.27	1474.78	1449.86	1281.8	1354.15	17441.1
		もえないごみ	104.19	113.29	98.62	95.66	104.45	101.38	105.39	97.86	126.71	90.76	87.16	100.81	1226.28
		粗大	52.51	78.53	64.68	73.06	71.96	74.18	74.55	81.07	89.87	64.59	68.7	87.88	881.58
		資源ごみ(紙類)	131.86	101.89	94.87	88.12	66.25	126.28	85.46	89.13	117.49	51.3	110.53	87.31	1150.49
		資源ごみ(ペットボトル)	7.78	7.24	8.92	9.26	9.34	13.43	8.63	6.84	7.66	4.71	7.44	5.78	97.03
	資源ごみ(ビン類)	31.63	28.37	32.32	28.84	23.85	40.07	28.43	25.17	34.22	20.78	35.08	24.72	353.48	
	小計	1773.08	1979.41	1847.92	1803.05	1832.75	1622.77	1842.55	1664.34	1850.73	1682	1590.71	1660.65	21149.96	
	事業系	もえるごみ	819.8	879.19	866.68	889.86	879.03	864.18	861.12	829.44	895.06	835.94	767.82	820.25	10208.37
		もえないごみ	34.81	36.47	36.87	36.68	36.12	35.93	37.23	32.67	37.76	33.24	31.29	33.9	422.97
		粗大	10.32	11.92	14.88	8.31	12.53	15.48	13.2	14.9	14.74	12.55	10.88	14.9	154.61
資源ごみ(紙類)		2.81	1.48	1.31	1.61	2.41	1.27	1.91	2.94	1.08	1.33	1.97	3.49	23.61	
小計		867.74	929.06	919.74	936.46	930.09	916.86	913.46	879.95	948.64	883.06	811.96	872.54	10809.56	
合計	2640.82	2908.47	2767.66	2739.51	2762.84	2539.63	2756.01	2544.29	2799.37	2565.06	2402.67	2533.19	31959.52		

※もえないごみに乾電池を含む。

③1人当たりごみ処理量

(直接埋立量を含む)

(単位：kg/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西条市	398	391	388	353	356	355	368	318
西条地区	397	398	390	374	377	380	398	341
東予地区	440	422	430	346	351	336	336	294
丹原地区	311	304	304	284	288	290	301	247
小松地区	379	359	349	319	326	329	369	339

(直接埋立量を除く)

(単位：kg/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西条市	360	355	349	335	339	341	348	305
西条地区	383	382	378	362	364	368	370	329
東予地区	335	326	317	310	315	314	317	270
丹原地区	295	292	285	278	281	284	295	243
小松地区	379	359	349	319	326	329	369	339

④ごみ処理にかかる経費(道前クリーンセンター減価償却費は除く)

道前クリーンセンター管理運営及び収集業務経費(道前クリーンセンター減価償却費は除く)

(歳入)

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料	54,835	54,472	53,505	53,415	105,132	123,937	117,305	117,048
売払収入	17,109	30,160	30,381	14,902	8,197	22,827	48,915	37,455
計	71,944	84,632	83,886	68,317	113,329	146,764	166,220	154,503

(歳出)

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営費	549,412	570,244	661,989	708,628	695,677	546,638	710,374	672,855
委託収集料金	217,023	217,002	217,111	247,576	250,013	249,257	329,672	353,370
計	766,435	787,246	878,991	956,204	945,690	795,895	1,040,046	1,026,225

一人あたりごみ処理経費

(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位：円/人/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市全体	4,941	5,173	6,060	6,683	6,624	5,280	6,768	6,472

(収集運搬費のみ)

(単位：円/人/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市全体	1,945	1,969	1,987	2,271	2,317	2,344	3,138	3,399
西条地区	2,144	2,165	2,182	2,427	2,468	2,487	2,982	3,347
東予地区	1,589	1,611	1,621	1,879	1,923	1,949	3,105	3,158
丹原地区	1,977	2,011	2,048	2,531	2,585	2,631	3,628	4,190
小松地区	1,798	1,823	1,851	2,217	2,284	2,339	3,697	3,548

1トンあたりごみ処理経費(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位：円/t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市全体	14,112	14,568	17,290	18,967	19,543	15,469	19,466	20,955

(3) 一般廃棄物と併せて行う産業廃棄物の処理状況

道前クリーンセンターでは、産業廃棄物の紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣をもえるごみとして焼却処理しています。その処理量の推移は下表のとおりです。

産業廃棄物(もえるごみ)の処理量の推移 (単位：t/年度)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
産業廃棄物量	14	14	13	13	4	3	2	3

(4) し尿の処理状況

西条市ひうちクリーンセンター施設利用実績(令和5年度)

単位:台(1.8kl積車)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用割合	前年度比
西条	し尿	107	111	120	101	120	80	129	140	123	121	106	1,395		
	浄化槽汚泥	165	138	165	250	137	109	118	169	150	122	192	1,924		
	計	272	249	285	351	257	189	247	309	273	243	298	3,463	23%	92.9%
東予	し尿	47	52	57	39	63	44	37	41	54	35	36	538		
	浄化槽汚泥	361	356	419	361	310	348	354	366	377	369	413	4,492		
	計	408	408	476	400	373	392	391	407	431	404	449	5,030	34%	95.9%
丹原	し尿	73	68	74	71	71	67	67	67	97	53	68	850		
	浄化槽汚泥	160	185	197	161	178	189	200	210	249	193	224	2,429		
	計	233	253	271	232	249	256	267	277	346	246	292	3,279	22%	100.1%
小松	し尿	7	20	17	7	17	7	10	15	27	7	8	146		
	浄化槽汚泥	271	191	244	242	189	233	286	231	236	255	227	2,907		
	計	278	211	261	249	206	240	296	246	263	262	235	3,053	21%	110.5%
合計	し尿	234	251	268	218	271	198	243	263	301	216	218	2,929		
	浄化槽汚泥	957	870	1,025	1,014	814	879	958	976	1,012	939	1,056	11,752		
	計	1,191	1,121	1,293	1,232	1,085	1,077	1,201	1,239	1,313	1,155	1,274	14,681	100%	98.8%

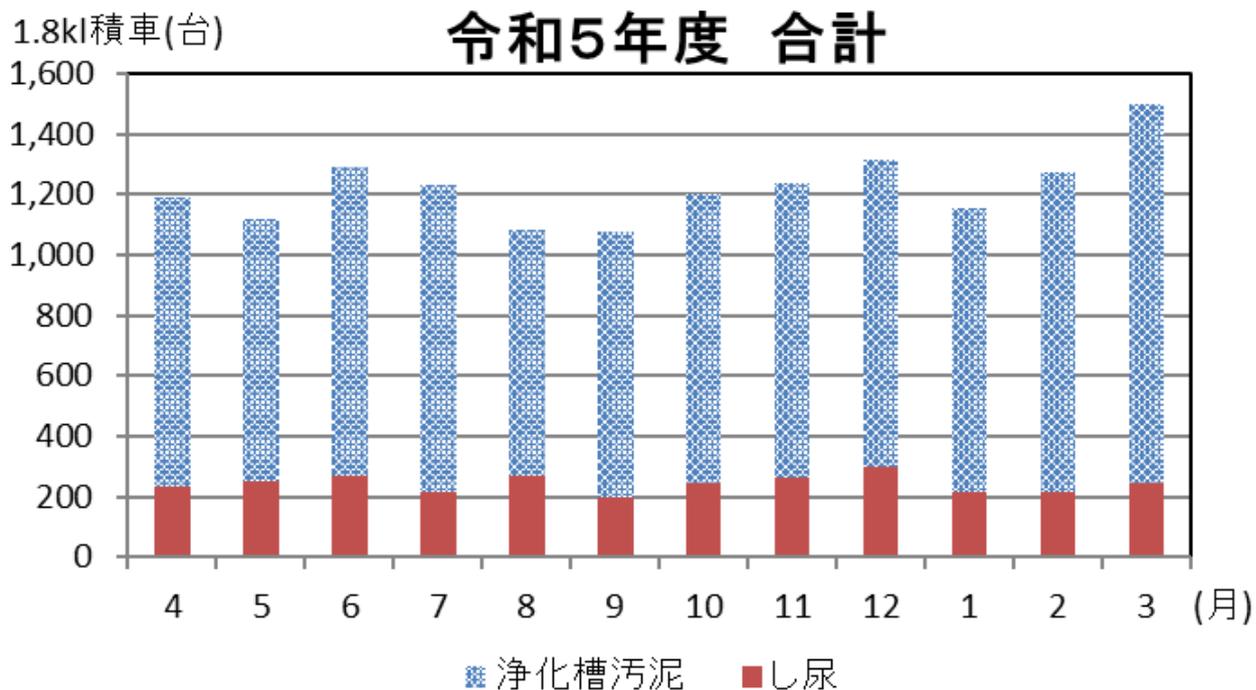
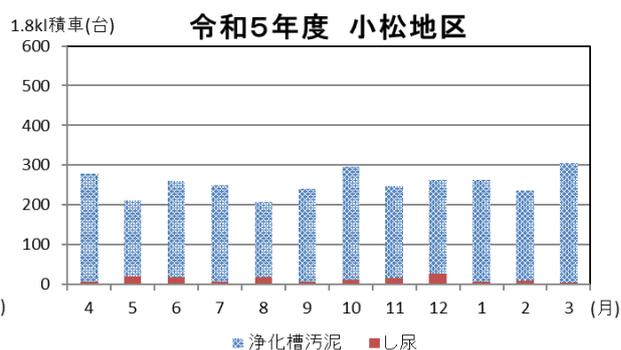
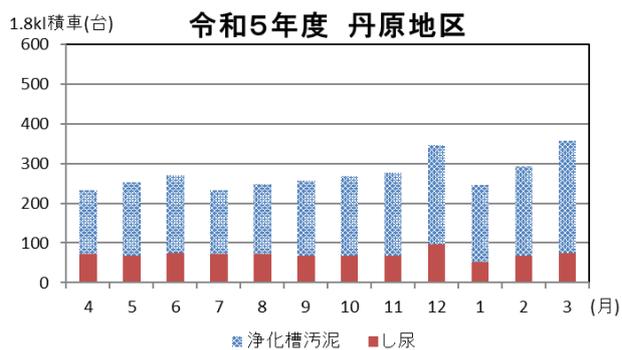
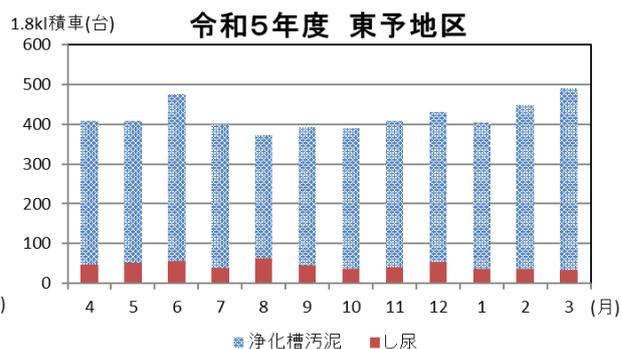
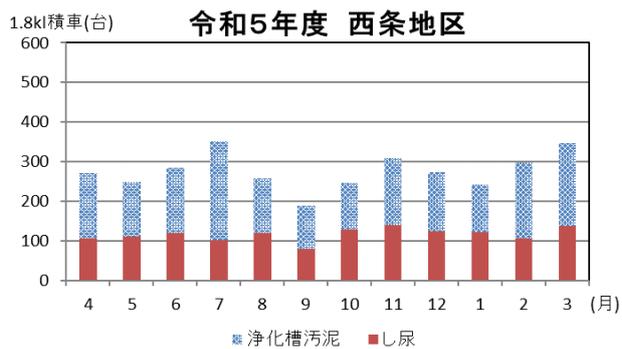
し尿	5,272kl (19.95%)	14.4kl/日
浄化槽汚泥	21,154kl (80.05%)	57.8kl/日
合計	26,426kl	

西条市ひうちクリーンセンター施設利用実績(過去5年間)

単位:台(1.8kl積車)

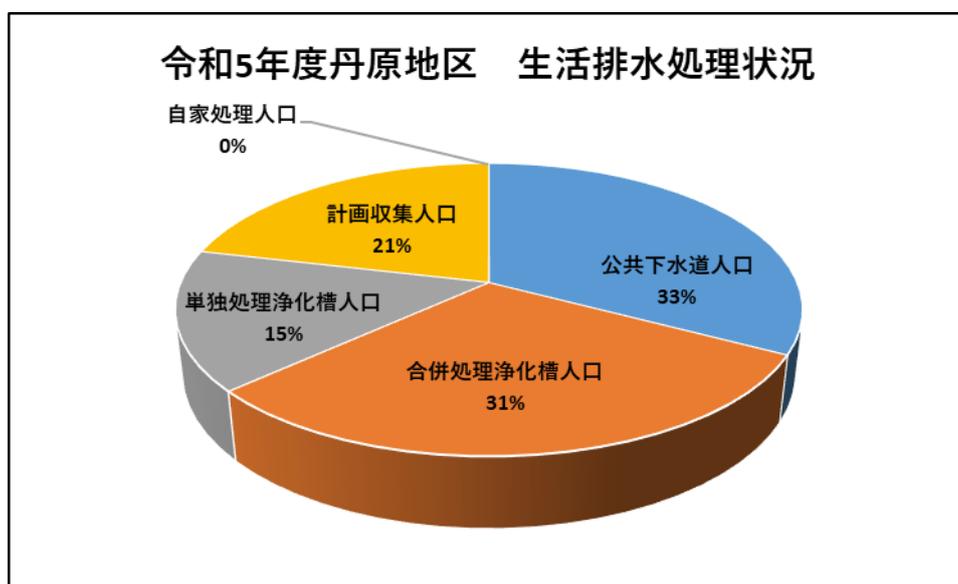
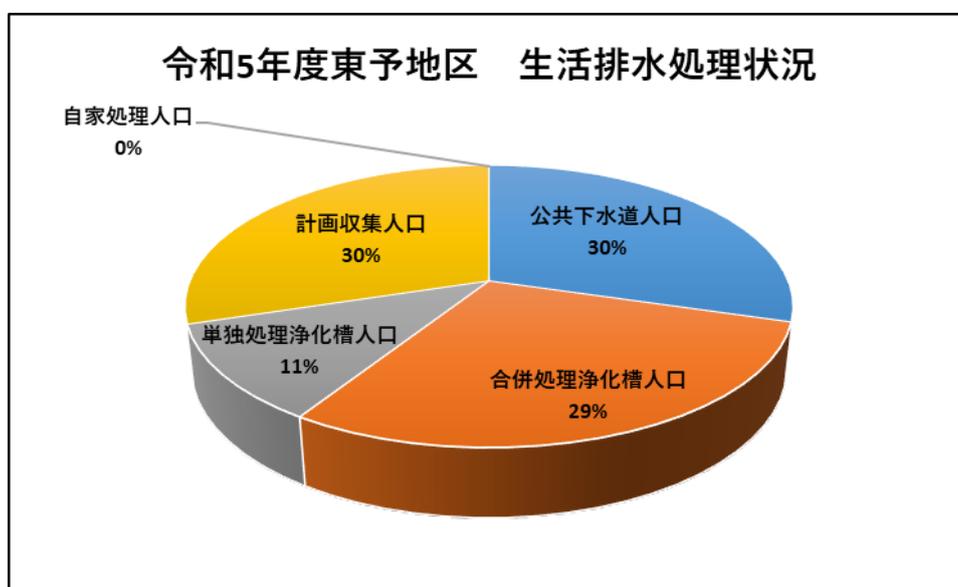
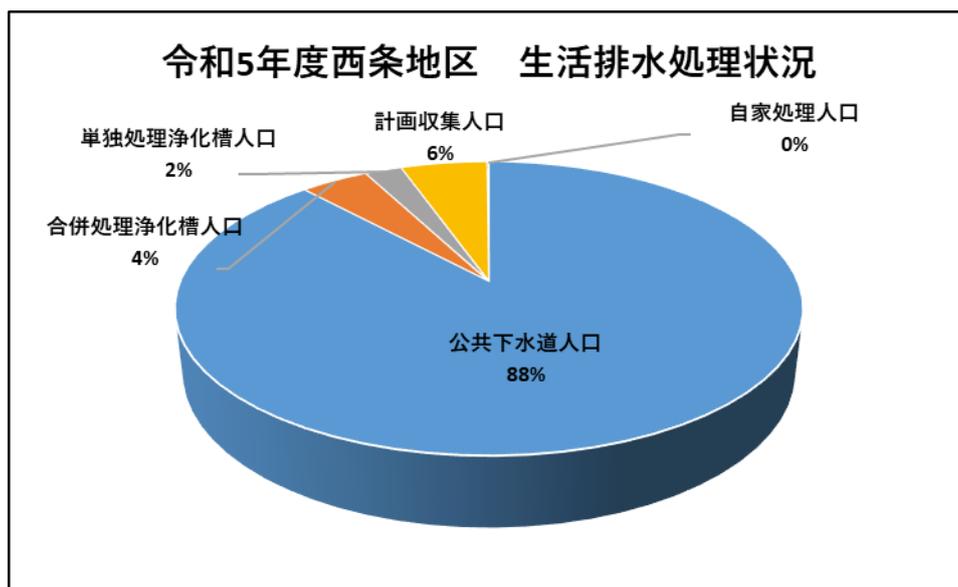
区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	台数	量	前年度比	
西条	し尿	1,305	2,349	111.8%	1,487	2,677	113.9%	1,605	2,889	107.9%	1,567	2,821	97.6%	1,395	2,511	89.0%
	浄化槽汚泥	2,301	4,142	82.7%	1,897	3,415	82.4%	1,911	3,440	100.7%	2,007	3,613	105.0%	1,924	3,463	95.9%
	合計	3,606	6,491	91.3%	3,384	6,091	93.8%	3,516	6,329	103.9%	3,574	6,433	101.6%	3,319	5,974	92.9%
	利用割合	24%			23%			24%			24%			23%		
東予	し尿	1,367	2,461	84.7%	555	999	40.6%	560	1,008	100.9%	739	1,330	132.0%	538	968	72.8%
	浄化槽汚泥	3,941	7,094	110.7%	4,630	8,334	117.5%	4,608	8,294	99.5%	4,505	8,109	97.8%	4,492	8,086	99.7%
	合計	5,308	9,555	102.6%	5,185	9,333	97.7%	5,168	9,302	99.7%	5,244	9,439	101.5%	5,030	9,054	95.9%
	利用割合	35%			35%			35%			35%			34%		
丹原	し尿	870	1,566	97.5%	833	1,499	95.7%	867	1,561	104.1%	811	1,460	93.5%	850	1,530	104.8%
	浄化槽汚泥	2,253	4,055	102.5%	2,368	4,262	105.1%	2,381	4,286	100.5%	2,464	4,435	103.5%	2,429	4,372	98.6%
	合計	3,123	5,621	101.1%	3,201	5,762	102.5%	3,248	5,846	101.5%	3,275	5,895	100.8%	3,279	5,902	100.1%
	利用割合	21%			22%			22%			22%			22%		
小松	し尿	344	619	81.3%	243	437	70.6%	194	349	79.8%	172	310	88.7%	146	263	84.9%
	浄化槽汚泥	2,619	4,714	98.2%	2,596	4,673	99.1%	2,687	4,837	103.5%	2,591	4,664	96.4%	2,907	5,233	112.2%
	合計	2,963	5,333	95.8%	2,839	5,110	95.8%	2,881	5,186	101.5%	2,763	4,973	95.9%	3,053	5,495	110.5%
	利用割合	20%			19%			19%			19%			21%		
合計	し尿	3,886	6,995	94.9%	3,118	5,612	80.2%	3,226	5,807	103.5%	3,289	5,920	102.0%	2,929	5,272	89.1%
	浄化槽汚泥	11,114	20,005	99.2%	11,491	20,684	103.4%	11,587	20,857	100.8%	11,567	20,821	99.8%	11,752	21,154	101.6%
	合計	15,000	27,000	98.0%	14,609	26,296	97.4%	14,813	26,663	101.4%	14,856	26,741	100.3%	14,681	26,426	98.8%
	利用割合	100%			100%			100%			100%			100%		

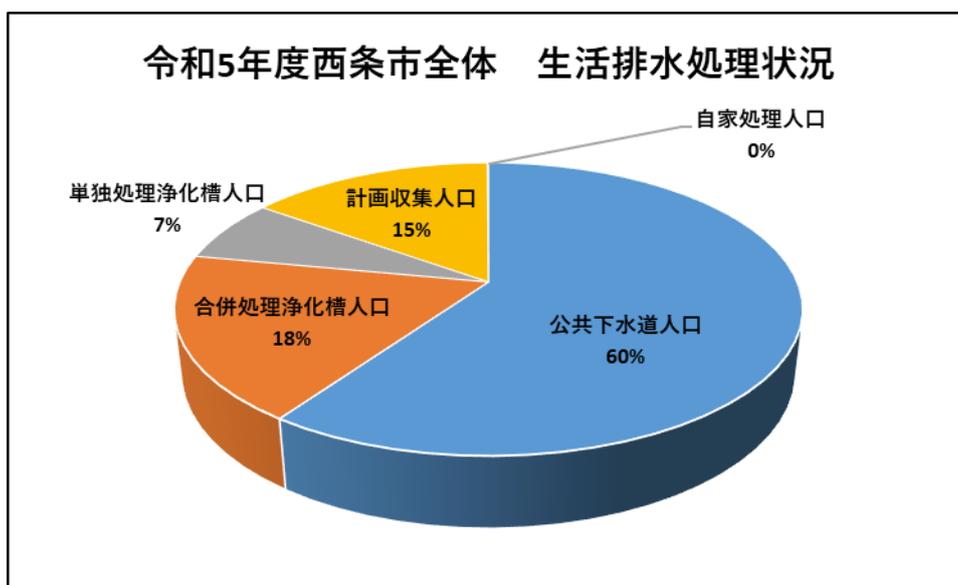
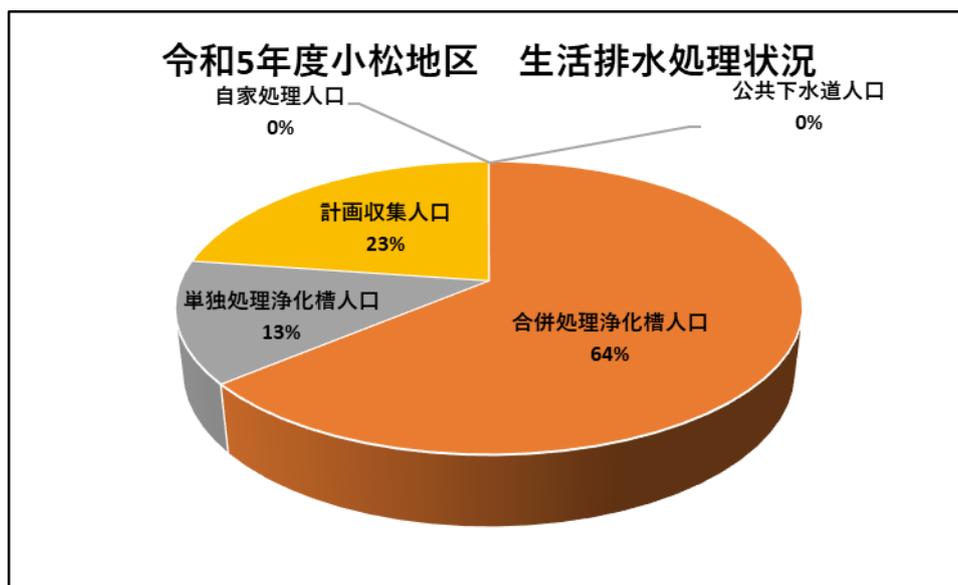
※ 量は、端数処理のため合計が合わないことがある。



(5) 生活排水の処理状況

		単位：人（外国人を含む）										
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
西条地区	行政区域内人口 A=B+E	59,883	59,759	59,606	59,565	59,184	58,725	58,663	58,238	57,780	57,169	56,857
	非水洗化人口 B=C+D	6,178	5,812	5,877	5,928	5,802	5,625	5,692	5,499	5,391	4,273	3,088
	計画収集人口 C	6,041	5,685	5,758	5,817	5,700	5,535	5,611	5,424	5,319	4,207	3,026
	自家処理人口 D	137	127	119	111	102	90	81	75	72	66	62
	水洗化人口 E=F+G+H+I	53,705	53,947	53,729	53,637	53,382	53,100	52,971	52,739	52,389	52,896	53,769
	公共下水道 F	44,282	44,724	44,709	46,770	46,682	47,996	48,923	48,812	48,533	49,196	50,103
	コミュニティプラント G	2,175	2,142	2,095	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	1,531	1,535	1,534	1,494	1,491	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	5,717	5,546	5,391	5,373	5,209	5,104	4,048	3,927	3,856	3,700	3,666
	合併処理浄化槽人口 J	3,470	3,457	3,401	3,476	3,443	3,415	2,478	2,420	2,403	2,339	2,377
単独処理浄化槽人口 K	2,247	2,089	1,990	1,897	1,766	1,689	1,570	1,507	1,453	1,361	1,289	
東予地区	行政区域内人口 A=B+E	31,463	31,125	30,890	30,662	30,349	30,154	29,955	29,539	29,152	28,768	28,427
	非水洗化人口 B=C+D	12,515	11,941	11,512	11,089	10,665	10,326	10,004	9,635	9,234	8,858	8,490
	計画収集人口 C	12,515	11,941	11,512	11,089	10,665	10,326	10,004	9,635	9,234	8,858	8,490
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	18,948	19,184	19,378	19,573	19,684	19,828	19,951	19,904	19,918	19,910	19,937
	公共下水道 F	7,448	7,584	7,758	7,824	8,001	8,150	8,256	8,278	8,287	8,346	8,419
	コミュニティプラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	11,500	11,600	11,620	11,749	11,683	11,678	11,695	11,626	11,631	11,564	11,518
	合併処理浄化槽人口 J	7,172	7,406	7,552	7,785	7,868	7,957	8,082	8,136	8,253	8,295	8,353
単独処理浄化槽人口 K	4,328	4,194	4,068	3,964	3,815	3,721	3,613	3,490	3,378	3,269	3,165	
丹原地区	行政区域内人口 A=B+E	12,690	12,527	12,418	12,177	12,007	11,792	11,651	11,513	11,313	11,082	10,885
	非水洗化人口 B=C+D	3,725	3,531	3,421	3,211	3,129	2,961	2,814	2,685	2,554	2,428	2,322
	計画収集人口 C	3,725	3,531	3,421	3,211	3,129	2,961	2,814	2,685	2,554	2,428	2,322
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	8,965	8,996	8,997	8,966	8,878	8,831	8,837	8,828	8,759	8,654	8,563
	公共下水道 F	3,296	3,363	3,369	3,392	3,362	3,418	3,482	3,548	3,560	3,546	3,567
	コミュニティプラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	5,669	5,633	5,628	5,574	5,516	5,413	5,355	5,280	5,199	5,108	4,996
	合併処理浄化槽人口 J	3,193	3,270	3,357	3,392	3,389	3,381	3,412	3,385	3,355	3,364	3,315
単独処理浄化槽人口 K	2,476	2,363	2,271	2,182	2,127	2,032	1,943	1,895	1,844	1,744	1,681	
小松地区	行政区域内人口 A=B+E	9,091	8,952	8,795	8,790	8,696	8,564	8,385	8,213	8,020	7,936	7,803
	非水洗化人口 B=C+D	2,491	2,311	2,187	2,117	2,020	1,995	1,852	1,738	1,625	1,682	1,773
	計画収集人口 C	2,491	2,311	2,187	2,117	2,020	1,995	1,852	1,738	1,624	1,681	1,771
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	水洗化人口 E=F+G+H+I	6,600	6,641	6,608	6,673	6,676	6,569	6,533	6,475	6,395	6,254	6,030
	公共下水道 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティプラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	6,600	6,641	6,608	6,673	6,676	6,569	6,533	6,475	6,395	6,254	6,030
	合併処理浄化槽人口 J	5,212	5,242	5,237	5,370	5,417	5,343	5,342	5,326	5,281	5,172	4,983
単独処理浄化槽人口 K	1,388	1,399	1,371	1,303	1,259	1,226	1,191	1,149	1,114	1,082	1,047	
西条市全体	行政区域内人口 A=B+E	113,127	112,363	111,709	111,194	110,236	109,235	108,654	107,503	106,265	104,955	103,972
	非水洗化人口 B=C+D	24,909	23,595	22,997	22,345	21,616	20,907	20,362	19,557	18,804	17,241	15,673
	計画収集人口 C	24,772	23,468	22,878	22,234	21,514	20,817	20,281	19,482	18,731	17,174	15,609
	自家処理人口 D	137	127	119	111	102	90	81	75	73	67	64
	水洗化人口 E=F+G+H+I	88,218	88,768	88,712	88,849	88,620	88,328	88,292	87,946	87,461	87,714	88,299
	公共下水道 F	55,026	55,671	55,836	57,986	58,045	59,564	60,661	60,638	60,380	61,088	62,089
	コミュニティプラント G	2,175	2,142	2,095	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	1,531	1,535	1,534	1,494	1,491	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	29,486	29,420	29,247	29,369	29,084	28,764	27,631	27,308	27,081	26,626	26,210
	合併処理浄化槽人口 J	19,047	19,375	19,547	20,023	20,117	20,096	19,314	19,267	19,292	19,170	19,028
単独処理浄化槽人口 K	10,439	10,045	9,700	9,346	8,967	8,668	8,317	8,041	7,789	7,456	7,182	





令和 5 年度版 西条市環境報告書

令和 6 年 発行

発行 西条市環境部環境政策課・衛生課・衛生施設課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷 164 番地
電話 0897-56-5151 (代)
E-mail kankyoseisaku@saijo-city.jp (環境政策課)
eisei@saijo-city.jp (衛生課)
eiseishisetsu@saijo-city.jp (衛生施設課)
